



かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし

# 鏡石町第5次総合計画

(後期基本計画)



福島県鏡石町





## ごあいさつ

鏡石町では、平成23年度に東日本大震災を契機として、町民相互の「絆」の大切さを「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」をまちづくりの基本理念に、「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を基本目標として、第5次総合計画（平成24年度～平成33年度）を策定しました。

計画では、『かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし』をまちの将来像とし、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」、「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！」、「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！」、「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」、「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石をつくります！」の5つの行政分野別目標を掲げ、各種施策を展開して参りました。

前期基本計画期間の5年間は、行政分野別施策と併せ、東日本大震災からの復旧復興事業にも全力を傾注して参りました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染や風評被害が極めて深刻な問題となっており、その対応も長期化している現在です。

さらに、平成27年国勢調査において、本町の人口が初めて減少する結果となり、少子化・高齢化、単身世帯・高齢世帯の増加が顕著に現れてきているとともに、経済産業の構造の著しい変化、地球環境問題の顕在化、住民ニーズの多様化・高度化と地方分権の進行といった動きがみられております。

このような中で、第5次総合計画の中間年次にあたり、基本構想の5つの柱を踏襲し、前期基本計画の評価検証を行い、社会経済情勢の変化や住民ニーズへ即応すべく、後期基本計画を策定することといたしました。

今後の5年間においては、震災からの復旧が概ね完了したことから、「総合的な視点に立った「復興と進化」のまちづくり」、「新時代にふさわしい行財政運営と協働のまちづくり」、「安心・安全で快適に暮らせるまちづくり」、「まちの特性を活かした魅力あるまちづくり」、「駅を中心にコンパクトなまちづくり」を進め、さらに、人口減少の克服と地方創生に向け、「通勤に便利で住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住の町」を目指し、町民一人ひとりが幸せを実感でき、笑顔あふれるまちづくりを着実に進めて参ります。

そのためには、町民と行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし、相互の連携と協力によりまちづくりを推進していく必要がありますので、町民の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり様々な方々から、貴重なご意見やご提言をいただきました皆さまに対し深く感謝申し上げます、発刊のあいさつといたします。

平成29年3月

鏡石町長 遠藤 栄作

# 鏡石町第5次総合計画 目次

## 序説：計画策定の背景等

序-1. 「第5次総合計画」策定の背景	2
序-2. 「総合計画」の性格と位置づけ	3
序-3. 「総合計画」の構成と目標年次	5

## 基本構想

第1章. 社会経済の潮流	10
第2章. まちの現状	14
2-1. 鏡石町の基礎的概況	14
第3章. まちの将来像と目標	22
3-1. まちの将来像と基本理念	22
3-2. 将来の目標人口	23
3-3. まちづくりの目標	25
第4章. 施策の大綱	28
4-1. 施策を推進するうえでの基本的考え方	28
4-2. 施策の大綱の構成	30
4-3. 施策の大綱	31

## 基本計画（後期）

序. 前期計画の主な取組みと成果	46
I. 町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！ （町民参加と行財政運営分野）	61
I-1. 参加と協働のまちづくり	62
I-2. 新時代の行財政運営	66
II. 心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！ （教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野）	75
II-1. 明日を担う人づくりと生涯学習の推進	76
II-2. スポーツの振興と健康づくり	85
II-3. 地域文化の保全・継承と創造	89

Ⅲ. 地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！	
（福祉・安心安全・コミュニティ形成分野）	95
Ⅲ-1. あたたかみのある福祉のまちづくり	96
Ⅲ-2. 持続性のある社会保障制度の構築	102
Ⅲ-3. 安心・安全な地域社会づくり	108
Ⅲ-4. 共生のコミュニティづくり	117
Ⅳ. 新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！	
（産業振興分野）	123
Ⅳ-1. 地域産業の振興	124
Ⅳ-2. にぎわいの創出とまちの活性化	128
Ⅴ. 快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります！	
（都市整備・都市開発分野）	133
Ⅴ-1. 魅力ある美しい都市空間の再生と創造	134
Ⅴ-2. 人にやさしい交通環境の形成	142
Ⅴ-3. 水循環の基盤整備	146
Ⅴ-4. 環境と共生するまちづくり	150

## 参考資料

参考資料1. 策定の経過	160
参考資料2. 鏡石町第5次総合計画策定後期計画策定要綱	163
参考資料3. 検討に関わる組織に関する要綱及び委員名簿	165
参考資料4. 総合計画等審議会諮問及び答申書	174
参考資料5. 用語解説	175



## 序説：計画策定の背景等

---



# 序説：計画策定の背景等

## 序-1

### 「第5次総合計画」策定の背景

#### 【ポイント】

■「第4次総合計画」の目標年次である2011年度（平成23年度）を迎えるにあたって、大きく変化した社会経済と町を取り巻く環境を踏まえ、そして町民の期待に応えるため、新しい視点で「第5次総合計画」を策定することとなったものです。

- 鏡石町（以下、原則として「本町」と記述する。）では、町政運営の基本となる総合計画を4次にわたって策定してきており、本町では、これらに示された考え方に基づいて、各種の行政施策を実施してきました。
- 2001年度（平成13年度）には、地方自治法に基づく「基本構想」を含む「第4次総合計画」を策定しました。
- これは、計画期間を2011年度（平成23年度）までの10年間とする「基本構想」、5年スパンの計画である「基本計画」、そして3カ年計画である「実施計画」からなるものです。
- 中間年次である2006年度（平成18年度）には、「基本計画」を改定しました。
- これらの計画が、いずれも見直し期限を迎えている一方で、本町をめぐる状況や、社会経済全般、そして町民の行政に対する期待などが大きく変化してきています
- そうした中、2011年（平成23年）3月11日には、東日本大震災が発生し、本町も大きな被害を受けました。
- こうした背景のもと、震災からの復興と新たな飛躍・発展も視野に入れた新たな本町の総合計画である、「第5次総合計画」を策定することとなったものです。

## 【ポイント】

- 「総合計画」は、本町が進める行政施策の総合的・基本的な計画です。基本構想については、長期的な視点にたって目標と基本的な方向を定めるものです。
- 本町の定める各種の計画や、施策や事業を実施するうえでの最上位の指針となります。
- 町民や事業者、他の行政機関などと連携した取組みを進めるために、町行政の基本的考え方を示した計画としての意義ももちます。

・総合計画の性格と位置づけは、以下のとおりです。

## ①総合的・基本的・長期的な性格をもつ行政計画

- ・「総合計画」は、本町の行うべき行政分野全体を網羅する「総合的な計画」、将来像や理念、施策などに関する骨格的な考え方や方向性を示した「基本的な計画」としての性格をもちます。
- ・「基本構想」については、早急に取組むべき施策を含みつつも、長期的な視点からあるべき姿を描いて、その実現を目指すための根拠としての「長期的な計画」としての性格をもっています。

## ②町の計画・施策・事業の指針となる最上位の計画

- ・行財政改革、都市計画と都市開発、環境保全と環境衛生、産業と文化振興、健康・福祉・教育の充実、安心・安全のまちづくり、コミュニティづくりなど、各分野における計画や施策を策定・実行するうえでの基本的な指針となり、本町が取組む全ての事業は、本計画に即して行われることとなります。

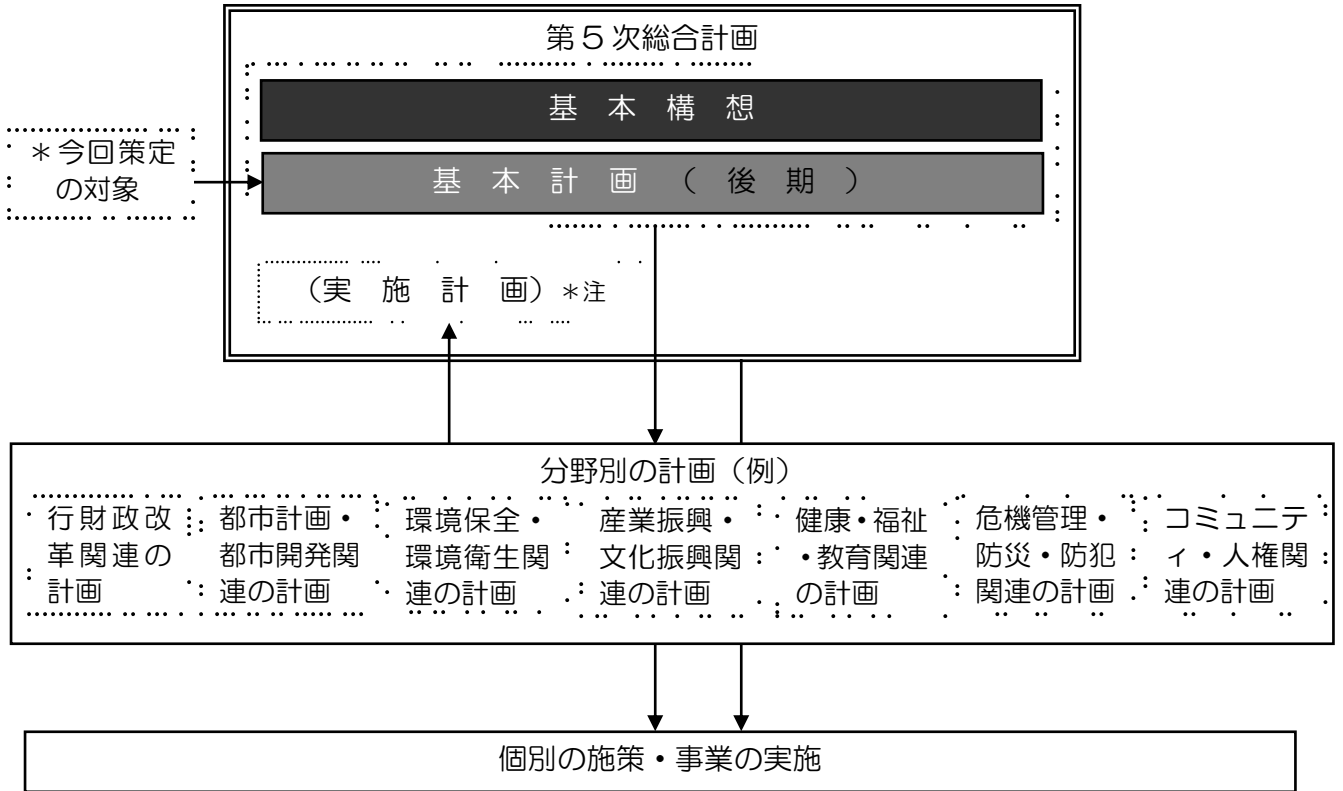
## ③町民等の理解と協力を得るための基本的考え方を示した計画

- ・町行政内部の指針として機能するのみならず、町民や各種の団体・企業のみならずにも尊重していただきたい基本的な考え方も盛り込んだ計画となります。
- ・そのため、「まちづくり委員会」での町民委員の方々による\*ワークショップをはじめとする町民参加により、様々な立場の方々からの意見を尊重し策定しました。

## ④他の行政機関との連携にあたっての根拠となる計画

- ・施策や事業の推進にあたって、町の行政区域を超えた広域的な対応が必要な場合は、隣接する須賀川市や天栄村をはじめ、他の自治体との連携を図りますが、本計画は、その際に本町の進める行政に関わる基本的考え方を示すものとなります。

注) \*印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照



総合計画を中心とした町の計画体系

\*注：実施計画は3カ年単位の予算措置の裏づけとするための計画であり、本冊子とは別に作成されます。

## 【ポイント】

- 「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。
- 「基本構想」は、町政運営の理念や基本的な方向性をまとめるもので、10年計画となります。
- 「基本計画」は、「基本構想」の実現に必要な施策や主要事業などを分野別に示すものです。計画期間は5年間で、本計画には「後期基本計画」をまとめています。
- 「実施計画」は、「基本計画」に示した施策を実現・実践するため、具体的な施策内容と事業を定めるものです。計画期間は3年間で、各年度の予算編成の根拠資料となります。（本計画書とは別途作成・公表されます。）

- ・「鏡石町第5次総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。
- ・本計画書には、その前段としての「序説」と、「基本構想」「基本計画」を掲載しており、「実施計画」については別途策定・公表することになっています。

## ◇序説

- ・計画策定の前提となる説明部分で、『「第5次総合計画」策定の背景』、『「総合計画」の性格と位置づけ』、『「総合計画」の構成と目標年次（本ページ）』から構成しています。

## ◇基本構想

- ・「基本構想」は、町政運営に関わる理念や基本的な方向性をまとめているもので、「基本計画」そして「実施計画」を策定・推進するうえでの前提、よりどころとなります。
- ・計画期間は2012年度（平成24年度）を初年度とする10年間とし、2021年度（平成33年度）を目標年次とします。

## ◇基本計画

- ・「基本計画」では、「基本構想」で明らかにした方向性を受けて、その実現に必要な基本的な考え方や施策の展開方法、主要事業などを分野別に示します。
- ・計画期間は、状況変化への柔軟な対応の必要性などから中期的なものとし、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの5ヵ年計画（前期計画）、2017年度（平成29年度）から2021年度（平成33年度）までの5ヵ年計画（後期計画）としています。

## ◇実施計画

- ・「実施計画」は、「基本計画」に示した施策を実現・実践するため、具体的な施策内容と事業を定めるものです。
- ・計画期間は3年間で、毎年検討・見直しを行うことで、各年度の予算編成の根拠資料となります。

## 「第5次総合計画」の構成と目標年次

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基本構想	←-----→									
基本計画	←-----→									
	前期基本計画（今回策定）					後期基本計画（予定）				
実施計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

\*3年毎の計画期間で毎年度見直す

# 基本構想

---

# 基本構想

・基本構想は、次に示す考え方で構成しています。

## ●まちの将来像

かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし

## ●まちづくりの目標

がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて

目標Ⅰ 「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」

目標Ⅱ 「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！」

目標Ⅲ 「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！」

目標Ⅳ 「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」

目標Ⅴ 「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります！」

目標人口：13,500人

## ●まちづくりの理念

〈基本理念1〉

やさしさとふれあい

〈基本理念2〉

復興と進化

## ●まちの現状

・まちの現況 ・東日本大震災による被災

---

---

## 第 1 章. 社会経済の潮流

---

---



# ◆第1章. 社会経済の潮流

## 【ポイント】

- 東日本大震災は、戦後最悪の大惨事となり、物的な都市機能の復旧・再生にとどまらず、地域経済や社会など、幅広い観点からの復興に向けた課題が山積しています。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染が極めて深刻な問題となり、長期にわたる対応が必要とされています。
  - 震災以外の分野を含む防災に加えて、防犯・テロ対策・感染症対策など、多分野における「総合的な危機管理体制の構築」を図るとともに、「消費者の保護」や「社会保障制度の持続性の確保」により、「安心・安全社会」を構築することが求められています。
  - 人口構造については、「少子化・高齢化」「単身世帯・高齢世帯の増加」といった動きがみられ「総人口の減少」や「人口構成のゆがみ」が拡大することが懸念されています。
  - 経済・産業面では、「厳しい経済環境」「グローバル化とソフト化・サービス化と高度情報ネットワーク社会の到来」を基本的な潮流としつつ、「各種産業の構造変化」がみられます。
  - 環境に関しては、「地球環境問題の顕在化」をはじめ、「地域の環境問題の多様化」「新エネルギーへの転換」などの動きがみられる中、様々な対応が検討・実施されています。
  - その他、「人々のニーズの多様化・高度化」「地域固有の資源の尊重」「地方分権の進行」といった動きがみられます。
- ・本町の政策・施策のあり方を考える前提として、近年の社会経済の動向、潮流を、世界やわが国全体をみたマクロ（巨視的）な観点から整理すると、次に示すとおりです。

## 【はじめに：東日本大震災の発生】

- ・2011年（平成23年）3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」は、マグニチュード9.0という世界的にも稀な巨大地震であり、戦後最悪の自然災害となりました。
- ・東北・関東地方を襲った激しい揺れとその後の大津波により、極めて多くの人たちの尊い生命と財産が奪われ、壊滅的な被害を受けました。市街地全体の「消失」といえるような、想像を絶する規模の災害に見舞われた都市も多くみられます。
- ・こうした中、被災者の生活支援・再建とともに、地域経済や地域社会の再構築などの視点を含めた、被災地域の総合的な復旧・復興に向けた取組みを行うことが、緊急かつ重要な課題となりました。
- ・また、東京電力福島第一原子力発電所における津波による施設の損壊と冷却機能の停止により引き起こされた放射能汚染は、震災に苦しむ被災地にさらなる打撃を与えるとともに、広範囲に悪影響を及ぼすこととなりました。
- ・原発の北西側の地域を中心に、極めて高い放射線量が測定され、特に放射性セシウムは広域的に汚染が拡大している状況にあり、人々の健康被害、特に乳幼児への悪影響が懸念されました。強制避難によるコミュニティの崩壊、農漁業への打撃、さらには風評被害や被害者への偏見・差別などの社会問題も生じています。

- ・原子炉を制御下においたうえで安全な廃炉措置を完了するまでには、極めて長い期間を要すると考えられており、多岐にわたる取組みを長期的に継続していかなければなりません。
- ・この未曾有の大災害は、被災地はもとより、わが国全体の経済・社会にも深刻な影響を及ぼしているものであり、国をはじめ、官民の総力をあげての取組みが不可欠となっています。
- ・こうした極めて大きな課題の浮上を前提としつつ、社会経済の潮流を震災以前よりみられていた内容も含めて分野別に整理すると、以下のとおりです。

#### (1) 「安心・安全社会」の構築

- ・国民に「安心・安全」な暮らしを保障するため、防災をはじめ、防犯、テロ対策、感染症対策、消費者保護といった様々な分野において総合的な対策を講じること、危機管理体制を構築することが、震災前から重要な政策テーマとして指摘されていました。
- ・震災後の現在、さらにその重要性が高まり、また広く認識されるようになっていきます。
- ・また、社会保障制度の持続性を維持し、だれもが安心して暮らせるような社会をつくるのが、極めて重要な課題となっています。

#### (2) 人口構造に関わる動向

- ・少子・高齢化、世帯当り人員の低下といった長期的な傾向に加えて、近年は、わが国全体の人口が減少に転じたことが、各種の調査から明らかになっています。
- ・これらの傾向は、今後も当分の間は継続すると考えられており、社会保障などに悪影響を与える恐れが指摘されています。
- ・一方で、高齢者の社会参加の機会の拡大、一人ひとりを大切にしたい子育ての推進、質の高いまちづくりなどを図るうえでは、活かすべき機会であると捉えることも可能です。

#### (3) 経済環境と産業構造に関わる動向

- ・\*ICT（情報通信技術。一般的にはITと呼ばれる。）の飛躍的な進歩を基礎に、経済の「\*グローバル化」と「ソフト化・サービス化」の流れが加速するとともに競争が激化し、また産業構造が大きく変化してきています。
- ・こうした中、世界的な金融危機の影響などによる深刻な低迷状況から立ち直りつつあったわが国の経済ですが、東日本大震災の発生により深刻な打撃を被ることとなりました。
- ・総合的な視点から、全力をあげて産業の再生と経済の復興を目指すことが課題となっています。

#### (4) 環境問題に関わる動向

- ・地球レベルでの環境問題に対応するため、国際間で、温室効果ガスの発生削減や生物多様性の保全などに関するルールづくりに関する話し合いが行われており、わが国でも高い目標を設定して各種の取組みを進めています。
- ・「高度成長期型」の公害問題の多くは緩和・改善したものの、新たな環境問題への対応を含めた環境保全・改善の重要性に変わりはありません。
- ・そうした中、人々や事業者などの意識も変化し、環境問題への取組みが活発化してきています。

注) \*印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

### (5) 人々の価値観の変化と地域の自立性の拡大に関わる動向

- 社会・経済の成熟化に伴って、人々のニーズや価値観が多様化・高度化し、生活スタイルの変化や様々な場面への社会参加などがみられるようになっていきます。
- \*グローバル化が進行する中、一方では、地域の資源を大切に活用していく「地域回帰」の動きもみられます。
- 徐々に地方分権が進む中、自治体がもつ権限と責任が高まりつつあり、独自のまちづくりを展開する必要性が増しています。

注) \*印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

---

---

## 第2章. まちの現状

---

---

## ◆第2章. まちの現状

### 2-1

### 鏡石町の基礎的概況

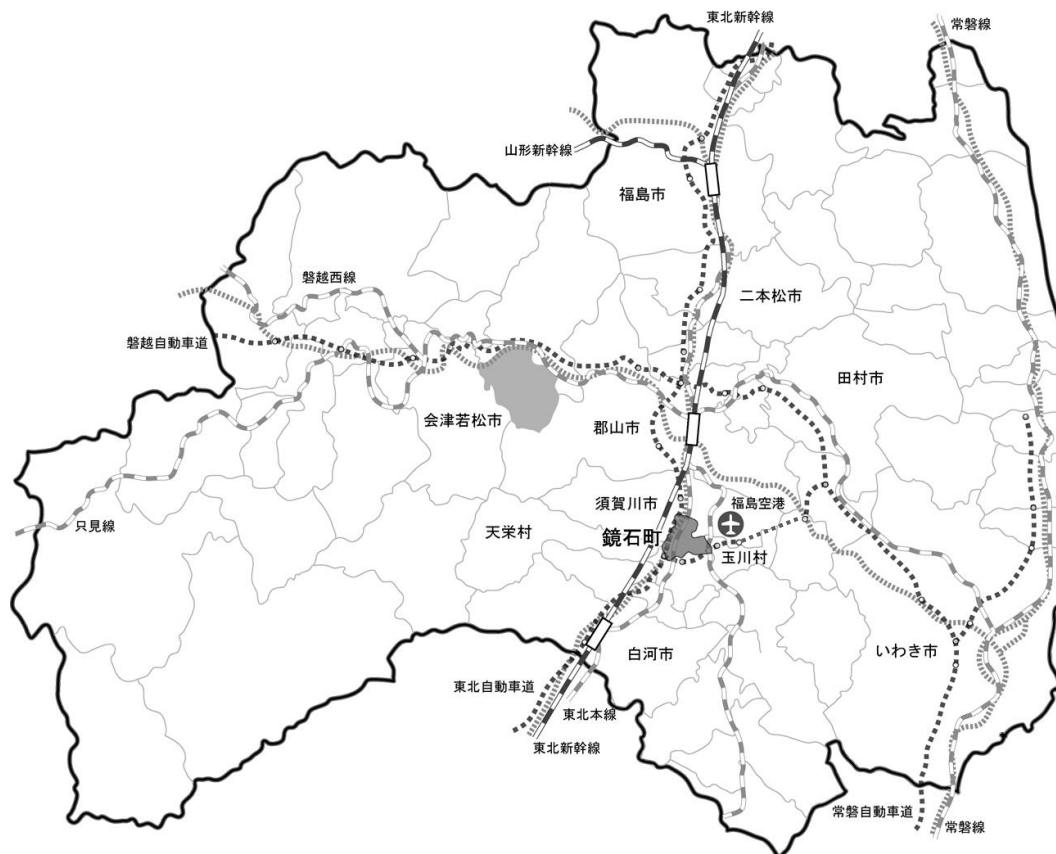
#### (1) 町の位置と地勢

##### 【ポイント】

- 本町は、福島県「中通り」の中央南部に位置するコンパクトなまちです。
- 比較的温暖な気候に恵まれており、阿武隈川と釈迦堂川に挟まれた河川域に、肥沃な耕地が広がっています。大部分が台地で、平坦地と緩やかに傾斜した斜面地からなります。
- 東北縦貫自動車道（「スマートインターチェンジ」が設置）や国道4号をはじめとする幹線道路とJR東北本線が南北に通る、交通の利便性が非常に高くなっています。

#### ①位置・標高・面積

- ・本町は、福島県の「中通り」の中央南部（北緯37度15分、東経140度20分）に位置しています。
- ・標高は240mから290m余で、ほぼ平坦な大地となっています。
- ・北側及び北東側、北西部は須賀川市に、南側は矢吹町（西白河郡）及び一部で天栄村（岩瀬郡）に、南東側は阿武隈川を隔てて玉川村（石川郡）にそれぞれ接しています。
- ・東京からは約200kmの位置にあります。
- ・面積は31.30km<sup>2</sup>で、東西7.7km、南北7.5kmのコンパクトなまちとなっています。



鏡石町の位置

## ②自然条件

- 内陸型の気候ですが、標高が高くないこと、寒冷な東北地方にあっては南側に位置することなどから、比較的温暖です。
- 東境の阿武隈川と西境の釈迦堂川に挟まれた両河川域には、肥沃な耕地が広がっています。
- 那須連峰の山並みを背景とした田園地と樹林地が非常に美しい景観をつくりだしており、自然環境の豊かなまちです。
- 大部分が台地で、比較的急傾斜地が少なく、平坦地と緩やかに傾斜した斜面地からなります。

## ③交通条件

- 高速道路である東北縦貫自動車道、東北地方の広域道路の主動線となる国道4号が南北に通っており、国道4号については4車線化が進んでいます。
- 1993年（平成5年）には、町の中心部から東側の方向に直線で約8km、自動車を利用して約15分のところに福島空港が開港しました。
- 2007年（平成19年）9月から2009年（平成21年）3月にかけて、「※スマートインターチェンジ」の社会実験が行われた後、同年4月からは恒久化されています。
- JR東北本線が南北に通っており、鏡石駅が設置されています。
- こうしたことから、交通の利便性が非常に高いまちとなっています。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## (2) 沿革

### 【ポイント】

- 鏡石一帯には、先史時代から、人々が住んでいたと考えられています。
- 1889年（明治22年）4月の町村制施行により、4ヶ村が合併して鏡石村となりました。
- 明治時代の初期には、広大な原野が、宮内省直営で開墾され、「順宣牧場（現在の「岩瀬牧場）」が誕生しました。
- 1911年（明治44年）に鏡石駅が開設されました。
- 1962年（昭和37年）に町制を施行し、以来、県内でも上位の一戸当たりの農業所得を誇る一方で、工業団地の開発やスマートインターチェンジの開設などにより、工業機能も強化して発展を続けてきました。
- 近年は経済環境の悪化などにより、「右肩上がり」の成長は難しくなっており、発想の転換を求められていたところに、東日本大震災が発生し甚大な被害を受けました。

### ①先史時代～古代

- ・鏡石一帯には、先史時代から、阿武隈川・釈迦堂川の流域に人々が住んでいたと考えられています。
- ・町内で、原始・古代の時代に使われていたと思われる旧石器が発見されており、陣ヶ岡遺跡などがあります。
- ・福島県において最も古い3～4万年前のものと推定されており、学術的にも高い評価を受けています。
- ・奈良～平安期の遺跡からは製鉄所跡や工人の住居跡が発見されており、文化の進展があったことが伺われます。

### ②中世～江戸時代

- ・古くは須賀川城主である二階堂氏の領地でした。
- ・江戸時代には、松尾芭蕉が奥州街道を北上し、足跡を残しています。

### ③明治時代以降

- ・1873年（明治6年）に、笠石新田・細谷・行方野・森宿の4ヶ村が合併して笠石村に、1875年（明治8年）には、笠石村と成田村が石川郡から岩瀬郡に編入され、その翌年には、高久田・鏡沼・仁井田の3ヶ村が合併して鏡田村となりました。
- ・1889年（明治22年）4月の町村制施行により、鏡田・久来石・笠石・成田の4ヶ村が合併して鏡石村となりました。
- ・また明治時代の初期には、広大な原野が宮内省直営で開墾され、「順宣牧場」が誕生しました。
- ・1907年（明治40年）には、オランダから乳牛と農機具とともに青銅の鐘が贈られました。
- ・こうして、後に岩瀬牧場と呼ばれる日本初の西洋式牧場が誕生し、唱歌である「牧場の朝」のモデルとなりました。
- ・1911年（明治44年）には、鏡石駅が開設しました。

#### ④町制施行後

- 1953年（昭和28年）の町村合併促進法による合併では、単独村として合併を行わず、1962年（昭和37年）に町制を施行しました。
- 高度経済成長期には特に人口の増加が激しく、大きく発展しました。
- 1970年（昭和45年）には「県中都市計画区域」の指定を受け、翌年には「郡山地方広域市町村」の圏域に含まれることとなりました。
- 1986年（昭和61年）には、「郡山テクノポリス構想（2000年からは「郡山地域高度技術産業集積活性化計画」）の圏域」に指定を受けました。
- 1990年（平成2年）からは、「21世紀FIT構想」の構成市町村の一翼を担っています。
- 県内でも有数の一戸当たり農業所得額を誇る一方で、工業団地の開発や\*スマートインターチェンジの開設などにより、工業機能も強化して発展を続けてきました。
- 1998年（平成10年）には、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」が都市計画決定され、事業を進めてきています。
- 近年は経済環境の悪化などにより、「右肩上がり」の成長は難しくなっており、発想の転換を求められていたところに、東日本大震災が発生し大きな打撃を受け、現在に至っています。

注) \*印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

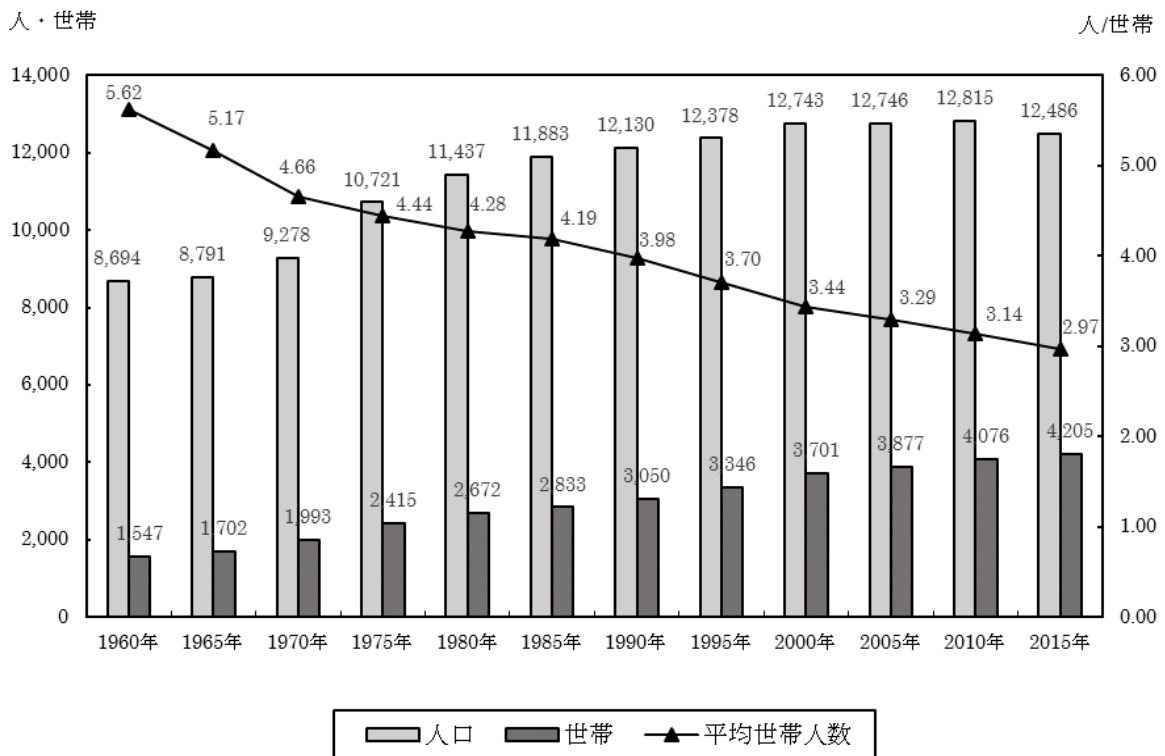


### (3) 人口・世帯

#### 【ポイント】

- 町の人口はおおむね1万3千人で、増加を続けてきましたが、近年は頭打ちの傾向もみられます。
- 少子高齢化の進行は現時点では緩やかで、比較的若い世代の多いまちとなっています。

- 町の人口は、2015年（平成27年）国勢調査によると12,486人、住民基本台帳による値では12,439人（2017年3月1日現在）です。自然増加による増加傾向にありますが、近年は頭打ちの傾向にあります。震災後は、転出超過による減少傾向もみられます。
- 世帯数は、同調査では4,205世帯で増加を続けていますが、平均世帯人員は2.97人/世帯と、一貫して減少してきています。
- 少子高齢化の進行の度合いは県全体と比較すると緩やかです。総人口に占める子供の数の割合は約14.5%と、県全体の約12.1%と比較してかなり高い割合の「比較的若い世帯の多いまち」となっています。しかし、今後高齢化が進行することはほぼ確実であり、社会経済情勢や町の取組み次第では、少子化が加速度的に進行することも危惧されるため、留意が必要です。



町の人口・世帯の推移

\*資料：国勢調査

## (4) 産業構造

## 【ポイント】

■農業が盛んで、製造業も比較的多く立地するほか、第3次産業の割合が3分の2を占めるにいたっていますが、東日本大震災の影響もあって、厳しい状況に直面しています。

- 事業所形態をとっているところは少ないものの、平坦で肥沃な土地を活かした農業が盛んで、「岩瀬きゅうり」や各種の果樹の産地として知られるなど、一戸当たりの農家所得は県下でも上位となっています。
- しかし、後継者不足や遊休農地の増加などが進行しているほか、輸入の自由化に向けた動きもみられ、農業をめぐる先行きに不透明な部分が大きくなっています。
- 建設業の事業所数が全体の11.8%、製造業が20.0%で合計31.8%と3分の1弱あり、両者で全体の就業者数の半数を占めています。
- 第3次産業（サービス業）の比率が、事業者数で67.6%と全体の3分の2を超えており、就業者数でも51.5%と半数を超えるなど、鏡石町でも経済のソフト化・サービス化が進行していることが伺われます。
- いずれも厳しい問題に直面していたところに、東日本大震災がさらに追い打ちをかける結果となっています。

産業別の事業所数及び就業者数

業種	事業所		就業者	
	事業所数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業	3	0.5%	21	0.4%
農業	3	0.5%	21	0.4%
第2次産業	175	31.8%	2,518	48.1%
建設業	65	11.8%	417	8.0%
製造業	110	20.0%	2,101	40.1%
第3次産業	372	67.6%	2,696	51.5%
電気ガス・熱供給・水道業	1	0.2%	10	0.2%
運輸業、郵便業	10	1.8%	198	3.8%
卸売業、小売業	126	22.9%	891	17.0%
金融業、保険業	6	1.1%	45	0.9%
不動産業・物品賃貸業	17	3.1%	31	0.6%
学術研究、専門・技術サービス業	15	2.7%	37	0.7%
宿泊業、飲食サービス業	52	9.5%	190	3.6%
生活関連サービス業、娯楽業	57	10.4%	175	3.3%
教育、学習支援業	17	3.1%	285	5.4%
医療、福祉	38	6.9%	411	7.9%
複合サービス事業	3	0.5%	25	0.5%
サービス業（他に分類されないもの）	21	3.8%	288	5.5%
公務	9	1.6%	110	2.1%
合計	550	100.0%	5,235	100.0%

\*資料：平成26年経済センサス基礎調査



---

---

## 第3章. まちの将来像と目標

---

---

## ◆第3章. まちの将来像と目標

### 3-1

### まちの将来像と基本理念

#### 【ポイント】

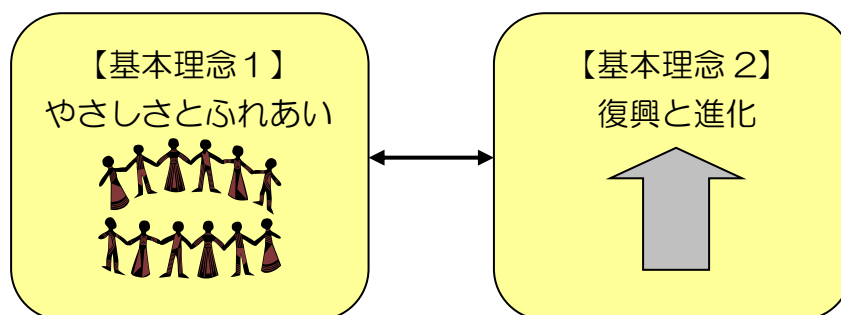
- まちの将来像を、『かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし』とします。
- その実現に向けて、「やさしさとふれあい」と「復興と進化」を基本理念とします。

- 東日本大震災により大きな被害を受けた今、町民と行政が総力を結集して、復旧・復興に向けた取組みを行うことが求められています。
- しかしそれは、単に「元に戻す」という意味の「復旧」にとどまらず、従来の発想にとらわれ過ぎず「新たな視点」をもって生まれ変わった「光り輝く都市」を実現する、という「復興」と「飛躍」の視点も含んだものであるべきと考えられます。
- 本町の新たな発展に向けた転換点（ターニングポイント）としようという意思も踏まえて、将来実現すべき望ましい都市の姿（町の将来像）を「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」とします。
- 町民や町内で活動する企業や団体など、多様な主体との連携のもと、全町的な取組みで、この将来像の実現を目指していきます。

#### 【まちの将来像】

かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし

- この将来像を実現するために、各種の行政施策を展開していきますが（「第4章. 施策の大綱」参照）、その前提として、震災で改めて重要性が認識された町民相互の「きずな」、すなわち「やさしさとふれあい」の心を大切にしつつ、震災からの復興、そして単に「元に戻す」復旧にとどまらず、一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念（全ての施策に通底する基本的な考え方）とします。



## 【ポイント】

- 将来の目標人口（2021年（平成33年））を13,500人とします。
- 就業人口については、概ね7,000人への回復・増加を目指します。

## (1) 町の総人口の目標値

- 本計画の目標年次である2021年（平成33年）における人口を、「コーホート要因法」と呼ばれる、従来の傾向（出生率・死亡率など）がそのまま継続して推移したとみなして将来値を求める手法で推計すると、これまでの人口増加傾向は頭打ちとなって減少に転じ、12,500人を下回る事となります。
- そして東日本大震災が、マイナス要因として働いてくるのが危惧されます。
- しかし、この傾向をそのまま放置するのではなく、本町の交通の利便性と比較的低い放射線量などの優位性を前面に、まちの魅力づくりや宅地の供給など、様々な施策を講じることで、全国的な傾向でもある自然減に歯止めをかけ、社会増（人口の町内への転入と転出の差のこと）を図るものとします。
- この考え方から、平成22年度の国勢調査人口である概ね12,800人から、13,500人程度まで増加させることを目指すものとします。

将来の目標人口

年次	2010年（平成22年） 国勢調査実績値	2021年（平成33年） 目標値
人口	概ね12,800人	概ね13,500人

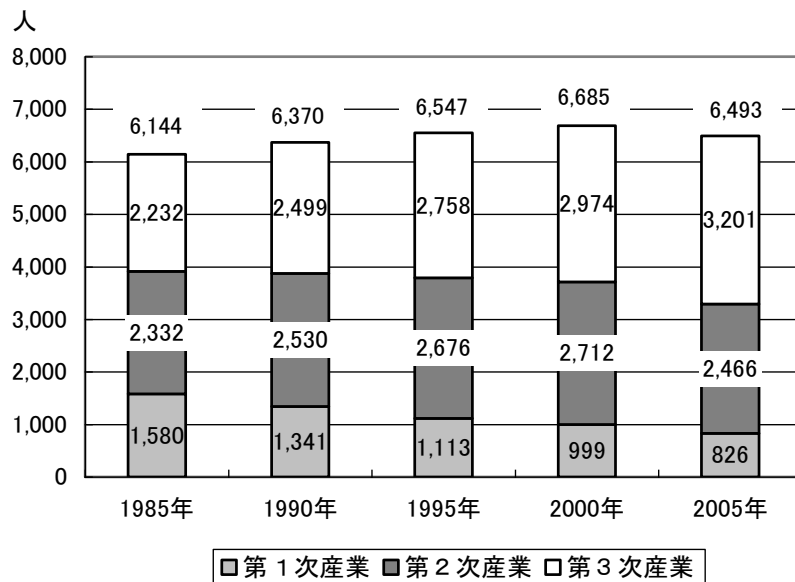


## (2) 就業人口の目標値

- 本町の実業人口は、2000年（平成12年）の調査時点で6,685人まで増加しましたが、その後、減少に転じています。
- 経済構造の変化などにより、特に農業（第1次産業）と製造業・建設業（第2次産業）の実業人口の減少が目立っており、震災の影響も加わって、今後も当分の間は厳しい環境の下におかれることが懸念されます。
- しかし、復興の過程で、町全体の人口の増加とともに周辺町村部からの就業者の増加を図ることとし、本計画の目標年次である2021年（平成33年）における就業者数を概ね7,000人と設定します。
- 農業については営農規模の拡大なども求められており、単に就業人口を増加させれば良いというものではありませんが、総就業者数の回復と増加に向けて、各種の施策を総合的に展開していくものとします。

将来の就業人口

年次	2005年（平成17年） 実績値	2021年（平成33年） 目標値
就業者数	6,493人	概ね7,000人



産業別就業人口の推移

## 【ポイント】

- 「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を基本目標としたうえで、5つの行政分野別の目標を掲げ、実現を図ります。
- 5つの目標相互が関連性をもつため、分野横断的な視点で取組みます。

- ・「まちの将来像」を実現するための政策の柱である「基本目標」として、震災からの復興の視点を機軸に「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を掲げ、この「基本目標」の下に、行政分野別の5つの個別目標を設定します。
- ・これらに対応した形で、次章の「施策の大綱」、そして「基本計画」を構成します。

【基本目標】がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて

目標Ⅰ．町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！

～町民参加と行財政運営分野～

目標Ⅱ．心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！

～教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野～

目標Ⅲ．地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！

～福祉・安心安全・コミュニティ形成分野～

目標Ⅳ．新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！

～産業振興分野～

目標Ⅴ．快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります！

～都市整備・都市開発分野～





---

---

## 第4章. 施策の大綱

---

---

## ◆第4章. 施策の大綱

### 4-1

### 施策を推進するうえでの基本的考え方

#### 【ポイント】

■今後の町政運営とまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を、次のとおりとします。

- ①総合的な視点に立った復興まちづくり
- ②新時代にふさわしい行財政運営と協働のまちづくり
- ③安心・安全で快適に暮らせるまちづくり
- ④まちの特性を活かした魅力あるまちづくり

・これまでに整理した「社会経済の潮流」や「町の置かれた状況」、「町民意向」を踏まえて、町政運営とまちづくりを進めていくうえで機軸とすべき基本的な考え方を整理すると、以下に示すとおりです。

#### ①総合的な視点に立った復興まちづくり

- ・本町は、東日本大震災により甚大な被害を受けました。
- ・多くの建物や構造物が損壊したほか、当初は、町民の一部が避難所での生活を余儀なくされました。
- ・また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れにより農産物が作付け困難となったり出荷停止の措置を受けるなど、産業面でも深刻な影響を被ることとなりました。
- ・そのため、放射線量の測定や施設の除染など、原子力災害への対策に全力をあげます。
- ・当面の復旧活動が完了した後は、中長期的な視点に立って、まちの復興に努めていきます。
- ・その際には、単にまちを元の姿に戻す「復旧」にとどまらず、生活の再建、産業の再生など、総合的な視点に立った「復興」のまちづくりを行い、さらなる飛躍を目指していきます。

#### ②新時代にふさわしい行財政運営と協働のまちづくり

- ・時代は変化を続けており、行政運営のあり方も変化を迫られています。
- ・地方分権が進む中、そして大震災からの復興を図るうえでも、本町ならではの考え方に基づいた取組みに努めます。
- ・現在は、人口が増加傾向にあり少子高齢化の程度が相対的には高くないまちですが、今後は、人口構成も変化し、財政運営が厳しさを増していくことも想定されます。
- ・「選択と集中」による効率的な投資など、財政運営のうえでの工夫を行っていきます。
- ・また、全国的に、まちづくりへの住民参加が一般的なものとなり、また重要性を増してきています。
- ・本町においても、さらなる町民の参加を図り、行政との適切な役割分担のもと、「協働のまちづくり」を目指していきます。

### ③安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

- 東日本大震災は、安心・安全な暮らしを守ることの重要性を改めて示しました。
- 地震災害からの復興まちづくりとともに、再び大規模な地震が発生した場合にも、被害を最小限にとどめるための「防災まちづくり」を進めます。
- 本町は、東京電力福島第一原子力発電所からは相当の距離にはありますが、万が一の事態に備えて、安全な廃炉措置が完了するまで、継続的に正確な情報の把握に努め、迅速に対応していきます。
- また、河川に挟まれた町としての水害対策などを含む、多角的な防災に全力をあげるとともに、町民からの期待の強い交通安全の向上、防犯のまちづくり、消費者の保護など、多角的な視点に立った「安心・安全まちづくり」を進めていきます。
- 国や県などの取組みによるところが大ですが、医療、福祉、社会保障制度などの信頼性を保ち持続的な制度として運用していくことに努めます。

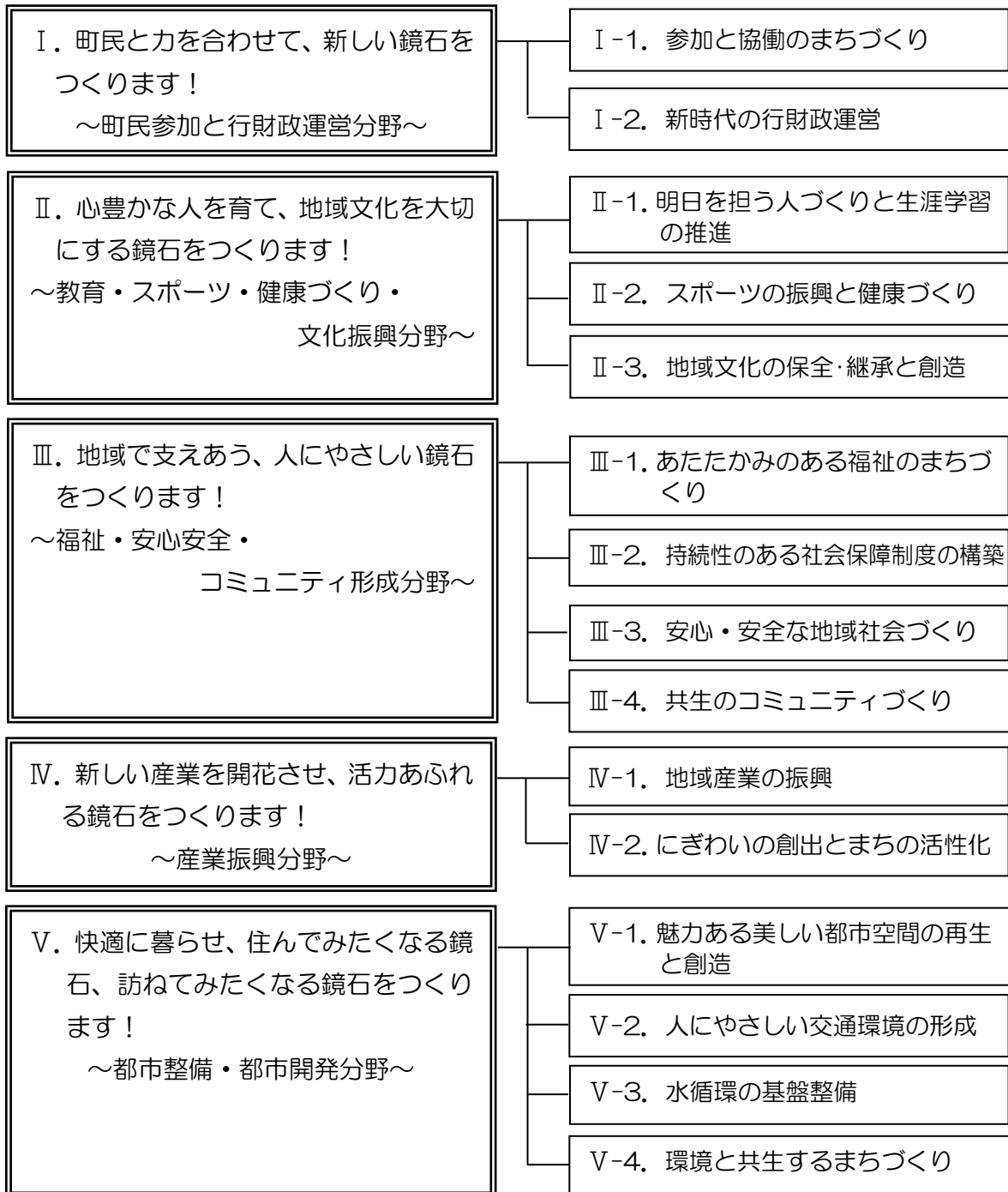
### ④まちの特性を活かした魅力あるまちづくり

- 本町は、面積 31.30k m<sup>2</sup>で、東西 7.7km、南北 7.5km のコンパクトな町で、駅を中心とした半径 1km の範囲内に約 7 割の人たちが暮らしています。
- このコンパクトさを活かして、過度に自動車に依存しない、徒歩や自転車、公共交通機関の利用によって、安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- また、那須連峰の山並みを背景とした田園地と樹林地の美しい景観や、阿武隈川と釈迦堂川の水辺空間の存在など、自然環境にも恵まれており、野菜や果樹を中心とする一戸当たり農業所得額は、県下でも上位となっています。
- 岩瀬牧場やアヤメやハナショウブなどの花々で知られる鳥見山公園など、魅力的な地域資源も多くみられます。
- さらには、広域幹線道路が整備されており、交通の利便性が非常に良いこともまちの強みです。
- これらのまちの特性や地域資源を大切に守り育て、「住んでみたくなるまちづくり」「訪れてみたくなるまちづくり」を進めます。

## 【ポイント】

- 「3-3」の5つの目標に対応して、「施策の大綱」を構成します。

## &lt;5つの目標&gt;



## I. 町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！ ～町民参加と行財政運営分野～

- 地方分権の進展や経済社会の\*グローバル化などの社会経済の変化に柔軟に対応する視点から、また、東日本大震災からの復興の観点も含めて、基本的な行政課題に取り組めます。
- 町民や企業・団体の人たちと協働した取組みを進める一方で、各種の行財政改革を継続・強化して、これまでの良さを大切にしつつ、力強く震災から立ち直った新しい鏡石づくりを目指します。

### I-1. 参加と協働のまちづくり

#### (1) 町民参加の促進

- まちづくりは、町民や町内で事業を行っている人たち、各種の団体などの人たちなどから、広く協力と参加を得て進める必要があります。
- 震災復興の取組みをはじめとして、行政計画づくりからその実施・運営にいたるまで、行政との適切な役割分担のもと、これまでも増して様々な分野における町民の参加と参画を促進します。
- 事業によっては、「町民主体の取組みを行政が支援する」ことを理想な姿として捉え、そのための体制の構築に努力していきます。

#### (2) 広報広聴の充実

- 町民の暮らしや町内の企業や団体の活動にとって、また、町政運営への町民参加・事業者参加を促進するためにも、町に関する情報を広く提供する広報活動が重要であるため、正確な情報を様々な手段で迅速に伝えることに努めていきます。
- 一方で、様々な意見を聴取し、町政に反映していくための広聴のための手法の充実を図ります。
- 広報広聴のためのツール（道具・手段）として、\*ICT（情報通信技術。一般的には IT と呼ばれる。）の活用も重視していきます。

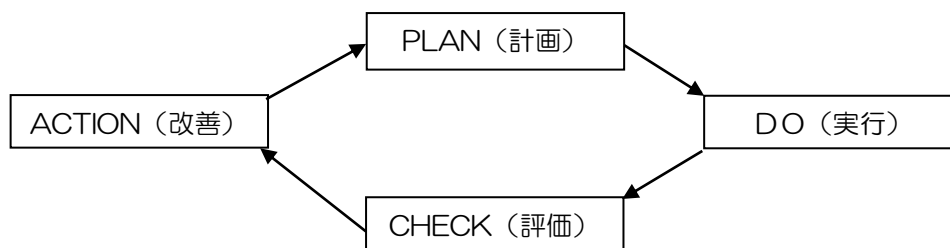
### I-2. 新時代の行財政運営

#### (1) 行財政の改革と進行管理

- 効率的な行財政運営を目指して、経費の節減、自主財源の充実、「選択と集中」による戦略的な投資、行政組織と事務事業のあり方の継続的な検討と実施、職員の資質と意識の向上、政策決定の透明性の確保など、各種の行財政改革を継続します。
- 改革や事業の効果を検証するため、その達成状況や原因などについて随時検証する政策評価（事務事業評価）を実施し、行政施策の進行管理の体制（PDCA サイクル）の充実を図ります。
- \*ICT（情報通信技術）の活用や民間活力の活用などにより、行財政の効率化を推進します。

注）※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・震災を教訓に、幅広い視点からのリスクマネジメント（危機管理）体制の構築を図ります。



PDCA サイクルの概念

## (2) 広域行政の展開

- ・町単独で行うよりも高い効果を得ることを目的として、須賀川地方保健環境組合をはじめとする広域組織を設置して、相互に連携した取組みを進めていますが、今後も必要に応じて、新たな広域組織への参加や設立を検討していきます。
- ・隣接する市町村や、他の自治体との協力・連携による事業の実施を検討します。
- ・地方分権の動きに注視し、広域圏に関わる行政施策に関わる調査と研究を行います。

## (3) 自治体間交流・国際交流の推進

- ・震災を教訓とし、また交通の利便性を活かして、隣接する市町村との間での交流を継続し、また拡大を図ります。
- ・友好都市などとの間で、幅広い連携・協力関係を維持・強化します。
- ・経済社会が※グローバル化する中、鏡石町にも外国人が多く居住し、また働いているため、町民との交流や外国人同士の交流を促進します。
- ・諸外国との間で、産業振興のための交流、友好促進のための文化交流など、多角的な国際交流を図るため、必要な調査・研究を行います。
- ・案内標識や広報などの外国語表記の推進、学校教育や生涯学習の場の提供にあたっての国際理解や語学関連のプログラムの充実などを推進します。

## Ⅱ. 心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！ ～教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野～

- ・明日を担う子どもたちへの質の高い教育機会の提供、現在も活発なスポーツ活動のさらなる振興、地域ならではの文化の保全・継承と新たな文化づくりなど、教育・文化関連施策の充実に努めます。

### Ⅱ-1. 明日を担う人づくりと生涯学習の推進

#### (1) 小中学校における教育の充実

- ・町立の小中学校（第一小学校・第二小学校・鏡石中学校）において、全ての児童・生徒が質の高い公教育を受けられるように、施設や体制の整備を図ります。

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

- ・基礎的な学力の向上と子供がもつ個性の発揮を両立できるように、本町ならではの独自性を活かした体制づくりやプログラムの工夫などを行います。
- ・特別支援学級でのきめ細かな指導など、適切な障がい児教育を継続します。
- ・震災により大きな被害を受けた施設の復旧・復興に注力し、安心して安全に授業が受けられる環境を整えます。
- ・子どもたちの「心のケア」にも重点をおきます。

## (2) 幼児教育の充実

- ・集団生活の中で一人ひとりの可能性を伸ばし、道徳心や自立心の芽生えを後押しし、心身の調和した発育を視点とした幼児教育を実施します。
- ・町立幼稚園において、預かり保育機能の強化に努めるとともに、私立幼稚園の振興のための支援を継続します。
- ・多様な幼児教育ニーズや園児数の減少への対応などの観点から、国などの動向を踏まえつつ、「※幼保一体化」の取組みも検討していきます。

## (3) 生涯学習機会の拡大

- ・町民が生涯にわたり、学び・学習の活動を続けていける生涯学習の環境と体制づくりを図ります。
- ・その拠点となる公民館や図書館の利用促進を図る一方で、機能の充実や効率的な管理に努めます。
- ・町民や団体による自主的な学習活動を支援するため、多様な学習プログラムの提供、関連情報の発信、指導者の育成・発掘と招致などを推進します。
- ・生涯学習に関わる団体の設立や運営を支援します。

## (4) 青少年の健全育成の支援

- ・人にやさしい地域社会づくり、社会活動やレクリエーションの機会の提供などを通じて、青少年の健全育成を図ります。
- ・家庭・学校・地域が連携して、非行の防止や更生支援などができるような体制づくりを図ります。

## Ⅱ-2. スポーツの振興と健康づくり

### (1) スポーツの振興

- ・スポーツ施設の整備が進んだ町であることから、今後も体育協会や総合型地域スポーツクラブを中核として、さらなるスポーツの振興を図ります。
- ・各種のスポーツイベントを継続、発展させ、新たなイベントの誘致も検討していきます。
- ・以上により、「スポーツのまち鏡石」の形成を目指します。

### (2) 町民保健と健康づくりの支援

- ・町民の健康を守るため、各種の健康診査や健康づくりに関わる事業、母子保健事業などを実

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照



施します。

- 町民全体の健康づくりを進めるとともに、特に高齢化により増大が見込まれる医療費を抑制する観点からも、予防接種や健康増進のための啓発事業など「予防医療」に注力します。
- 近年増加している自殺対策にも重点を置きます。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線の拡散が本町においてもみられるため、放射線量の測定の継続や、震災の影響による「心の病」の増加に対応にしたケアや相談体制の充実を図るとともに、放射線対策としての検査や除染など、その結果によって適切な対応を講じます。

## Ⅱ-3. 地域文化の保全・継承と創造

### (1) 地域文化の保全・継承と新文化の創造

- 岩瀬牧場の「オランダの鐘」をはじめ、町がもつ文化財を大切に守るため、その周知や広報などを進めます。
- 震災により破損した文化財の修復など、必要な措置を講じます。
- 美しい田園地帯やなだらかな地形の中に広がる果樹林などからなる「里山空間」と、そこで営まれている人々の暮らしが、鏡石ならではの文化を形作っていると考えられるため、その良さを大切に守り次代に継承していきます。
- 新たな資源の発掘や既存の資源の活用と情報の発信、さらには複数の資源を組み合わせ、付加価値のある新しい文化の創出を図ります。
- 関連する情報の収集と提供、指導者や団体の育成支援、学校教育における文化学習の充実などを行います。

## Ⅲ. 地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！

### ～福祉・安心安全・コミュニティ形成分野～

- 少子高齢化が進行する中であっても、だれもが安心して地域社会で暮らし続けていけるような「\*ノーマライゼーション」の考え方を基本に、地域や事業者と行政が連携して、町民ニーズにあった福祉・保健・医療サービスを安定的に提供することに努めます。
- 防災をはじめ、交通安全対策、防犯、消費者の保護など、多岐にわたる「安心・安全社会づくり」、互いが支えあい生き生きと暮らせる「共生のコミュニティづくり」を進めます。

## Ⅲ-1. あたたかみのある福祉のまちづくり

### (1) 高齢者福祉の充実

- 高齢化が進行し、本町においても、高齢者福祉の重要性はさらに高まると考えられていたところに震災が発生し、特に高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすこととなりました。
- 地域や関係団体との協力の下、在宅福祉サービスの充実支援を基本に施策を実施します。
- 同時に、町民の福祉ニーズにきめ細かく応える施設での福祉サービスの提供も検討・実施していきます。
- 「元気な高齢者」を増やすため、老人クラブ活動をはじめ、スポーツ・文化活動や生きがい

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

づくりの場の提供などを推進します。

## (2) 児童福祉と子育て支援

- 明日の鏡石町を担う子どもたちの基本的人権と最低限の文化的な生活を保障するため、また保護者を支援することを基本的な考え方として児童福祉の充実を図ります。
- 生活の困窮度合いが強い傾向にあると考えられる「ひとり親家庭」をはじめとする人たちの支援を図ります。
- 女性の社会進出が進む中、保育所や児童館の充実、低学年児童の居場所づくりなどの子育て支援施策を、教育施策などとも連携して総合的に推進します。

## (3) 障がい者福祉の充実

- 障がい者を特別視することのない「\*ノーマライゼーション」の考え方で、障害者福祉施策を実施します。
- 保健・医療の分野とも連携し、さまざまな障害の種類や程度に応じた、きめ細かなケアと支援を推進します。
- 各種の相談事業、障がい福祉サービスの認定・支給、福祉機器や用具の給付などの事業を実施する一方で、就労支援などによる自立支援の視点も重視していきます。

## Ⅲ-2. 持続性のある社会保障制度の構築

### (1) 医療保険制度の適正な運用

- 医療保険制度の柱として、市町村が運営する国民健康保険があるほか、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、「福島県後期高齢者医療広域連合」によって運営されています。
- しかし、国民健康保険税の収納率は低迷しており、国民健康保険の財政は極めて厳しい状況にあります。
- そのため、保険税の適正な賦課と徴収業務を行いつつ、収納率の向上に努めるとともに、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上や各種保健事業により、医療費の適正化に努めます。
- 国における医療保険制度の改正の動きに注視し、迅速・的確に対応します。

### (2) 国民年金制度の適正な運用

- 老後の生活資金を積み立てておく自営業者などを対象とした国の制度として「国民年金制度」がありますが、将来にわたっての安定的な支給を維持するための改革の動向に注視し、適切に対応します。

### (3) 介護保険制度の適正な運用

- 「介護保険制度（保険料を納め、介護サービスを必要となった際に必要なサービス選択し受けられる制度）」の実施主体として、今後も必要なサービス量の的確な把握に基づいて、関連事業を実施していきます。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・特別養護老人ホームをはじめとした施設サービス、ホームヘルプサービスや通所介護などの在宅介護サービスの両面について、適切な支援を実施します。
- ・高齢化に伴い保険会計が厳しさを増している中、保険事業の計画的な運用とともに、地域包括支援センターを拠点として、「元気な高齢者」を増やす「介護予防」の取組みに注力します。

### Ⅲ-3. 安心・安全な地域社会づくり

#### (1) 防災性の向上

- ・東日本大震災からの復旧事業に全力をあげるとともに、さらなる飛躍を図る観点から、総合的な復興事業を進めていきます。
- ・特に、東京電力福島第一原子力発電所の状況について迅速・的確に把握することに努め、非常時の即応体制の強化を図ります。
- ・今回の震災を教訓に、地震に強いまちづくりを総合的に推進します。
- ・阿武隈川・釈迦堂川に挟まれた町として、水害対策にも留意します。
- ・自主防災組織の充実など、地域の消防力の強化を図ります。
- ・その他の各種の災害も想定して、都市空間の強化と、県・他の自治体・各種団体・地域などと連携した体制整備などを並行して推進します。

#### (2) 防犯のまちづくり

- ・町民が安心して暮らせるように、防犯対策を推進します。
- ・犯罪を抑止するため、就業機会の拡大につながる産業活力の向上を図りつつ、直接的には、防犯灯の設置などの防犯効果の高い都市空間の形成、警察や地域などと連携した防犯活動の実施、非行やマナー違反行為への対応、暴力団対策などを実施します。
- ・国民保護法に基づいたテロ対策などを的確に実施します。

#### (3) 交通安全対策の推進

- ・交通事故の発生件数が多い現状を重く受け止め、多発箇所を的確に把握し、警察と協力した交通事故防止のための活動に注力します。
- ・学校教育などの機会を活用して、交通安全教育を実施します。
- ・事故を減らす道路の線形や交差点の改良など、都市空間の改善を図ります。

#### (4) 消費者保護の推進

- ・国の消費者庁や福島市にある県消費生活センターが発信する消費者保護に関わる情報を、広く提供します。
- ・詐欺を疑われる行為への注意喚起など、消費生活に関わる情報の収集に努め、随時町民に提供していきます。
- ・特に「食の安全」を重視し、震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故がもたらしている放射能汚染に関する調査や情報の収集、広報に注力します。

### Ⅲ-4. 共生のコミュニティづくり

#### (1) コミュニティづくりと地域交流の促進

- 地域コミュニティの重要性を広く啓発するとともに、地域の活性化のため、地区集会所の多目的活用、町民相互の交流機会の提供、関連情報の提供などを推進します。
- コミュニティの単位としての行政区の単位での活用や、班組織の活動の支援を図ります。
- 地域づくり担い手となるリーダーや地域活動団体の育成を支援します。

#### (2) 男女共同参画の地域づくり

- 本町でも女性の社会参加が進んでおり、この動きに応える取組みを実施していきます。
- 男女平等の意識の普及、男性の子育てへの参画や社会全体による子育ての促進、地域活動への女性の参加の支援などにより、「男女共同参画社会」づくりを推進します。

## Ⅳ. 新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります！ ～産業振興分野～

- 震災で大きな被害を受けた産業を、再生・復興させることに注力します。
- 既存企業の操業を多角的観点から支援するとともに、企業誘致により、町の活性化と就業機会の創出・拡大を図ります。
- 本町ならではの地域資源を活用して、新しい産業の創造や観光の振興などを図ります。

### Ⅳ-1. 地域産業の振興

#### (1) 農業の振興

- 震災からの農業の復旧・復興のため、県やJAなどの関係機関と連携して、国及び東京電力への賠償請求支援をはじめとする適切な対応を講じるとともに、風評被害の撲滅に注力します。
- 農産物など再び基準値を超える放射線が検出されるような最悪の状況も想定して、即応体制のあり方を検討します。
- 担い手の確保、新しい販路の開拓、農業基盤整備など、震災前からの課題に継続的に取り組めます。
- 農業のもつ公益性の維持と、農業生産法人の参入促進などによる効率化のバランスを考え、町の農業の振興を支援します。
- 製造業や商業などの他の産業との連携により、相乗効果の発揮を狙います。

#### (2) 工業等の振興

- 国内需要の低迷に加え、震災により被害を受けたことで、非常に厳しい状況にある町の工業の再生・振興のため、既存工場の操業の継続的な支援、工業団地への立地誘導の継続などを図ります。
- 「産学官連携」も含めた異業種ネットワークの構築や、新分野や技術の開拓・開発の支援を図ります。

- ・「東北地方の復興と\*再生可能エネルギーの拠点づくり」という国の施策に沿った関連産業の誘致などの可能性を検討していきます。

## IV-2. にぎわいの創出とまちの活性化

### (1) 商業空間の形成

- ・\*モータリゼーションの進行による生活圏の拡大などによる買い物客の減少傾向に、東日本大震災による被害が追い打ちをかけることになった本町の商業の再生を図ります。
- ・経営者の自助努力の必要性について啓発に努めつつ、関係機関と連携して周辺環境整備や情報発信などで協力し支援を図ります。
- ・「歩いて暮らせるまちづくり」などと連携した、既存の地域商業の活性化の視点も重視します。
- ・駅東での新市街地形成の機会などを活かして、魅力ある店舗の新規立地の誘導を図るとともに、既存店舗との共存共栄・相乗効果の発揮を目指していきます。
- ・空き店舗の保育・福祉・交流などの多目的な活用も検討していきます。

### (2) 観光の振興

- ・原発事故による風評被害の撲滅を図るとともに、町単独あるいは近隣市町村と連携した広報活動において名産品のPRなどに努め、観光客の増加を図ります。
- ・岩瀬牧場・鳥見山公園といった既存の観光資源を活用するため、周遊ルートの改善を図るとともに、スポーツイベントなどのソフトコンテンツの誘致を推進します。
- ・「農業体験」など、農業の強さを生かした観光を推進します。
- ・町の花である「あやめ」のシンボリックな配置、観光案内機能の強化、ボランティアガイドの養成、民間の旅行会社とのタイアップによる宣伝活動の強化、外国人観光客の誘致など、総合的な観光振興策を検討・推進します。

## V. 快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります！ ～都市整備・都市開発分野～

- ・震災で被害を受けた都市空間の再生を図るとともに、復興の過程で、従来にも増して魅力的で、住んでいることが誇れるような、そして町外から人をひきつけるような都市づくりを図ります。
- ・その際には、自動車利用に過度に依存しない、歩行者や自転車、公共交通を重視した取組みを重視します。
- ・地球環境問題やエネルギー問題に対応するため、多角的な視点で環境と共生するまちづくりを進めます。

## V-1. 魅力ある美しい都市空間の再生と創造

### (1) 計画的な土地利用と都市開発の推進

- ・現在のコンパクトな都市を維持しつつ、戦略的な開発については積極的に推進する「めりは

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

りのある都市づくり」を基本的な考え方とします。

- ・市街化すべき区域と市街化を抑制すべき区域、森林や農地として保全すべき区域と利用すべき区域などを明確化し、適切に規制・誘導していきます。
- ・にぎわいの創出や良好な住環境の保全、防災、環境保全など、多角的な視点からきめ細かな土地利用のコントロールを可能とする手法の普及を検討します。
- ・均衡ある町の発展の観点から、町東部の活性化を目的として構想している「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進を図ります。
- ・この範囲を含み、より広域を対象とした開発構想である「駅東総合整備計画」については、長期的な観点からそのあり方を検討していきます。
- ・町南部の新たな拠点づくりの観点から、市街地と連たんした一部区域について計画的に市街地に転換することを構想している「南部総合整備計画」についても、その実現の可能性や妥当性について、長期的な視点に立って研究を深めていきます。

## (2) 幹線道路網の整備

- ・震災で被害を受けた路線の早期復旧を図るとともに、幹線道路の整備を進め、有機的な道路ネットワークの構築を図ります。
- ・国道4号の4車線化に合わせた町道の整備、国道118号の松塚バイパスの早期完成に向けた取組み、\*都市計画道路をはじめとする主要道路の整備を図ります。
- ・老朽化への対応、面整備区域での幹線道路整備などを実施します。

## (3) 美しい景観づくり

- ・無秩序な建築や開発を抑制することで、美しい都市景観や田園景観、森林景観などを守り、後世に伝えます。
- ・駅前・幹線道路沿道・住宅地・集落地など、各々の市街地特性にあった景観づくりの規制・誘導に努めます。
- ・特に公共施設の建設において、周辺の景観との調和を図ることとし、質の高い景観づくりに努めます。

## (4) 住宅の質の向上

- ・震災による倒壊家屋の建て直しや、新規の住宅地形成にあたって、質の高い住宅の普及を啓発・支援していきます。
- ・道路や公園などの都市基盤の復旧と整備を併せて進めます。
- ・住宅の耐震化・環境性能の向上・\*バリアフリー化などの必要性を啓発するとともに、支援策を検討します。
- ・町営住宅や定住促進住宅（定住の促進のため、町が雇用促進住宅の譲渡引き受けした住宅）について、適切な維持・管理を行うとともに、老朽化への対応を検討・実施します。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## V-2. 人にやさしい交通環境の形成

### (1) 公共交通機関の維持・充実

- ・高齢化が進行する中、「人にやさしい」移動手段として、公共交通機関の維持・充実を図ります。
- ・JR東北本線の利便性の向上をJRに要望します。
- ・自家用車の利用が難しい人たちにとっての「足」となるバス路線について、存続と効率的な運行を事業者に要請するとともに、町としても、名所のPRなどにより、利用者の増加を図ります。
- ・駅東の開発による宅地の増加などの土地利用の転換が行われる場合には、居住者などの需要に応える交通機関の充実を検討します。

### (2) 歩けるまちづくりと自転車利用の推進

- ・震災で被害を受けた路線の早期復旧を図るとともに、歩道の整備などによる「歩けるまちづくり」を進めます。
- ・町のシンボルロードである「グリーンロード」の適切な維持・管理とともに、ネットワークの延長の可能性を検討していきます。
- ・町の各所への魅力づくりなどと並行して、徒歩利用のためのPR活動などを推進します。
- ・震災からの応急・復旧事業を完了した段階では、生活道路のうち、交通安全などの面から問題がある箇所を把握し、優先順位を明確化して順次改良・整備を実施していきます。
- ・老朽化への対応、面整備区域での生活道路整備などを実施します。
- ・徒歩とともに環境にやさしい交通手段である自転車利用を促進するため、自転車が安全・快適に自動車や歩行者と共存して走行できるような空間づくりを推進します。
- ・公共施設をはじめ、主要な施設への駐輪スペースの確保を推進します。

## V-3. 水循環の基盤整備

### (1) 水資源の確保と供給

- ・本町の上水道はすべて地下水に依存しているため、良質な水資源の保全・確保に留意します。
- ・土壌汚染の防止に関わる適切な監視・指導を継続することなどにより、将来にわたって安心して利用できる上水道を確保します。
- ・施設の老朽化への対応とともに、未供給地域の解消のための配水管の整備を推進します。
- ・開発などの進行が見込まれる場合には、需要に見合った新規整備を検討・実施します。

### (2) 下水道の整備

- ・区域の特性・条件により、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の3種類の整備を推進していきます。
- ・農業集落排水事業は完了しているため、各戸の接続を推進します。
- ・震災からの復旧事業が完了した段階で、各々の拡張整備を進めるとともに、施設の「長寿命化対策」を実施します。

- ・面整備の進展に合わせて、適切な整備を実施します。

#### V-4. 環境と共生するまちづくり

##### (1) 省エネ・省資源のまちづくり

- ・地球環境問題の解決に地域から貢献する視点から、本町においても、コンパクトな市街地形成や緑地の保全・創出といった都市空間づくり、過度な自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用へのライフスタイルの転換促進、低公害車の導入啓発などを実施し、温室効果ガスの排出を最小限に抑制します。
- ・原子力発電所の問題から、当分の間は、電力供給に逼迫の懸念があることから、節電の取り組みも合わせて実施します。
- ・東北地方における環境先進都市（再生エネルギーの拠点）づくりという国の施策に沿って、エネルギー産業の振興、\*再生可能エネルギーの普及などを検討・推進します。

##### (2) 緑と水のまちづくり

- ・樹林地や田園など、豊かな緑を基本的に保全し、開発する場合においても、最大限確保する事を念頭においた整備とすることに努めます。
- ・鳥見山公園・ふれあいの森公園といった大規模で質の高い公園の整備が既に完了しているため、これらの適切な維持・管理、アクセスの改善などを図ります。
- ・町民ニーズに合った公園の新設を検討します。その際には、震災復興のシンボルとなるような公園として位置づけることも構想します。
- ・各種の計画づくりや維持・管理において、町民参加の普及・促進を図ります。
- ・「グリーンロード」における並木の適切な維持・管理を継続するとともに、新規に整備する\*都市計画道路などにおいて、樹木や花々の植栽を推進します。
- ・公共施設用地の率先的な緑化を行うとともに、道路沿いの生垣化や敷地内の緑化などを啓発・推進します。
- ・阿武隈川・釈迦堂川沿いの水害対策に留意しつつ、水辺と親しめる空間整備も検討します。

##### (3) 適切なおみ処理とリサイクル

- ・本町のおみ処理については、収集委託により分別収集・運搬を行い、粗大ごみも含めて須賀川地方衛生センターで処理しています。
- ・リサイクル可能な資源ごみの分別収集なども実施しています。
- ・そのうえで、人口や土地利用の変化に対応して適切な処理を継続し、さらなるごみの減量化・リサイクル・再利用（3R）を推進します。
- ・不法投棄防止のため啓発や監視を実施します。
- ・震災により発生したがれきの処理が重要な課題となっており、その対策に全力を挙げます。

##### (4) 公害の防止と環境美化

- ・公害に対する苦情などについては、関係者からの情報の収集、各種規制に基づく事業者への指導・啓発などを継続します。

注) \*印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照



- 土壌汚染の防止、アスベストの飛散対策など、様々な公害発生のリスクを想定して対応を検討・実施します。
- 空き缶やタバコの投げ捨てや使用済みタイヤの不法投棄などが多くみられるため、環境美化のための啓発や地域活動の支援を実施します。
- 「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の植栽などを進めます。

## 基本計画（後期）

---



---

---

## 序. 前期計画の主な取組みと成果

---

---

## I-1-(1) 町民参加の促進

- ・町民参加の場の拡大として、町政懇談会を開催（H24年度・H28年度開催予定）するとともに、各種計画策定にあたって、町民の参加を促進した。
- ・町民が主体に行うボランティア活動などの支援を図った。
- ・行政区を通じた要望や意見などの実現を図った。
- ・町民参加の促進のため、機会の充実・拡大、参加手法の工夫が必要である。

## I-1-(2) 広報広聴の充実

- ・町民と行政との間での情報の共有化のため、関連情報を迅速に、広報紙や町公式ホームページにより、情報の提供と公開に努めた。
- ・広報広聴関連事業の充実のため、町民にとって親しみやすく読みやすい広報かがみいしの紙面作成、視覚障がい者をはじめとした視力の弱い町民向けに「声の広報」の発行を行った。
- ・町公式ホームページをリニューアル(H25年)し、迅速な情報提供を図っている。
- ・個人情報を含む公文書などの管理を徹底した。
- ・非常時の広報広聴体制の充実として、防災行政無線のデジタル化の推進及び戸別受信機の普及に努めている。
- ・※ICT（情報通信技術）を活用し、広報広聴の充実に努めて行く必要がある。

## I-2-(1) 行財政の改革と進行管理

- ・効率的・効果的な行政経営を進めるため、行政組織の一部見直し（健康福祉課の改編により「福祉こども課」「健康環境課」の新設と収納グループの新設）、人事評価の導入、職員定数管理計画策定を進め、さらに、固定資産台帳、公共施設等総合管理計画、新地方公会計制度導入を進め、行政改革を図っている。
- ・財政の持続性の確保のための取組みとして、繰上償還や事業の「選択と集中」により、実質公債比率の低減（H21年度決算 20.7%→H27年度決算 12.2%）を図った。また、納税環境の改善としコンビニ納付を平成28年1月から開始した。
- ・納税者の公平性を保つため、徴収業務体制の充実を図った。
- ・震災での経験から学び、従来以上に幅広い視点に立ったリスクマネジメント（危機管理）体制の構築（地域防災計画の改定：H26.3）を図った。
- ・改革や事業の効果を検証するため、その達成状況や原因などについて各年度検証し、政策評価（事務事業評価）を実施し、予算編成に活用した。

## II-1-(1) 小中学校における教育の充実

- ・「確かな学力」を育むための指導の充実として、中学3年生の土曜学習会等を実施し、小学3～6年生の理科教室の実施、小学1～6年生と中学1～2年生の総合学力調査や全国学力・学習調査の結果の分析と活用、学校評議員制度、学校評価、教職員評価など、各種の評価活動の充実を図った。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・「豊かな心」と「健やかな体」の育成として、社会性や道徳性を高める指導、発達段階に合わせた豊かな体験活動の実施、学校間の連携、相談体制の整備などにより、いじめや不登校対策の実施、一人一人の心に寄り添ったきめ細かな生徒指導の推進を図った。
- ・教員の資質向上と学校支援の充実として、教職員等研修会の実施、指導主事の配置、教職員の服務倫理の徹底に努めた。
- ・個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくりとして、特別な支援を必要とする子どもたちのため、小中学校へ特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図り、さらに、教育指導主事、学校教育相談員、\*スクールソーシャルワーカーを設置し、適応指導教室運営事業を実施した。
- ・情報化・国際化に対応できる人材の育成として、生徒と教職員用のパソコン及び教材用ソフトのリース、教育ネット接続を実施、語学指導助手、外国人講師派遣、中学1年生の英語体験学習の実施し、国際化推進事業の推進を図った。
- ・安全・安心な教育環境づくりとして、第一小学校の改築、中学校の耐震改修工事と大規模改修の実施、学校敷地での放射線量測定及び学校給食食材放射能測定事業の実施、第二小学校及び中学校にエアコンを設置した。また、各小学校の遊具は、福島定住等緊急支援事業を活用し更新した。
- ・家庭教育の支援として、家庭教育学級事業等により家庭教育の重要性の啓発や情報の提供などの支援を実施した。
- ・地域ぐるみの教育環境の充実として、学校支援地域本部事業「学校応援団!」、ボランティア団体、生涯学習文化協会、かがみいしスポーツクラブなどの団体と連携して、地域ぐるみの教育を進めた。

## Ⅱ-1-(2) 幼児教育の充実

- ・「新幼稚園教育要領」の理念に基づき、毎年度、鏡石幼稚園グランドデザインを定めて、幼児教育の推進に努めた。
- ・専門的な知識や技術を持つ外部講師を活用した授業の展開、語学指導助手による授業の展開、特別支援教育支援員の適正配置を実施した。
- ・保育ニーズに対応するために町立幼稚園における預かり保育を実施した。
- ・私立幼稚園に就園している保護者への経済的支援として、就園奨励費を補助した。

## Ⅱ-1-(3) 生涯学習機会の拡大

- ・文化祭をはじめとする生涯学習文化協会と加盟団体の活動を支援し、生涯にわたって学び続けられる環境の整備、学習発表する場や活動機会を提供する体制づくりに努めた。
- ・各種講座や学級、文化講演会、花いっぱい運動、出前講座などのさらなる充実を図り、現代的課題や地域のニーズに即した学習機会の提供に努めた。
- ・図書館サービスの充実として、町図書館の蔵書の整備、館内の閲覧環境の整備、推薦書の周知など、家庭における読書活動を支援している。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象とした事業の継続・充実を図った。

## Ⅱ-1-(4) 青少年の健全育成の支援

- ・青少年育成町民会議を中心に、青少年の育成に関わる問題の把握、情報の交換、施策の検討などを行った。
- ・仲間との交流などを通じて青少年の自己実現を可能とするため、青少年の活動のための団体やグループに関する情報の提供、設立に関わる相談、育成支援などを行った。
- ・非行を防止し健全育成につながるような社会環境づくりに努めた。
- ・社会的マナーを身につけ、豊かな人間性と社会性をもつ青少年の育成を目指し、子ども会をはじめとする青少年活動の支援や関係機関と協力して、「あいさつ運動」「見守り運動」などを実施している。

## Ⅱ-2-(1) スポーツの振興

- ・総合型地域スポーツクラブ「かがみいしスポーツクラブ」及び体育協会を中核に、各種のスポーツ団体の活動の支援を行い、競技スポーツの選手育成支援、生涯スポーツの振興を図った。
- ・スポーツ関連イベント事業として、鏡石駅伝・ロードレース大会の実施やかがみいしスポーツクラブによるスポーツイベントを開催した。
- ・スポーツ関連施設について、適切な維持・管理に努めるとともに、町民ニーズに応えられるよう施設の充実を図られるよう管理している。
- ・民間のアイデアと活力で利便性とサービスの向上を図る目的から、町民プールで導入済みの指定管理者制度について、他の施設における導入の可能性・妥当性を検討している。

## Ⅱ-2-(2) 町民保健と健康づくりの支援

- ・健康増進の啓発と支援として、健康診査及び各種がん検診の実施、健康セミナー・地区別健康教室・食育教室の開催及び健康相談の実施、各種の健康診査の受診率の向上のため、情報の早期提供や受診勧奨を実施した。
- ・健康増進関連活動を展開している地区組織等への活動支援と学校等における食育教室の実施、近年全国的に増加傾向にある自殺の防止啓発活動を展開した。
- ・高齢者インフルエンザ予防接種を始めとする各種予防接種を実施し、感染症対策を推進した。
- ・健康診査、訪問指導、相談事業等を実施し、母子保健の充実を図った。
- ・公立岩瀬病院企業団への出資及び医療機関の確保を図り地域医療体制を充実させた。
- ・被災者の心身のケアのため、訪問による健康相談事業、ラジオ体操の普及、\*WB C検査による健康被害への不安軽減及び健康管理を推進した。

## Ⅱ-3-(1) 地域文化の保全・継承と創造

- 文化財と文化資源の保護とPRを行った。
- 文化財やその希少性について、広く情報を提供し啓発を図るため歴史民俗資料館を開設した。
- 小学校において、地域の歴史や伝統文化に関わる教育を行った。また、町民や団体の文化活動を支援した。
- 指定文化財に岩瀬牧場農具舎、旧事務所を平成26年度、新たに指定した。
- 本町のイメージを広げ高めるため、町のシンボルマークや町の花などの普及とPRを図るとともに、イメージキャラクターによる普及啓発を行った。
- 「初夏の文化祭」、「秋の文化祭」などに代表される文化関連のイベント、情報の周知や共催などにより支援するため生涯学習文化協会において実施方法を協議しながら事業を展開した。
- 本町のもつ魅力の再発見のため、地域情報の収集や提供、まち歩きなどの町民自身による文化の発見と創造のための機会拡大の支援などを推進した。

## Ⅲ-1-(1) 高齢者福祉の充実

- 住みなれた地域や自宅で安心して暮らし続けられるように、在宅福祉サービスの充実を図った。
- 介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイ、施療券給付、寝具クリーニング、福祉電話サービス、食生活改善のためのアドバイスなど、多角的な視点から被介護者と家族などの介護者の支援を図った。
- 地域包括支援センターが核となって、地域の福祉サービスの提供事業所や医療機関、民生委員、健康推進員、食生活改善推進員、福祉関連のボランティアなどと連携し、高齢者福祉や介護に関わる各種の事業を実施した。
- ふさわしい介護サービスを選択して受けることができる「介護保険制度」の事業運用を図った。
- 地域包括支援センターを核に、相談事業や体操や運動の指導など、介護予防に関連した事業を実施した。
- 高齢者団体の活動、就労、ボランティア活動、健康づくり、レクリエーションなど、多角的な観点から、高齢者の社会参加といきがいづくりの支援を行った。

## Ⅲ-1-(2) 児童福祉と子育て支援

- 保育所運営事業として、保育が必要となる乳幼児の保育を行う町立保育所を適正に管理運営している。また、認定保育園支援事業として、民間の保育事業者の開設、運営等の支援を実施した。
- 児童館（つどいの広場）事業として、未就園の乳幼児を対象とした親子交流や相談等の場である「つどいの広場」事業を展開した。
- 児童公園整備事業として、福島定住等緊急支援事業を活用し、町内13か所の児童公園の遊具を更新し、子育て環境の整備を図った。



- 子ども医療費助成事業として、18歳未満（高校三年生の3月31日まで）の児童の医療費一部負担金を助成している。
- 健康福祉課にこどもグループを創設し、子育て支援窓口の一本化を図り、利用者の利便性向上に努めた。なお、H28年度に福祉こども課が創設された。
- 子どもの虐待の防止と早期発見のための情報交換や家庭児童相談員の配置による相談業務を実施した。
- 児童ふれあい交流館（放課後児童クラブ）事業として、第一小学校の校舎改築に併せて、児童ふれあい交流館（H26開設）を整備し、一小放課後児童クラブ事業の強化充実を図った。第二小学校における放課後児童クラブの運営についても適正に実施した。

### Ⅲ-1-(3) 障がい者福祉の充実

- 障がい者とその自立支援の必要性に対する理解を高めるため、学校教育などの場での保健・福祉に関する知識と理解を高める取組み、健常者と障がい者を分け隔てることのない「※ノーマライゼーション」の思想を基本に、自然な形で交流やふれあいができるような取組みを行い、啓発活動を進めた。
- 障がいの発生予防のため、妊産婦に対する指導や検診、健康づくり、生活習慣病予防、介護予防などの取組みを総合的に進め、障がいを早期発見し早期に治療することに努めた。
- 在宅サービスの充実のため、障がい者自立支援事業、地域生活支援事業、人工透析者通院助成事業、補装具給付事業等を実施したほか、多様なニーズに応える施設福祉サービスの充実を図った。
- 社会福祉協議会やボランティアなどを支援し、「地域の力」による福祉向上に努めた。
- 県などの関係機関との連携により、障がい者（児）の適切な就学を、保護者や本人の意向を尊重して支援した。
- 障がい者の生涯学習やスポーツ・文化活動を支援した。
- 障がい者の雇用の促進と安定、障がい者の職業訓練などを推進した。
- 就労の場の確保のための作業所の活動支援、グループホームなどの生活の場の提供を図った。
- スポーツやレクリエーション、趣味などの多様な活動への参加機会の提供を図った。
- 県の「人にやさしいまちづくり条例」の理念と内容を踏まえて、障がい者が安全・快適に利用できる住宅や、施設、屋外環境の整備を図った。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

### Ⅲ-2-(1) 医療保険制度の適正な運用

- 国民健康保険税の適正な賦課・徴収を行い、滞納者への適正な納税相談等により収納率の向上に努めている。
- 国民健康保険財政の安定に向けた総合的取組みとして、40歳以上を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施した。また、各種保健事業を実施し、町民の健康増進を図った。
- 平成30年度から国民健康保険制度の県広域化が予定されており、制度改廃の動きに注視し準備を進めている。

### Ⅲ-2-(2) 国民年金制度の適正な運用

- 国民年金の請求など、町の窓口でできる各種の手続きについて、適切な対応を行った。
- 年金制度全般にわたる情報提供と相談体制の充実を図った。

### Ⅲ-2-(3) 介護保険制度の適正な運用

- 介護保険事業の計画的な事業運営を実施している。
- 介護サービスの維持・充実のため、適正な保険給付を行い、包括的支援事業については、町包括支援センターに委託し、介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談、被保険者の権利擁護、ケアマネージメント業務への支援などを実施した。
- 介護予防事業については、介護状態になることを予防するための健康相談・運動指導などを実施した。

### Ⅲ-3-(1) 防災性の向上

- 震災からの復旧・復興の取組みとして、復旧・復興に全力を傾注した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により漏れ出した放射能汚染の状況を監視続けるとともに、除染や風評被害対策などの取組みを実施した。
- 災害が発生した際の即応体制の強化を図るため、町の防災の基本となる「地域防災計画」を平成25年度に全面改定した。さらに、防災マップの作成と避難場所案内看板の設置も実施した。
- 道路・道路橋及び道路附属施設については、道路ストック総点検により健全性診断を始めた。また、都市公園施設についても長寿命化計画策定業務により、計画的な点検や補修工事に努める。
- 地域の防災力の強化観点から、消防団員の確保や消防装備（車両）の計画的な更新・充実など、消防団の活動の強化を図り、さらに、消防団OBから構成される消防活動支援隊を創設した。
- 迅速な防災情報の伝達を図るため、防災無線の計画的デジタル化を推進している。
- 地域の防災力を強化するため、災害対策の重要性や自主防災組織の充実に関わる情報の提供や啓発を行うとともに、防災訓練の機会の確保、内容の充実を図った。

- ・高齢者や障がい者、子どもなど、災害が発生した際に、特に助けを必要とする「要援護者」について法令に従い、名簿を作成し、防災体制の充実に努めた。

### Ⅲ-3-(2) 防犯のまちづくり

- ・犯罪の一因として、解雇や差別などの結果としての貧困、離婚に代表される家庭不和や虐待経験による心の傷などが想定されることから、雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といった施策を総合的に進め、犯罪の少ない町の実現を図った。
- ・警察や町防犯協会をはじめとする関連団体などと連携して、地域の防犯活動を推進した。
- ・犯罪者にとって、犯罪を行いにくい都市空間づくりのため、死角や暗所の解消、道路や公園などの都市施設の整備にあたっての配慮、街路灯（防犯灯）やカーブミラーの設置などを進めた。
- ・テロや武力攻撃事態に備えて策定されている「鏡石町国民保護計画」に基づいて、警察などと連携したテロへの警戒と未然防止などに取組んだ。

### Ⅲ-3-(3) 交通安全対策の推進

- ・交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会といった交通安全に関連する組織の活動を支援し、相互に連携した交通安全事業を進めた。
- ・交通事故多発箇所などの把握と重点的な対策と、道路の整備も含め、県や警察などと連携・分担して、ガードレール・カーブミラー・標識・信号機などの交通安全施設の整備を進めた。
- ・通学路の交通安全を向上させるため、関係機関との連携により鏡石町通学路安全推進会議を設立し「鏡石町通学路交通安全プログラム」を策定し、安全確保を図るため通学路危険箇所の合同点検を実施しながら安全対策に努めている。
- ・交通安全に関する意識向上のため、学校教育などの機会を活用し、交通安全教育の充実・強化と普及・啓発を行った。

### Ⅲ-3-(4) 消費者保護の推進

- ・消費に関わる問題を未然に防止するため、国の消費者庁や福島市にある県消費生活センター、警察などが発信する情報などを随時収集し、広報紙や町のホームページなどでの迅速で正確な広報を行った。
- ・消費者トラブルの解決のため、県消費生活相談センター及び天栄村と共同で設置した消費者相談室との連携した相談事業などを実施した。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による食品汚染の有無についての検査（国や県などによる）の結果を速やかに入手し迅速な公表と「食の安全」の確保を重視し、関連する情報の収集と広報の充実に努めた。

### Ⅲ-4-(1) コミュニティづくりと地域交流の促進

- 地域活動とコミュニティ形成の拠点としての集会所などは町が整備し、その維持管理は地域主体で行い必要に応じて修繕などに対応した。
- 町公民館や勤労青少年ホームなどの公共施設においても、様々な地域活動の場として活用し、地域活動を支援するため、その機能の強化を図った。
- 地域コミュニティの活性化に結びつく行事の継続的な開催と充実、さらに、各行政区の活動支援し、地域でのお祭りや伝統行事をはじめ、各種のイベントの活性化を図った。
- 13の行政区への財政支援などにより、地域組織の機能強化と地域リーダーの発掘・育成のため、関連情報の収集と提供などに努めた。

### Ⅲ-4-(2) 男女共同参画の地域づくり

- 庁内や関係機関において、率先して「男女共同参画社会」に関わる意識改革に努めた。
- 広報紙や町のホームページ、掲示物やパンフレットなどの多様な手段を用いて、男女の平等や男女共同参画社会に関わる啓発活動を行った。
- 町行政において、女性職員の能力や意欲を踏まえた積極的な採用・昇進を行うとともに、日常業務にあたっての共同参画を率先する。
- 男女共同参画を実現するための基盤となる保育機能の充実や子どもの居場所づくりなど、児童福祉施策や都市づくり施策などと連携して、子育て環境の整備を図る。
- 女性職員の活躍の場の確保に努める。

### Ⅳ-1-(1) 農業の振興

- 農業経営の支援として、制度の見直し等、国などの動向を注視し、必要な事業に取り組んできた。
- 水稻農業へは、水稻の生産数量目標達成に向け、飼料用米を中心とした生産調整の取組を推進し、国・県の交付金を活用し農業所得の改善に取り組んだ。畜産農家には、自給飼料生産のための機械等整備費の補助事業実施、園芸農家には、ハウス施設整備、土壌病害消毒助成、花き苗購入補助等の支援を実施した。
- 農業の担い手と組織の育成・活用として、農業経営者海外派遣事業や人・農地プランの策定、認定農業者の育成、経営体育成支援事業による機械等導入経費補助等を行った。さらに、農業生産法人、株式会社、集落営農等、多様な農業経営について、調査研究を行った。
- 農業基盤整備について、県営梨池下地区排水路改修事業を着手した。農業基盤整備事業で、久来石南地区、仁井田地区において用排水路改修及びため池整備を実施し農業生産基盤の安定化を図った。

- 農業経営の効率化や大規模化のため、成田地区における「ほ場整備事業」や「国営隈戸川土地改良事業」といった面的な農地の基盤整備事業を進め、新たな地区を選定し、農業基盤の整備を進めている。
- 風評被害対策事業として、放射性物質の吸収抑制対策、首都圏・沖縄等での農産物のPR活動、バスツアー等で風評被害払拭に努めた。
- 農業系汚染廃棄物処理事業として、汚染稲わら・堆肥隔離保管工事、遮水シート張り替えを実施した。
- 放射線量検査事業として、農産物、土壌等の検査を実施した。

#### IV-1-(2) 工業等の振興

- 「創業支援計画」を策定し、商工会と連携をとりながら新規創業者に対する支援体制を構築した。
- 「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「復興特区支援利子補給金」、さらには「ふくしま産業復興投資促進特区」など、既存企業に対して国・県事業を活用した支援を行った。また、町企業誘致条例に基づき、震災前に設備投資を行った企業に「操業奨励金」を交付した。
- 震災からの総合的な復旧・復興事業を実施することで、企業の町からの転出に歯止めをかけ、また回帰を図った。そのうえで、未処分地の残る既存の工業団地や「鏡石駅東第1土地区画整理事業」における工業用地などへの事業所の誘致のPRを行った。
- 農業分野と連携し、6次産業に向けた研修会や取組み事業者に対して補助金交付する支援事業を構築した。
- 「産学官連携」も含めた異業種ネットワークの構築や、新分野や技術の開拓・開発の支援、町の産業を担う人材育成や職業訓練などについても調査・研究に努めた。
- 労働環境の向上に関連する、国やハローワーク（公共職業安定所）などの情報を広く提供し、雇用者の啓発を図った。

#### IV-2-(1) 商業空間の形成

- 商店街の環境整備と維持管理関連事業として、街路灯管理組合による維持管理への補助や、LED照明切替工事を行い、維持管理費軽減に努めた。
- 計画的な商業施設配置の規制・誘導として、都市づくりの基本方針（都市計画マスタープランなど）を策定し、商業施設の新規立地環境を整えた。
- 空き店舗対策事業として、中心市街地の空き店舗で、新規創業者への家賃補助（2年間）を行った。
- 「創業支援計画」を策定し、商工会と連携をとりながら新規創業者に対する支援体制を構築した。
- 商業の担い手促進事業として、商工会と連携した啓発活動や講習会を開催した。
- 田んぼアート等、人を集める各種のイベントを充実により、商業需要の拡大を図った。

## IV-2-(2) 観光の振興

- 観光に関わる情報収集と広報として、動向調査、田んぼアート事業での受付アンケートを実施した。さらに、町の観光素材を収集及び町の観光情報の発信と交流拠点施設に関して、町民によるワークショップを実施した。
- 「お宝マップ作成事業」などの地域資源の発掘の取組、魅力あるまちづくり実行委員会によりCM制作、町公式キャラクターを活用した観光PR動画を制作し、広く町内外へ町のPRを行った。
- 観光協会と連携して風評被害の払拭やPR活動などを実施した。
- 文化祭やあやめ祭り、駅伝・ロードレース大会の既存事業を含め、「田んぼアート事業（田植えイベントの開催・水田見学・展望客への町PR・稲刈りイベントなど）」といった新たな事業を実施し、町の内外から人を集めるイベントを実施した。

## V-1-(1) 計画的な土地利用と都市開発の推進

- 土地利用と都市開発に関わる基本計画（「国土利用計画」・「都市計画マスタープラン」）を策定し、土地利用と都市開発を適正に規制・誘導している。
- 市街化区域と\*市街化調整区域の区分を基本的に堅持し、市街化区域内における市街化と都市基盤整備の促進、市街化調整区域における農地や樹林地など、区域区分による適正な規制・誘導を図った。
- 鏡石駅東第1土地区画整理事業第1工区については、仮換地が指定され、宅地利用の増進が図られた。
- 境土地区画整理事業については、全ての事業を完了した。
- きめ細かな地区の開発のルールを定めた「地区計画」を指定している鏡田・高久田地区において、その目標の実現のための支援・誘導を図った。
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の範囲を含む「駅東総合整備計画」については、長期的な視点に立って、その方向性を継続的に検討している。
- 「南部総合整備計画」の推進については、鏡石\*スマートインターチェンジが設置されたことに伴い政策転換を図るなど、新たな手法での総合的な整備について調査研究を進めている。

## V-1-(2) 幹線道路網の整備

- 広域幹線道路の整備として、国道4号の4車線化事業や国道118号の松塚バイパス事業が実施されており、平成28年1月12日には町区間が供用開始された。
- 町内の主要道路の整備については、国庫補助事業で実施しているが、内示率が低いため整備率が悪く計画路線の着手が出来ない状況である。
- 震災で被害を受けた路線の震災復旧工事については平成27年度に全て完了した。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・都市計画で定められた道路では、前山境線、笠石鏡田線、北原不時沼線といった事業中の早期整備に取り組んでいる。
- ・適切な維持・管理による老朽化などへの対応等の道路整備を実施した。
- ・鏡石\*スマートインターチェンジについては、利用促進の取組として地区協議会を開催し、利用時間の24時間化や車種限定解除などの取組みを継続している。

### V-1-(3) 美しい景観づくり

- ・美しい自然景観を守り、都市景観を創出するため、その基本方針を都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に定めた。
- ・駅前・幹線道路沿道・住宅地・集落地など、各々の市街地特性にあった景観づくりを地区計画等により誘導した。開発事業・復旧事業の推進にあたっての景観形成として、その市街地像に見合った建物景観が形成されるように規制・誘導を図った。
- ・復興に関わる開発事業が実施される際にも、景観への配慮を行うよう、適切な誘導に努めた。
- ・特に公共施設の建設において、質の高い景観づくりを率先していくものとし、施設・道路・公園などの復旧工事にあたっては、色彩や質感の工夫など、デザインへの配慮を行った。
- ・無秩序な建築や開発の抑制、美しい都市景観・田園景観・森林景観の保全などの重要性を広く発信した。

### V-1-(4) 住宅の質の向上

- ・住宅と住環境の向上として、住宅用太陽光発電システム導入促進事業による住宅への太陽光発電システムの設置者に対する補助金の交付、住宅マスタープランに基づき、耐震診断・改修の助成を行い、耐震性の低い木造住宅の対策を実施、適切な建築や開発の規制・誘導とともに、道路整備や公園整備などを進め、住環境の向上を図った。
- ・住宅地の供給として、市街化区域における住宅建設を誘導しつつ、市街化調整区域においても、都市計画マスタープランと整合し、自然環境などへの影響が少なく、計画的で優良なものについては、弾力的に運用していくことも検討している。また、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進による住宅地の供給を第1工区から開始し、優良住宅地の形成誘導を行っている。
- ・公営住宅等の維持・管理として、境団地をはじめとした町営住宅及び定住促進住宅の適正な維持・管理を行い、老朽化への対応を図った。さらに、震災により住宅に困窮した住民へ応急仮設住宅（4団地100戸設置）の供給と災害公営住宅24戸を整備した。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## V-2-(1) 公共交通機関の維持・充実

- JR東北本線の安全運行、本数の維持と需要の増加に見合った増便、新幹線との接続時間の調整、車両の近代化などを、事業者であるJRに対して、鉄道利便性の維持・充実について要請した。
- 路線バスも、生活の足として重要な役割を果たしているため、その安全運行、ルートの特続、需要動向に見合ったサービスの向上などを事業者に要請した。
- 福島空港利用促進のため、県及び各種機関との連携による各種事業を支援した。

## V-2-(2) 歩けるまちづくりと自転車利用の推進

- 幹線道路の歩行空間の充実を図るとともに、コンパクトな市街地の維持・形成などにより、「歩けるまちづくり」を目指すため、段差等による支障箇所の維持補修を実施した。
- 町のシンボルロードである「グリーンロード」の適切な維持・管理、道路沿線に花壇の設置を行うなど、快適な道路空間の整備を図った。
- 自転車利用の推進として、幹線道路の整備にあたっては、自転車が安全・快適に歩行者や自動車と共存しつつ走行できるような空間づくり、さらに、公共施設をはじめ、主要な施設における駐輪スペースの確保を図るほか、今後の開発動向を踏まえ、観光振興などの取組みと連携しつつ、自転車利用ルートの整備やレンタサイクルの普及などの可能性を検討している。

## V-3-(1) 水資源の確保と供給

- 水資源の確保と供給を図るため、第5次上水道拡張事業では、鏡石浄水場の新設及び成田浄水場施設の機能強化のため改良・更新の整備を進めている。また、一部水源の廃止と切り替えなどを実施する。
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の事業区域においては、上水道施設（配水管）を整備した。
- その他、宅地開発にあたっては、適切な指導・支援を行った。
- 上水道施設の維持管理は、既存施設の老朽化により随時、適切に施設の更新を行っており、石綿セメント管更新事業においては、財源確保の理由から事業進捗が遅れている。
- 良質な水資源の保全・確保のため、水質保全については、安全な水の供給に向けて水質検査を実施しており、震災復旧事業においては、甚大な被害を受けた水道施設の整備が完了している。



### V-3-(2) 下水道の整備

- ・「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づいて、公共下水道の整備事業を進め、鏡石駅東第1土地区画整理事業と整合した整備をした。
- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備を中町開発区域整備について指導・支援した。
- ・「農業集落排水事業」については、地元管理組合との連携のもと、各戸との接続を推進し、水洗化のさらなる向上を図った。
- ・「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進した。
- ・震災で被害を受けた施設の速やかな復旧を図った。また、同時に、公共下水道施設、農業集落排水施設について、適切な維持・管理を継続した。
- ・老朽化や漏水などの有無について調査を行い、適切に対処を図るとともに、「長寿命化対策」の計画に着手した。
- ・水洗化の推進や汚水の違法放流の抑制などについて、啓発を行った。
- ・雨水排水対策として、既存の排水施設の適切な維持・管理を継続するとともに、関係機関との協議を踏まえて新規整備の調査と検討を継続している。

### V-4-(1) 省エネ・省資源のまちづくり

- ・省エネ・省資源に関わる動向調査・研究と広報活動を実施した。
- ・公共施設における節電の呼びかけを行うとともに、一部公共施設へのLED照明更新を図った。
- ・一般住宅・公共施設（役場庁舎、町公民館、第一小学校、第二小学校、三区コミセン、ふれあいの森公園管理棟、駅前トイレ）における太陽光発電システム導入を実施した。
- ・環境にやさしい住宅づくりを支援するため、住宅用太陽光発電システム導入促進補助事業を継続して実施した。
- ・各行政区や関係団体等の協力によるペットボトルキャップの回収と活用を図った。

### V-4-(2) 緑と水のまちづくり

- ・緑地保全のための基本方針を示す「緑の基本計画」に基づく自然環境の保全と、樹林地・農地、公園・緑地などからなる緑の環境、阿武隈川・釈迦堂川や農業用水路などの水の環境について、基本的にその保全を図った。
- ・鳥見山公園・不時沼公園等の都市公園及び児童公園、緑地やグリーンロードなどの適切な維持・管理を継続するとともに、新たな地域の憩いの場として久来石ポケットパークを整備した。
- ・老朽化した遊具の更新を実施することにより、安心して利用できる遊び場として利用促進を図った。

- 鳥見山公園においては、多目的広場及びテニスコートの改修を実施し、利用期間の拡大を行った。
- 「花いっぱい運動」等、美しい花に包まれた町の形成に向けた事業を継続し、さらに、グリーンロードに花壇を設置し、駅から鳥見山公園までの美しい景観を向上させた。
- 公共施設用地において率先的な緑化に努めるとともに、道路沿いの生垣化や敷地内の緑化などについて、地区計画による誘導や啓発を行った。

#### V-4-(3) 適切なごみ処理とリサイクル

- 一般廃棄物の収集・運搬についての委託業務を適切に実施した。また、ごみステーション付近の衛生状態の維持・向上など、地域住民の協力による適切な取組みを啓発した。
- 東日本大震災で発生したがれきなどの廃棄物については、適切な処理を図った。
- リサイクルとごみの減量化の推進として、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの関係法令に基づく分別収集の徹底により、リサイクルを推進した。また、子ども会育成会による資源物の収集活動の継続的に支援、生ごみの堆肥化のための「EMバケツ」の購入費を継続的に助成、マイバッグ（買い物袋）の利用促進や、小売店による過剰包装の抑制、廃棄を最小限に抑えて再利用する重要性などについて啓発を実施した。

#### V-4-(4) 公害の防止と環境美化

- 公害に関連する情報の収集と広報・啓発として、事業者への指導や町民全体への啓発を行い、関係機関と連携した指導などを実施した。
- 農業施設、畜産施設における悪臭防止対策として、環境基準に基づいた臭気検査の実施、専門業者による問題発生箇所の臭気測定、東北自動車道の24時間騒音測定、水質汚濁の早期把握のため、専門業者による町内の池沼・河川の水質調査（年1回）を実施した。
- 都市開発や道路整備などにあたって、公害発生の防止に留意し、低騒音及び低振動型の建設機械の使用を推進している。
- ごみの不法投棄の防止として、県から委嘱されている不法投棄監視員等と連携し、不法投棄現場の早期把握と解消を図り、ごみの不法投棄を防止するための広報活を実施した。
- 環境美化活動の推進として、保健委員会を中心とした関係団体と連携し、町内一斉美化活動を継続して実施するとともに、道路清掃と害虫駆除（バルサン消毒）を実施した。
- 「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の植栽などによる「美しいまちづくり」を実施した。

序  
說

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資料編

---

---

I. 町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！  
～町民参加と行財政運営分野～

---

---

## I-1-(1) 町民参加の促進

## ◆現状と課題

- ・地方分権が進み、少子高齢化が顕著となるなど、社会情勢が大きく変化する中、町行政だけで、多様化する町民ニーズや地域の抱える課題にきめ細かく対応していくことは困難になってきています。
- ・また、町づくりの主役は町民であり、様々な行政の場で、これまで以上に町民に参加してもらうこと、場合によっては主体的に意思決定をしてもらう必要性が高まっています。
- ・町民や町で働く人たち、さまざまな団体や組織などと町行政が連携した「町民参加による協働の町づくり」が求められています。
- ・こうした中、本町においても、各種の計画づくりの場において町民の参加を得たり、町のホームページにより意見募集を行うなど、徐々にその機会の拡大を図ってきました。
- ・しかし、行政区への加入者減及び脱退により、地域の自主的な活動母体が弱体化しつつあります。
- ・今後は、行政区を維持し、町行政への町民参加をさらに促進していくため、機会の充実・拡大、参加の手法の工夫などに努めていくことが課題となります。
- ・震災を教訓に、町民相互の絆がより強まったことから、コミュニティづくりが求められています。

## ◆施策の基本方針

## ①町民参加の場の拡大

- ・行政区への参加促進に向け、行政区と協力しながら様々な機会を通じた広報活動や行政区活動への支援を図ります。
- ・広く町民の意見を取り入れ、町民参加の行政運営を図るため、各種の取り組みを進めます。
- ・行政計画や施策の策定にあたっての検討の場に、団体の代表などに加えて公募による町民の参加を得るなど、町民参加の場の拡大を図ります。
- ・町政懇談会の開催など、町民からの意見聴取と参加を得るための機会の充実を図ります。



## ②町民参加事業の継続

- ・「フローラのまちづくり事業」「あやめの里づくり事業」といった町民参加による主要事業の継続を図るとともに、必要に応じて充実や新たな事業の立ち上げを検討します。
- ・震災からの復興をより実感できるものとするため、町民がより積極的に参加が可能な事業を検討します。

## ③町民の主体的活動の支援

- 町民が主体に行うボランティア活動などの支援を図ります。
- そのための情報の提供、活動の場の提供、窓口相談などを推進していきます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
町民意見の聴取関連事業	• 町政懇談会の開催 など
町民参加のまちづくり事業	• 「フローラのまちづくり事業」「あやめの里づくり事業」などの町民参加の事業の実施

## I-1-(2) 広報広聴の充実

### ◆現状と課題

- 町民との間で情報の共有化を図り、「町民参加のまちづくり」、「町民主体のまちづくり」を進めるにあたっては、各種の情報が公開され、適切な手段で迅速に、しかも広く伝えられることが必要となります。
- 本町では、そうした観点から、広報紙の毎月1回発行、定時の行政無線、町のホームページ、ツイッター・フェイスブック等の\*SNSを活用した情報提供などを行っているほか、随時、各種の印刷物を作成して行政関連情報の広報に努めています。
- また、町民の意見を把握したり疑問に答えたりするため、窓口や電話での対応を行なっているほか、計画策定時にアンケート調査を行なうなどしています。
- 町民にとって必要な情報や町民が行政に伝えたい意見は、多様化してきていることから、状況やニーズに応じて適切な手段と媒体を用いることで、広報広聴を充実させていくことが課題となります。
- 行政区や班などに加入していない人たちへの広報や意見聴取のあり方も課題です。

### ◆施策の基本方針

#### ①情報の公開と適切な管理

- 町民と行政との間で情報の共有化のため、関連情報を迅速に、適切な手段を用いて公開します。
- 個人情報を含む公文書などの管理を徹底します。

#### ②広報広聴関連事業の充実

- 広報紙（広報かがみいし）や町のホームページ、窓口での相談体制や関連資料の整備など、各種の行政関連情報の広報について充実を図ります。
- 広聴事業として、町政懇談会の開催や町のホームページでの意見聴取など、身近な行政の確立を目指します。
- 多様な情報端末機器を利用した情報発信、情報交換、意見や質問の受付などのためのシステムとコンテンツ（情報の内容）の充実に取り組みます。
- 町のホームページ上での意見の聴取や視覚障がい者への情報提供（声の広報事業）などの既存事業を継続します。



#### ③非常時の広報広聴体制の充実

- 災害の発生など、非常時の広報広聴が円滑に行われるように、即応体制のあり方について検討を行います。
- 防災無線について、屋外放送設備の適切な維持・管理を行うとともに、戸別受信機の普及を図ります。

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
広報関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報かがみいし」の発行と編集にあたっての工夫</li> <li>・声の広報事業（ボランティアによる広報紙の音声データ化と視覚障がい者への配付）の継続</li> <li>・町政懇談会における情報提供</li> <li>・町のホームページによる広報の充実 など</li> </ul>
広聴関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町政懇談会の場や町のホームページでの意見聴取など</li> </ul>
防災無線充実事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線の戸別受信機の貸し出しとデジタル化による防災事業の充実</li> </ul>
震災からの生活再建情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援情報などの提供</li> </ul>



## I-2-(1) 行財政の改革と進行管理

## ◆現状と課題

- 少子高齢化の進行や産業構造の転換など、町行政をめぐる状況が大きく変化する中、町民の行政に対するニーズの高まりと多様化がみられ、対応が求められています。
- 本町では、平成28年3月に、国の地方創生政策の一環である地方版総合戦略「鏡石町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を策定し、将来にわたって活力ある社会を実現するための新たな取り組みが始まりました。
- 「町の借金の程度」を示す実質公債費比率は、2015年度（平成27年度）決算において、12.2%と改善されてきています。しかし、人口は2011年（平成23年）から減少に転じ、同時に生産年齢人口も減少していることから、町の財政が、今後さらに厳しさを増すことが懸念されています。
- こうした中、町では、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを目標に、中長期的な視点にたった行財政改革を実施しています。
- さらに、公共施設やインフラについては、人口減少等社会情勢の変化に伴い、その維持管理費や改修、更新に係る財政負担が今後増大していくことが懸念されています。
- これにより、庁内の組織機構を一部改編したほか、民間活力の活用の観点から、町民プール、老人福祉センターなどにおいて、「指定管理者制度」と呼ばれる、公共施設の民間による管理を行うなどの改革を行っています。
- また、納税の24時間コンビニ収納の導入を実施するなど、行政手続きの利便性向上に努めています。
- さらには、平成27年10月から個人番号制度が施行となり、国民一人ひとりにマイナンバーが付番されたことにより、各行政手続きの簡素化が順次拡大されていくことが期待されています。
- 国の財政も厳しさを増す中、今後も、さらなる改革を継続し、ふるさと納税制度の活用などにより、自主財源を安定的に確保することが必要とされています。
- 成果の「見える化」の観点から、事務事業の評価など、施策の進行管理を実施していますが、そうした取組みを継続していくことも課題となります。

## 平成22年度—平成27年度 決算報告（歳入）

年度	町税	使用料 繰越金等	地方交付税	地方譲与税 各種交付金	国補助金	県補助金	町債	歳入合計
H22年度	15億3,965万円 32.8%	4億8,083万円 10.2%	13億4,334万円 28.6%	2億5,040万円 5.3%	3億6,578万円 7.8%	2億5,722万円 5.5%	4億5,580万円 9.7%	46億9,302万円 100.0%
H23年度	15億0,756万円 21.4%	4億3,507万円 6.2%	24億3,853万円 34.6%	2億4,298万円 3.5%	11億8,952万円 16.9%	8億6,885万円 12.3%	3億5,600万円 5.1%	70億3,851万円 100.0%
H24年度	14億4,010万円 18.7%	10億2,762万円 13.3%	17億8,794万円 23.2%	2億3,123万円 3.0%	21億4,249万円 27.8%	5億2,126万円 6.8%	5億4,960万円 7.1%	77億0,024万円 100.0%
H25年度	15億2,692万円 18.6%	13億6,839万円 16.7%	18億3,465万円 22.4%	2億3,183万円 2.8%	17億9,214万円 21.8%	9億0,134万円 11.0%	5億5,180万円 6.7%	82億0,707万円 100.0%
H26年度	15億2,606万円 21.5%	12億6,762万円 17.9%	15億8,744万円 22.4%	2億3,726万円 3.3%	8億4,138万円 11.9%	10億4,458万円 14.7%	5億3,870万円 8.3%	70億9,304万円 100.0%
H27年度	15億6,074万円 26.2%	6億1,514万円 10.3%	14億1,733万円 23.8%	3億3,380万円 5.6%	6億7,124万円 11.3%	8億1,604万円 13.7%	5億3,600万円 9.0%	59億5,029万円 100.0%

平成 22 年度－平成 27 年度 決算報告（歳出）

年度	人件費	物件費等	扶助費	補助費等	普通建設事業 災害復旧費	公債費	積立金など	繰出金	歳出合計
H22年度	7億9,948万円 17.5%	5億6,045万円 12.3%	4億7,702万円 10.4%	8億0,759万円 17.7%	5億4,336万円 11.9%	7億1,228万円 15.6%	2億1,065万円 4.6%	4億5,824万円 10.0%	45億6,907万円 100.0%
H23年度	8億2,828万円 12.8%	12億9,484万円 20.0%	5億1,183万円 7.9%	7億8,368万円 12.1%	12億3,982万円 19.2%	6億9,087万円 10.7%	5億0,676万円 7.8%	6億0,851万円 9.4%	64億6,459万円 100.0%
H24年度	8億1,679万円 11.3%	11億2,006万円 15.6%	5億2,248万円 7.3%	7億4,824万円 10.4%	19億1,390万円 26.6%	6億4,825万円 9.0%	10億0,616万円 14.0%	4億2,056万円 5.8%	71億9,644万円 100.0%
H25年度	8億1,108万円 10.5%	11億6,132万円 15.0%	5億3,177万円 6.9%	7億5,505万円 9.7%	28億1,208万円 36.3%	6億9,219万円 8.9%	5億2,543万円 6.8%	4億6,121万円 6.0%	77億5,013万円 100.0%
H26年度	8億5,499万円 12.4%	12億1,028万円 17.6%	5億8,934万円 8.6%	8億9,629万円 13.0%	20億1,377万円 29.3%	6億0,707万円 8.8%	2億1,036万円 3.1%	4億8,909万円 7.1%	68億7,119万円 100.0%
H27年度	8億6,563万円 14.8%	10億7,445万円 18.4%	7億7,579万円 13.3%	7億7,179万円 13.2%	9億1,049万円 15.6%	4億8,708万円 8.3%	2億1,835万円 3.7%	7億3,935万円 12.7%	58億4,293万円 100.0%

◆施策の基本方針

①効率的・効果的な行政経営の展開

- ・「第3次行政改革大綱」を策定し、その基本的考え方に基づいて行財政改革を継続します。
- ・「公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ると共に、行政サービスのさらなる向上のため、公共施設の適切な管理と窓口対応の改善、\*ICT（情報通信技術）の活用による「地域\*イントラネット」の充実などにより、行政事務の効率化などを総合的に推進します。
- ・町行政組織機構のあるべき姿を随時検証し、適切な体制・態勢づくりを行います。職員の定数管理、資質の向上と意識改革などの取組みも進めます。
- ・I-1に前述したように、町行政に関する情報公開と町民参加を推進します。
- ・震災での経験から学び、従来以上に幅広い視点に立ったリスクマネジメント（危機管理）体制の構築を図ります。
- ・新公会計制度への移行を推進します。
- ・個人番号制度施行に伴い住民へマイナンバーカード申請を推奨し、行政事務の効率化や、住民の利便性及び公平な各種給付の確保を目指します。

②財政の持続性の確保のための取組み

- ・長期的な見通しに立った財政運営と、震災復旧・復興という緊急事態への的確な対応の両面から適切な財政運営を図ります。
- ・特に必要性の高い施策や事業の絞り込みと効率的な投資に留意します。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による大きな被害に鑑みて、東京電力に対して適切な額の賠償を引き続き求めていきます。
- ・財政の自律性・自立性を高めるため、基金の充実をはじめ、町税の徴収率の向上、受益者負担の適正化、ふるさと納税制度の活用などにより、自主財源の確保を図ります。
- ・各種の事業にあたっての民間事業者との連携や民間資金の活用の可能性について調査・研究を行います。

③政策・事業の進行管理の推進

- ・改革や事業の効果を検証するため、その達成状況や原因などについて随時検証する政策評価（事務事業評価）を継続します。

注）\*印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

- その適切なローリング（随時検証を行い、必要に応じて見直すこと）により、行政施策の進行管理体制の充実を図ります。
- 随時、町の基本ビジョンや長期施策の評価と必要に応じた見直しを行い、より効果的・効率的な行財政の実現を図ります。
- 総合戦略で定められた施策は、数値目標と「重要業績評価指標」（KPI）に基づき、効果検証を行います。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
行財政改革推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「第3次行政改革大綱」の策定</li> <li>• 公共施設等総合管理計画の推進、職員人事定数管理事業、人材育成事業などの実施</li> <li>• 新公会計制度の導入</li> <li>• ふるさと納税制度の推進</li> </ul>
町税徴収関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全庁体制での徴税の実施、固定資産の評価</li> </ul>
電子自治体化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町のホームページ・地域※イントラネットの充実 など</li> </ul>
地域防災計画改定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町の防災計画の改定（随時）</li> </ul>
事務事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施計画策定時の事務事業評価の実施</li> </ul>

注）※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## I -2-(2) 広域行政の展開

## ◆現状と課題

- 町が単独で行なうよりも、複数の自治体などが連携して広域的な組織を設置し、共同で事業を実施した方が高い効果を得られることがあります。
- その観点から本町は、広域組織である須賀川地方保健環境組合に加入して、ごみ処理、し尿処理、火葬場、休日・夜間診療に関わる事業に共同で取り組んでいます。
- その他、公立岩瀬病院企業団、須賀川地方広域消防組合といった広域行政組織を設置して、相互に連携した取組みを進めています。
- 後期高齢者医療制度のように、県内の市町村が「福島県後期高齢者医療広域連合」を組織化して事業を行っている形態のものもあります。
- 行政サービスが最も効率的・効果的になるように、既存の広域連携を継続しつつ、拡大や新設などの可能性も検討していく必要があります。

本町が加入する広域組織等の一覧

名 称	事業概要
1.須賀川地方保健環境組合	ごみ処理、し尿処理、火葬場、休日・夜間診療に関わる事業組織
2.公立岩瀬病院企業団	須賀川市にある公立岩瀬病院の経営組織
3.須賀川地方広域消防組合	消防活動・救急活動における連携のための組織
4.福島県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営組織

## ◆施策の基本方針

## ①広域連携の継続

- 既存の広域連携組織への加入の継続を基本としつつ、事業の実施を継続します。
- 国における地方分権や関連する法制度などの動向を踏まえて、適切に対処していきます。

## ②新たな広域連携の検討

- 郡山都市圏の一翼を担うことを基本としつつ、新たな広域組織への参加や設立の必要性や可能性を継続的に検討していきます。
- 隣接する市町村や、他の自治体との協力・連携による事業や交流事業、公共施設等の共同利用などの実施について検討します。
- 国における地方分権のさらなる進展や地方広域ブロック圏づくりの動きに注視しつつ、広域圏に関わる行政施策の調査と研究を行います。



◆主要な事業

事業名称	事業の概要
広域組織による事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須賀川地方保健環境組合を単位としたごみ処理、し尿処理、火葬場、休日・夜間診療関連事業の実施</li> <li>・公立岩瀬病院企業団及び須賀川地方広域消防組合の構成市町村として、また、福島県後期高齢者医療広域連合への加入者としての関連事業の実施</li> </ul>

## I -2-(3) 自治体間交流・国際交流の推進

## ◆現状と課題

- 本町は、岡山県鏡野町及び高知県香南市（旧香我美町）との間で「かがみ」のつく都市としての共通性から「かがみ友好市町村交流」と呼ばれる交流事業を行ってきました。
- また、「あやめ」を縁とした「全国市町村あやめサミット協議会（鏡石町を含めた13市町村）」への加盟都市をはじめ、スポーツ少年団の活動をきっかけとして沖縄県北谷町などとの間で交流を行っています。
- これらの自治体からは、後述のとおり震災時に大きな支援を受けました。（岡山県鏡野町及び高知県香南市（旧香我美町）、群馬県大泉町との間では「災害時支援協定」を締結している。）
- 今後さらに交流を深めるとともに、他の自治体との交流の機会も拡大していくことが、防災面や町の活性化など、様々な観点から重要な課題となっています。
- また、全国的に経済社会の\*グローバル化が進行しており、本町においても国際交流の必要性が高まっています。
- 本町では近年、外国人の居住者は年々減少していたが、震災後は一転して増加の傾向にあるため、こうした人々への行政サービスの維持・向上とともに、国際交流の促進や、町行政や町民全体の国際感覚の向上などの重要性はむしろ高まってきていると考えられます。

本町と交流のある主要都市

名称	交流事業の概要
1.岡山県鏡野町	「かがみ」のつく都市としての共通性から「かがみ友好市町村交流事業」として、お互いの町のイベントにおいて物産品の提供・販売を実施し、町の紹介を行っている。 また、災害支援協定を締結しており、東日本大震災ではその支援が本町の大きな勇気となった。その後の同町開催のイベントにおいては震災被害の様子などをパネル展示したことで、鏡野町民の防災意識を高めるきっかけともなった。
2.高知県香南市（旧香我美町）	「かがみ」のつく都市としての共通性から「かがみ友好市町村交流事業」として、お互いの町のイベントにおいて物産品の提供・販売を実施し、町の紹介を行っている。 また、保育所や小中学校間での交流も行っており、クリスマスカードやプレゼントの寄贈もしている。子供から大人まで幅広く交流の輪を広げていけるよう、取り組みを行っている最中である。
3.「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市	鏡石町を含め13市町村からなる「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市との間で、あやめの花を介しての友好交流を行い連携を図っている。 震災では、構成各市町村から多くの支援物資等の援助を受けた。
4.沖縄県北谷町	スポーツ少年団の交流を発端に、小学生を通して保護者や地域の大人に至るまでの幅広い交流のきっかけとなっている。 イベントでの物産品の提供販売等を実施しているほか、この度の震災では支援金や支援物資による多数の援助も受けた。
5.群馬県大泉町	震災応援として職員の派遣を受け、それを契機に物産交流と災害応援協定の締結し、積極的な交流を進めている。

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

## ◆施策の基本方針

## ①他の自治体との交流の促進

- ・須賀川市をはじめとする隣接あるいは近接する市町村との間での交流を継続し、また拡大を図ります。
- ・岡山県鏡野町、高知県香南市（旧香我美町）や、「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市及び群馬県大泉町、沖縄県北谷町などとの間の交流や友好関係を維持し、また、より幅広く深い連携・協力関係の強化を図ります。
- ・空港に近接する立地条件の良さを活かして、定期便のある関西や北海道地方の自治体などとの交流機会を作り出すことに努めます。
- ・東北地方の中心都市である仙台市や、郡山市、首都圏などの大都市部との交流の拡大も検討します。
- ・風評被害の撲滅の取組みや、産業振興・観光分野の施策と連携を図りながら検討・促進します。

## ②国際交流の推進

- ・震災の影響はあるものの、経済社会が\*グローバル化する中、鏡石町にも外国人が多く居住し、また、働いているため、町民との交流や外国人同士の交流を促進します。
- ・諸外国との間で、産業振興のための技術交流、友好促進のための文化交流など、多面的な国際交流を図るため、必要な調査・研究を行います。
- ・案内標識や広報をはじめとする様々な媒体における外国語表記を推進します。
- ・学校教育や生涯学習の場の提供にあたって、国際理解や語学関連のプログラムの充実などを推進します。
- ・国際色豊かなイベントの継続・充実を図ります。
- ・補助団体である国際交流推進協議会などと連携して、多角的な取組みを検討・推進します。

## ◆主要な事業

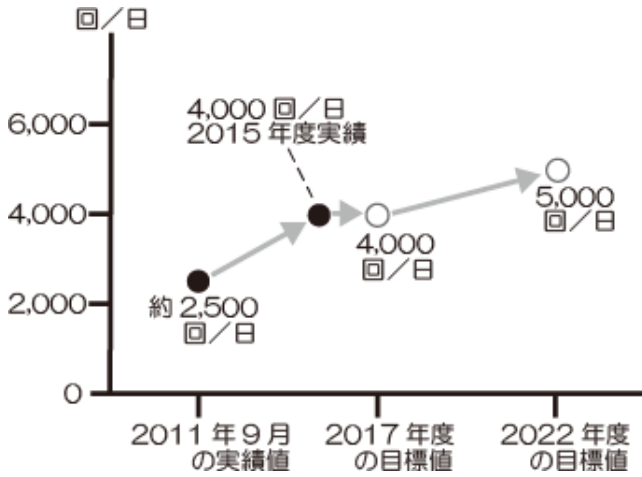
事業名称	事業の概要
友好交流事業	・他自治体との交流イベントの開催 など
国際交流促進事業	・国際交流推進協議会を通じた国際交流事業の推進 など
福島空港利用促進事業	・福島空港の利用促進による交流の拡大のための取組み

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

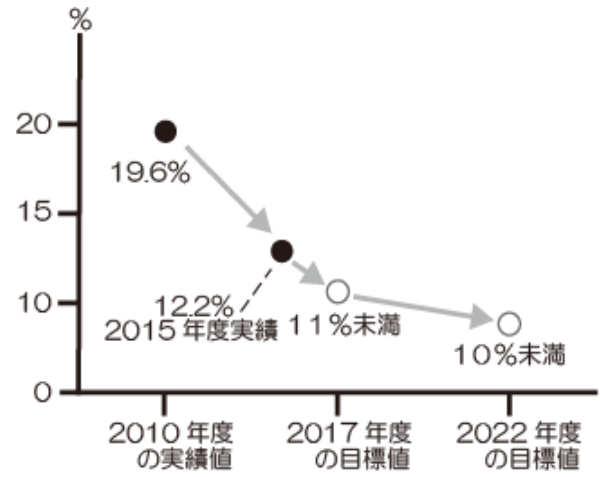
# ◆町民参加と行財政運営分野における目標指標

・町民参加と行財政運営に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

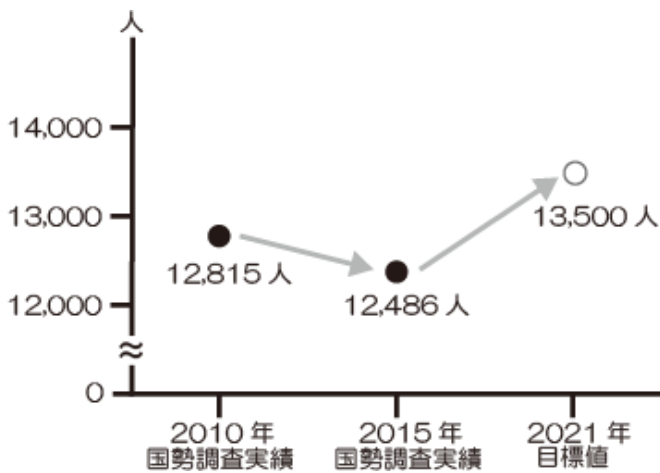
①町のホームページへのアクセス数



②実質公債費比率



③町の人口





序  
說

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資料  
編

---

---

Ⅱ. 心豊かな人を育て、  
地域文化を大切にする鏡石をつくります！  
～教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野～

---

---

Ⅱ-1-(1) 小中学校における教育の充実

◆現状と課題

- 本町には、義務教育施設として、小学校が2校（第一小学校と第二小学校）、中学校が1校（鏡石中学校）あり、児童生徒数は緩やかな減少傾向にあります。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本町にも「総合教育会議」が設置され、町長と教育委員会が、本町教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携を図りながら効果的に教育行政を推進しています。
- 国において教育改革が行われ、2011年度（平成23年度）から、新学習指導要領に基づいた指導が開始されています（中学校は平成24年度から）。2015年（平成27年）3月には、学校教育法施行規則が改正され、「道徳」を「特別な教科である道徳」とするとともに、学習指導要領が一部改正されました。
- 本町では、こうした動きを踏まえつつ、質の高い公教育の実現を図る観点から、2017年（平成29年）3月に、「第2期鏡石町教育振興基本計画」を策定し、各種の取組みを進めています。
- 義務教育については、①「確かな学力」を育むための指導の充実、②「豊かな心」と「健やかな体」の育成、③教員の資質向上と学校支援の充実、④個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくり、⑤情報化・国際化に対応できる人材の育成、⑥安心・安全な教育環境づくりといった施策を掲げて実践を図っており、これらの推進が課題となります。
- 学校での教育にとどまらず、家庭教育や、地域ぐるみの教育環境の充実も課題となります。

◆震災が及ぼした影響

- 強い揺れにより、第一小学校の校舎や体育館などが大きな被害を受け、児童たちは、一時期、第二小学校や町構造改善センターで授業を受けることを余儀なくされました。
- 現在は第一小学校の校舎が建て替えられ、体育館も復旧し、安心して授業を受けられる環境になっています。
- その他の小中学校についても、施設の損壊などの被害を受けています。
- 放射能汚染の影響により、屋外活動を制限する必要が生じたことから、エアコンまたは扇風機の設置や校庭の表土の除去などを行いました。放射線量の測定や給食に用いられる食材の安全性の確認などを継続して実施していく必要があります。
- 今後は、復旧した施設において適切な維持・管理が重要となっています。

小中学校の概況 \*2016年（H28年）5月1日現在

学校名	学級数	児童生徒数			教職員数			1学級当たり	特別支援学級（再掲）	教員1人当た
		計	男	女	計	男	女			
第一小学校	23	605	310	295	32	8	24	26.3	2	18.9
第二小学校	8	140	84	56	13	5	8	17.5	2	10.8
計	31	745	394	351	45	13	32	24.0	4	16.6
鏡石中学校	15	380	187	193	31	17	14	25.3	1	12.3

小中学校の学級数・児童生徒数等の推移 \*各年度5月1日現在

学校名	2007(H19)年度			2008(H20)年度			2009(H21)年度			2010(H22)年度			2011(H23)年度		
	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数
第一小学校	24	683	37	26	695	35	26	668	36	26	660	33	25	664	36
第二小学校	9	183	15	7	175	13	8	179	14	8	176	12	7	175	13
計	33	866	52	33	870	48	34	847	50	34	836	45	32	839	49
鏡石中学校	17	415	29	17	407	30	16	414	29	16	414	29	17	406	29

学校名	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度		
	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数
第一小学校	25	619	36	25	608	36	24	601	36	24	624	33	23	605	32
第二小学校	7	173	13	8	158	14	8	156	13	8	142	13	8	140	13
計	32	792	49	33	766	50	32	757	49	32	766	46	31	745	45
鏡石中学校	16	407	30	16	416	32	17	432	31	16	406	31	15	380	31

## ◆施策の基本方針

### ①「確かな学力」を育むための指導の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、「生きる力」の育成を重視した指導・研究を行います。
- ・学習意欲の向上と日頃からの学習習慣の確立を図ります。
- ・新しい学習指導要領に基づいた指導を的確に実施します。理数教育にも力を入れます。
- ・全国学力・学習調査の結果の分析と活用、学校評議員制度、学校評価、教職員評価など、各種の評価活動の充実を図ります。
- ・土曜授業などを実施し、充実した学習機会の提供を図ります。

### ②「豊かな心」と「健やかな体」の育成

- ・登下校指導、町の行事への参加など、地域の協力も得ながら、社会性や道徳性を高める指導を行います。
- ・発達段階に合わせた豊かな体験活動を実施します。
- ・郷土の自然や身近な環境問題に関する学習など、各種の環境教育を行います。
- ・学校間の連携、相談体制の整備などにより、いじめや不登校対策を実施します。
- ・町図書館及び学校図書館の蔵書の充実と利用促進により、読書活動の充実を図ります。
- ・一人ひとりの心に寄り添ったきめ細かな生徒指導を推進します。
- ・児童・生徒の体力の向上と健康の増進のため、体育科や保健体育科の授業のほか、栄養教育、体育行事への参加推進などを行います。
- ・中学校における職場体験活動など、キャリア教育（職業や進路に関わる教育）の充実を図ります。



### ③教員の資質向上と学校支援の充実

- ・教員が最新の情報や教育技術に触れる機会を増やすなど、教員研修の充実を図ります。
- ・町教育委員会へ指導主事を配置し、小・中学校を訪問指導するなど、教員の指導体制の充実を図ります。
- ・教職員の服務倫理の徹底に努めます。

### ④個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくり

- ・特別な支援を必要とする子どもたちのための特別支援教育の充実を図ります。
- ・個別相談の計画的な実施、中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、教育相談体制の充実を図ります。
- ・適応指導教室やカウンセリングなどにより、不登校の子どもなどへの教育機会の提供に努めます。
- ・就学困難な児童・生徒とその家庭に対して、関係機関との連携により支援を行います。

## ⑤情報化・国際化に対応できる人材の育成

- 学校における\*ICT（情報通信技術。一般的にはITと呼ばれる。）環境の整備と教職員の研修機会の提供を図ります。
- 社会や経済の\*グローバル化への対応やコミュニケーション能力の向上などの観点から、外国語活動と外国語授業の充実を図ります。
- 高い教養と国際的な視野を持つ社会人を育てるため、英語教育を推進し、中学生に英語体験学習事業（英会話体験施設研修）を実施します。

## ⑥安全・安心な教育環境づくり

- 第一小学校をはじめ、震災で被害を受けた小学校・中学校の校舎などの施設について、復旧工事及び耐震改修工事が完了しました。
- そのうえで、校舎などの施設の\*バリアフリー化、児童数・生徒数やカリキュラムに見合った充実など、必要な施設の改修を検討・実施していきます。
- 放射能汚染対策として、校庭の表土の除去、エアコンまたは扇風機の設置などは実施したため、今後は、放射線量の測定や給食に用いられる食材の安全性の確認などを継続して実施し、安全・安心な教育環境づくりに努めます。
- 防犯のための訓練や危機管理に対する意識の向上などに努めます。

## ⑦家庭教育の支援

- 児童・生徒の教育の起点は家庭にあると考えられることから、家庭教育の重要性の啓発や情報の提供などの支援を実施します。

## ⑧地域ぐるみの教育環境の充実

- ボランティア団体、生涯学習文化協会、かがみいしスポーツクラブなどの団体と連携して、地域ぐるみの教育を進めます。
- 小中学校で実施している夏休みの寺子屋学習会などに学校支援地域本部「学校応援団！」のボランティアを活用し、教育環境の充実を図ります。



注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
学校施設整備事業	・小中学校の維持・管理に関わる事業
放射線対策事業	・放射線量の測定と学校給食の安全管理 など
学校図書整備推進事業	・小中学校の図書館と図書の整備・充実
学力向上対策事業	・指導方法の検討、教材・備品の充実 など
学校教育支援事業	・外部講師による指導、地域ボランティアの活用 など
情報化教育推進事業	・生徒と教職員のPC・インターネット・校内LANなどの情報通信環境の整備
国際化推進事業	・小中学校における外国青年の招致、英語体験学習事業 など
特別支援教育事業	・障がいのある児童・生徒を支援するための、小中学校への特別支援教育支援員の配置
その他の義務教育関連事業	・教育指導主事の設置、適応指導事業（不登校対策）、小学校における理科振興事業、学校支援地域本部「学校応援団！」の充実 など

## Ⅱ-1-(2) 幼児教育の充実

### ◆現状と課題

- 本町には、町立鏡石幼稚園のほか、私立2園（岡ノ内幼稚園・鏡石栄光幼稚園。後者は、2015年に保育機能を兼ねた「\*認定こども園ぶどうの木」に移行）があります。
- 核家族化や夫婦共働き世帯が増加している中で、安心して預けられる場所や子育てに悩む保護者の相談場所として、保育園・幼稚園の果たす役割はますます重要となっています。
- 町立鏡石幼稚園では、「自分らしさを発揮して心豊かに意欲をもって取り組む幼児」を育てるために、環境の構成と遊びを中心とした総合的な指導を進めています。また、預かり保育事業を実施し、子育て支援を図っています。
- 2017年（平成29年）3月策定の「第2期鏡石町教育振興基本計画」では、幼児教育の充実に関して、①幼稚園教育の充実、②保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携強化、③預かり保育の充実、④私立幼稚園の支援といった施策を掲げて実践を図っており、これらの推進が課題となります。
- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことが重要であり、幼稚園と保育所の連携を図りつつ、その質の向上など幼児教育の振興に取り組む必要があります。
- 幼稚園教育については、小学校へのつなぎを見据えた学びの連続性という視点で、幼稚園と小学校の教諭同士の交流をさらに推進する必要があります。

### 幼稚園の概況

\*2016年（H28年）5月1日現在

学校名	学級数	園児数			教職員数			1学級当たり 児童生徒数	教員1人当 り児童生徒数
		計	男	女	計	男	女		
鏡石幼稚園	5	87	37	50	8	0	8	17.4	10.9
成田幼稚園		閉園							
岡ノ内幼稚園	9	173	104	69	17	0	17	19.2	10.2
認定こども園ぶどうの木	3	78	52	26	28	1	27	26.0	2.8

### 幼稚園の園児数等の推移

\*各年5月1日現在

学校名	2007(H19)年度			2008(H20)年度			2009(H21)年度			2010(H22)年度			2011(H23)年度		
	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数
鏡石幼稚園	4	80	6	4	73	6	4	85	6	4	77	6	4	60	7
成田幼稚園	1	14	2	1	9	2	休園								
岡ノ内幼稚園	6	156	13	7	148	12	7	153	13	8	163	13	9	170	14
鏡石栄光幼稚園	2	41	5	3	58	6	3	78	8	3	73	8	4	82	10

学校名	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度		
	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数
鏡石幼稚園	3	46	7	3	54	7	4	62	7	4	73	8	5	87	8
成田幼稚園	休園			閉園											
岡ノ内幼稚園	9	182	17	9	186	18	9	178	14	9	181	17	9	173	17
鏡石栄光幼稚園	4	83	9	3	80	9	3	79	10						
認定こども園ぶどうの木										4	81	29	3	78	28

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ◆施策の基本方針

## ①幼稚園における教育の充実

- ・「新幼稚園教育要領」の理念に基づき、幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、幼児が健やかに成長できるような幼児教育を推進します。毎年年度末に次年度の教育方針を策定し、実状に即した計画を立て、子どもの健やかな成長を目指します。
- ・放射線対策として、園庭の表土除去及びエアコンの設置は完了したため、今後は、放射線量の測定などを継続し、安心安全な幼稚園づくりに努めます。
- ・その他、園舎の適切な維持・管理、図書整備、国際感覚を養うためのカリキュラムの充実、特別支援教育など、多角的な取組みを進めます。

## ②保育所や小中学校などと連携した取組み

- ・幼稚園と保育所・小学校・中学校との間の交流を促進し、連携した取組みを進めます。
- ・幼稚園教育と保育の機能を持ち合わせた\*認定こども園は平成28年4月1日現在、全国では2,785カ所となっており、保育と教育を一体的に行い、質の高い幼児教育が期待できるため、町は今後の動向に注視しつつ、適切な対応を行います。（私立の栄光幼稚園は「\*認定こども園」となっています。）
- ・地域との交流、「地域の力による子育て」の取組みも進めます。

## ③預かり保育の充実

- ・幼児の安心安全な場を提供し子育て支援を図るために、預かり保育を実施するとともに、その充実を図ります。

## ④私立幼稚園の支援

- ・私立幼稚園に就園している保護者の負担軽減のため、保育料の一部を補助する事業を継続します。



## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
幼稚園整備事業	・幼稚園の園舎の維持・管理に関わる事業
放射線対策事業	・放射線量の測定 など
幼稚園図書整備推進事業	・幼稚園における図書の整備・充実
幼稚園教育支援事業	・外部講師による指導 など
国際化推進事業	・国際理解を養うためのカリキュラムの充実
特別支援教育事業	・障がいのある園児を支援するための特別支援教育支援員の配置
預かり保育事業	・町立幼稚園における預かり保育の実施
私立幼稚園就園支援事業	・私立幼稚園に就園している保護者への経済的支援

注) \*印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照



## Ⅱ-1-(3) 生涯学習機会の拡大

### ◆現状と課題

- 学習活動を、学校を卒業した時に終わるのではなく、仕事や家事をしながらも、一生涯にわたって続けて生きていきたいという人たちが増加しています。
- 特に近年は、いわゆる「団塊の世代（終戦直後のベビーブームの時期に生まれた人たち）」が退職を迎えたことから、退職後に新しい分野の学習を開始したいという人たちが増えており、本町でも同様の動きがあります。
- こうした中、町公民館、町図書館といった生涯学習、社会教育の場の充実に努めており、各種の講座の開催や、生涯学習文化協会などと連携した共催事業などを実施しています。
- 今後は、本町が掲げる生涯学習の目標である「生きがいにあふれ創造性豊かなたくましい町民の育成」の実現にむけ、さらに高まりをみせる生涯学習の需要に幅広く応えていける施設づくり、体制づくり、魅力ある事業の展開の充実に努めます。

生涯学習関連の主要事業一覧（2015年度（H27年度）実施分）

事業名称	期日	参加者数	内容
アドベンチャークラブ	5～2月	延べ423名	田植え体験、尾瀬沼探勝ほか全9回
大人の講座「男性専科」	5～2月	延べ66名	陶芸、トレッキング、そば打ちほか全6回
いきいき学級	5～12月	延べ316名	ハーモニカ演奏会、ミニ運動会、学習発表会ほか全6回
ジョイフルライフ講座	5～1月	延べ210名	ノルディックウォーキング、お菓子作り教室ほか全8回
まちづくり講座	5～1月	延べ126名	ガーデニング講座 5回、親子わくわく講座 6回
子ども会対抗親善球技大会	7月26日	149名	フットサル13チーム、ミニバスケットボール9チーム
第10回鏡石駅伝・ロードレース大会	11月1日	1918名	駅伝33チーム165名、ロードレース18部門1,753名
文化講演会	10月6日	400名	講師：林家木久蔵、演題「木久蔵流笑い与健康」
春の文化祭	6月6日～7日		さつき山野草、書道、絵画、生け花展等
秋の文化祭	10月31日～11月1日		園児児童作品展、盆栽、絵画、書道、文化芸能祭等

### ◆施策の基本方針

#### ①生涯学習の支援体制の充実

- 震災で被害を受けた社会教育関連施設の復旧が完了したことから、誰もが安心して利用が可能なように適切な維持・管理を継続します。
- 文化祭をはじめとする生涯学習文化協会と加盟団体の活動を支援し、生涯にわたって学び続けられる環境の整備を図ります。
- 町民の学びの成果や技術・知識などを十分に発揮できるよう、学習発表する場や活動機会を提供する体制づくりに努めます。



- 公民館が主催する各種講座や学級、文化講演会、花いっぱい運動、出前講座などのさらなる充実を図り、現代的課題や地域のニーズに即した学習機会の提供に努めます。
- 公民館職員や社会教育主事などの関係職員の研修機会の拡充などにより、職員の資質の向上を図る一方で、民間の人材の活用も推進します。
- 広報紙や町のホームページなどを活用して、社会教育に関わる情報の提供を行います。

#### ②図書館サービスの充実

- 生涯学習の中心的な拠点となると考えられる町図書館において、蔵書の整備を進め、館内の閲覧環境の整備とともに、推薦書の周知など、家庭における読書活動を支援します。
- 造形教室、読み聞かせ会、子ども映画会など、幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象とした事業の継続・充実を図ります。
- 図書館に関わる情報提供の充実、貸出事務の※ICT化などを図ります。

#### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
社会教育関連団体育成事業	• 生涯学習文化協会と加盟団体の事業の支援など
公民館における社会教育推進事業	• 公民館における町づくり講座の開催 など
図書館における社会教育推進事業	• 造形教室・読み聞かせ会など、幅広い世代を対象にした自主事業の実施
社会教育施設の維持管理事業	• 施設や備品の充実と適切な維持・管理
社会教育関連の情報提供事業	• 広報紙・町ホームページなどにより関連情報の提供

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## Ⅱ-1-(4) 青少年の健全育成の支援

### ◆現状と課題

- ・少子化の進展や経済的な格差の拡大など、社会環境が大きく変化する中であって、社会モラルの低下など、青少年の健全育成にとってマイナスの動きが全国的にみられます。
- ・青少年期におけるいじめや不登校、ひきこもりなども社会問題となっています。
- ・こうした中、本町では、学校・家庭・地域の連携による「青少年育成町民会議」を組織し、少年の主張や標語コンクールなどの活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成に努めています。
- ・町の将来を担う若い世代を育てるという重要な政策課題として、こうした施策の継続・充実に取り組んでいくことが求められています。

### ◆施策の基本方針

#### ①青少年の健全育成のための組織の充実

- ・青少年育成町民会議を中心に、青少年の育成に関わる問題の把握、情報の交換、施策の検討などを継続します。



#### ②青少年団体やグループの育成支援

- ・仲間との交流などを通じて青少年の自己実現を可能とするため、青少年の活動のための団体やグループに関する情報の提供、設立に関わる相談、育成支援などを行います。

#### ③青少年の健全育成のための環境づくりと活動の展開

- ・人にやさしい地域社会づくりや、様々な社会活動やレクリエーションの機会を通じて、青少年の健全育成につなげていく視点を大切にします。
- ・合わせて、ごみのない美しい町づくり、大人の模範的な行動の推進、有害図書などの情報の排除など、非行を防止し健全育成につながるような社会環境づくりに努めます。
- ・社会的マナーを身につけ、豊かな人間性と社会性をもつ青少年の育成を目指し、子ども会をはじめとする青少年活動の支援や関係機関と協力して、「あいさつ運動」「見守り運動」などを実施します。

### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
青少年の健全育成に関わる検討の場の設置と施策の検討関連事業	・青少年育成町民会議による継続的な検討
多彩な青少年育成活動の実施関連事業	・子ども会育成会連絡協議会事業、スポーツ少年団事業、TPT事業、アドベンチャークラブなどの多彩な青少年育成活動の実施

Ⅱ-2-(1) スポーツの振興

◆現状と課題

- スポーツは、町民の健康を維持・増進するほか、レクリエーションや交流促進など、様々な機能をもっており、その振興を支援することは、重要な行政課題です。
- 本町でも、鳥見山公園内の体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場などを拠点に、町民のスポーツ活動の支援や、各種のイベントを開催しており、スポーツ活動が盛んな町となっています。
- そして2009年（平成21年）2月、「総合型地域スポーツクラブ」としての「かがみいしスポーツクラブ」が設立され、町内の各体育施設において、活発なサークル活動・イベント・スクール活動が実施されています。
- 2016年（平成28年）3月31日現在の登録者数は、665人（サークル会員312人、スクール会員353人）となっています。
- 今後も、さらなるスポーツの振興に努めていくことが課題となります。

町立のスポーツ施設（社会体育施設）の利用人数の推移

（単位：人）

施設名称	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
1. 鳥見山体育館	32,155	32,471	32,118	35,050	38,526	41,768	37,174	44,255	34,175
2. 鳥見山テニスコート	14,465	13,436	13,447	11,650	9,683	12,284	12,600	11,972	17,083
3. 鳥見山野球場	7,402	9,303	9,026	7,655	5,615	7,842	7,510	9,850	7,499
4. 鳥見山陸上競技場	16,705	16,495	19,429	20,274	24,475	30,251	27,248	30,164	31,554
5. 鳥見山多目的広場	5,564	5,501	7,762	9,220	6,823	9,918	5,613	16,732	24,915
6. 構造改善センター	15,712	16,120	16,828	14,347	11,949	13,119	14,374	14,861	12,898
7. 町民プール	76,108	81,430	77,237	76,891	6,045	81,087	82,804	83,805	82,049
合計	168,111	174,756	175,847	175,087	103,116	196,269	187,323	211,639	210,173

◆施策の基本方針

①スポーツ関連組織の活動支援

- 総合型地域スポーツクラブである「かがみいしスポーツクラブ」の活動の充実を図ります。
- 体育協会をはじめとする各種のスポーツ団体の活動の支援を行います。将来有望なアスリートの発掘・支援を行い、競技スポーツの選手育成にも力を入れます。
- スポーツ推進委員を中心に、関係スポーツ団体が連携して行う大会やイベントに対して支援を行います。



## ②スポーツ関連イベントの実施と参加の促進

- 鳥見山陸上競技場を拠点としたスポーツ教室など、各種のスポーツ関連事業を実施します。県主催の大会なども促進します。
- 地域の人とのふれ合いや、様々な世代の人との交流を促進するため、「ニュースポーツ」関連のイベントの開催を検討します。
- 子どもたちの体力を増進し、個に応じた指導体制の充実を図るため、体育の授業や各種大会の練習などに際し、スポーツクラブの指導者やトップアスリートを派遣します。

## ③スポーツ関連施設の維持・管理と充実

- 鳥見山体育館、陸上競技場、町民プールをはじめ、構造改善センター、公民館などの施設も含めて、スポーツ活動の場となる各種施設について、施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持・管理に努めるとともに、長寿命化に向けて計画的に施設の改修を図ります。
- スポーツ活動の幅を広げるため、学校体育施設の活用を推進します。
- 民間のアイデアと活力で利便性とサービスの向上を図る目的から、町民プールで導入済みの指定管理者制度について、他の施設における導入の可能性・妥当性を検討していきます。
- 必要に応じて、放射線量の測定などを実施し、安全の確認を行います。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
スポーツ関連組織の育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 体育協会の組織強化</li> <li>• 「かがみいしスポーツクラブ」による生涯スポーツの振興</li> <li>• スポーツ推進委員の取組みの支援</li> <li>• アスリートの発掘・支援</li> </ul>
スポーツ関連イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鳥見山陸上競技場におけるスポーツイベントの開催 など</li> </ul>
スポーツ施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町営のスポーツ施設（社会体育施設）の維持・管理と指定管理者制度（町民プールで導入済み）の新規導入検討 など</li> </ul>
スポーツ施設における放射線対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 放射線量測定の実施 など</li> </ul>

## II-2-(2) 町民保健と健康づくりの支援

### ◆現状と課題

- 健康の維持・増進と保健衛生の向上は、幸福で安定した生活の前提となります。
- また、疾病予防により、医療費や福祉関連の支出の肥大化を防ぐことで財政の健全さを維持し、様々な施策を実行する財源を確保していくうえからも、重要な政策課題です。
- こうした中、国は、2002年（平成14年）に健康増進法を定め、また、特定健診に関する制度を改正するなどの対応を行っており、本町でも、これらの動きに沿った施策を実施しています。
- 保健と健康づくりは、町保健センター、町成田保健センター、勤労青少年ホームなどを活用し実施しています。
- 少子高齢化の進行や、生活様式の変化、運動不足やストレスなどによる疾病の増加が懸念されており、町民の保健と健康の維持・増進に対するニーズは、今後も高まりをみせることが考えられます。
- 母子保健や地域医療なども含めた総合的な観点から、各種の施策を推進していくことが課題となります。
- 平成29年度には公立岩瀬病院に産科婦人科病棟が新たに開設されることとなりました。これにともない、今後よりいっそう周産期医療の充実が期待できます。

各種の検診の受診者数の推移

(単位：人)

検診名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
	(H20年度)	(H21年度)	(H22年度)	(H23年度)	(H24年度)	(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)
特定健康診査	集団健診	890	844	795	733	794	780	748
	人間ドックほか	281	321	263	282	311	406	391
後期高齢者健康診査	170	165	-	209	238	257	311	287
胃がん検診	855	764	614	630	663	938	1,025	1,002
子宮頸がん検診	422	449	510	249	450	408	380	423
乳がん検診	354	445	430	301	239	436	335	389
肺がん検診	1,409	1,280	1,255	393	429	620	596	572
大腸がん検診	548	445	485	507	719	1,044	1,208	1,262
骨粗しょう症検診	132	110	133	126	126	130	92	85
結核検診	751	688	686	651	713	848	959	986

### ◆施策の基本方針

#### ①健康増進の啓発と支援

- 各施設を利用して、町民の健康の維持・増進のための事業を行います。
- 生活習慣病をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康関連の情報を広く収集し、町民に提供するとともに、相談体制の充実を図ります。
- 自らの健康を守ることは、自身のみならず、町民全体の利益となることを知ってもらえるように、医療機関などと連携して、啓発活動を推進します。
- 「健康増進法」の理念に基づいて、喫煙や過度な飲酒の抑制、メタボリックシンドローム（生活習慣病につながる肥満状態など）の防止などに向けた雰囲気づくりを図ります。
- 各種の健康診査の受診率の向上のため、情報の早期提供や受診の勧奨などを行います。
- 地域での健康増進に関わる活動の支援、学校における食育の実施、スポーツや体育関連事業の実施、近年全国的に増加傾向にある自殺の防止などに総合的に取り組めます。
- 高齢者の健康保持・増進を目的とし、より良い食生活を送ることができるよう、管理栄養士や保健師などが栄養改善指導を行っていきます。

## ②感染症対策の推進

- 各種の予防接種について、国の判断基準を踏まえて、集団接種・個別接種を適切に判断して実施します。
- 新型インフルエンザなどの感染症に関する情報の収集と広報を行うとともに、万一の際には迅速・適切な対応を行います。

## ③母子保健の充実

- 不妊に悩む方を支援するための相談事業を実施します。
- 大切な生命の誕生と成育を守り、母子ともに健康を維持・増進するため、健康診査、訪問指導、相談事業などを実施します。
- 出産後の様々な不安を抱えている方へのサポート事業として、県助産師会からの助産師訪問などの産後ケア事業を実施します。
- 1歳から12歳までを対象に、フッ素歯面塗布、むし歯予防教室など、むし歯予防事業を実施します。

## ④地域医療体制の充実

- 医療全般に関わる重要な情報や、町内のクリニックや歯科医院など、医療機関に関する情報の収集と提供を図ります。
- 近隣市町村の医療協議会の取組みなどを注視し、その動きを踏まえて適切な対応を講じます。

## ⑤被災者の健康ケアの実施

- 被災者の心身のケアのため、訪問による健康相談事業などを実施します。
- ニーズに応じた\*WBC検査の実施、空間放射線量計の貸し出しなどを行います。
- バッジ式放射線積算線量計による測定を実施します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健（検）診事業（総合健診・女性検診）</li> <li>• 健康セミナーなどの健康教育事業</li> <li>• 健康相談と訪問指導</li> <li>• 地区組織による健康増進活動への支援</li> <li>• 学校での食育教室</li> <li>• ハッピーイートプログラム事業</li> <li>• スポーツや体育関連事業の実施</li> <li>• 自殺対策事業（講演会・キャンペーン等） など</li> </ul>
感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種の予防接種の実施（集団接種・個別接種）</li> <li>• 新型インフルエンザなどの感染症に関する情報収集と広報</li> </ul>
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 妊婦及び乳幼児健康診査事業</li> <li>• 産後ケア事業</li> <li>• 新生児等訪問指導・養育支援訪問事業</li> <li>• 乳幼児・児童の健康相談</li> <li>• 心理士の個別相談会 ・むし歯予防事業 など</li> </ul>
地域医療推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公立岩瀬病院に対しての分賦金及び出資金の支出</li> <li>• 須賀川地方保健環境組合における、休日夜間急病診療所の開設への分担金の支出</li> <li>• 福島県総合医療システム運営費の支出</li> <li>• 医療関連情報の提供 など</li> </ul>
被災者の健康ケアに関わる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公立岩瀬病院所有*WBC 車輻導入及び*WBC 検査運営のための負担金の支出</li> <li>• *WBC 検査の実施（町内各保育施設、小中学校、検査希望のある一般町民対象）</li> <li>• バッジ式放射線積算線量計による測定</li> </ul>
放射線量の測定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 希望者への積算線量計の貸し出し</li> <li>• 希望者へのサーベイメーター貸出による空間線量測定</li> <li>• 食品中の放射線量測定（一般町民対象）</li> </ul>

Ⅱ-3-(1) 地域の文化の保全・継承と新文化の創造

◆現状と課題

- 本町には、国内で初めて西欧式牧場として開設され、唱歌「牧場の朝」の舞台ともなっている岩瀬牧場があり、町の重要な文化資源となっています。
- 県指定の文化財として、「板絵 凌煙閣功臣画像八枚十二面」と呼ばれる美術工芸品があるほか、町指定の文化財として、史跡 4、天然記念物 4、有形民俗文化財 2、無形民俗文化財 2、工芸品 1、考古資料 10、歴史資料 1、構造物 2が指定されています。
- また、平成27年度に開館した歴史民俗資料館では、鏡石の歴史を伝える古代から近代の収蔵品を展示、保存しています。
- 法律で定められた文化財の保護に関しては、文化財保護審議会が設置され、文化財保護事業の審議のほか、文化財パトロールなどを実施しています。
- また、伝統的な行事として、「仁井田八幡神社祭礼花火」や「熊野神社太々神楽」などが行われています。
- さらに、いちご、りんご、岩瀬きゅうり、梨といった特産品と、それを生み出している里山風景なども、鏡石町の文化の一翼を形成していると考えられます。
- 本町では、生涯学習文化協会による各種の事業の開催を支援するなどの取組みを行っていますが、様々な町の文化的な資源を、大切に保全し後世に伝えていくこと、そしてそのための担い手や人材の確保と育成などが課題となります。
- 一方で、従来の資源を保全するにとどまらず、「産業の6次化（1・2・3次産業の連携により、付加価値と利益を生み出すこと）」などの取組みで、鏡石町ならではの新たな価値を創造していくことも求められます。

文化関連の主要事業（生涯学習文化協会主催）

事業名称	内 容
初夏の文化祭	展示（さつき山野草、写真、書道等）、囲碁・将棋大会、謡曲
秋の文化祭	展示（園児児童作品、写真、書道等）、囲碁・将棋大会、謡曲
いきいき学級	65歳以上 72名参加 6回開催
ジョイフルライフ講座	20歳以上の女性 37名参加 8回開催
大人の講座「男性専科」	20歳以上の男性 19名参加 6回開催



## ◆施策の基本方針

## ①文化財と文化資源の保護とPR

- ・歴史民俗資料館を活用し、後世に伝えるべき貴重な歴史資料の収集、保全、継承に努めます。
- ・文化財保護審議委員会の継続的な活動を図ります。
- ・小学校において、地域の歴史や伝統文化に関わる教育を行い、また充実を図ります。
- ・文化財やその希少性について、広く情報を提供し、啓発を図ります。
- ・本町のイメージを広げ高めるため、町のシンボルマークや町の花などの普及とPRを図るとともに、鏡石町公式キャラクター「牧場のあーさー♪」を活用し、町のPRを行います。

## ②文化関連の団体やイベント開催の支援

- ・「初夏の文化祭」、「秋の文化祭」などに代表される文化関連のイベントを、情報の周知や共催などにより支援するとともに、その内容の充実や必要に応じた統合開催による事業効果の増進などを検討します。
- ・町民のみならず、町外からも人を呼べるようなイベントとなるよう工夫します。
- ・文化活動の拠点となる公民館などの施設について適切な維持・管理を行うとともに、町民や団体の文化活動を支援します。

## ③文化の発掘と新文化の創造のための取組み

- ・本町のもつ魅力の再発見のため、地域情報の収集や提供、町歩きや写真コンテストなど、町民自身による文化の発見と創造のための機会拡大の支援などを推進します。
- ・産業施策や都市づくり施策などと連携した総合的な取組みにより、新たな名産品や名所などを創造することを目指します。
- ・公共施設や道路などの整備にあたって、個性ある文化の感じられるデザインや植栽などを工夫します。

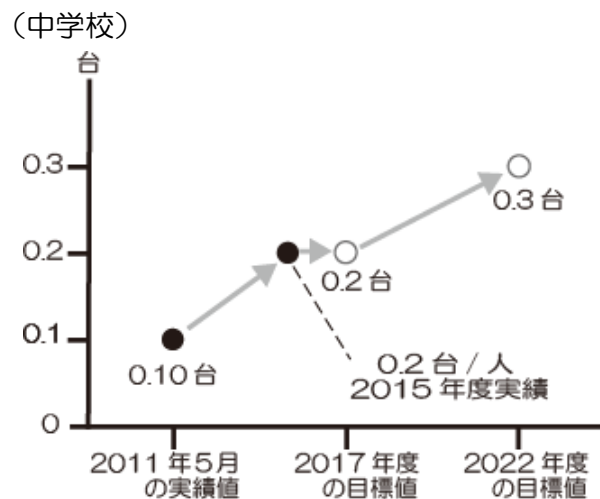
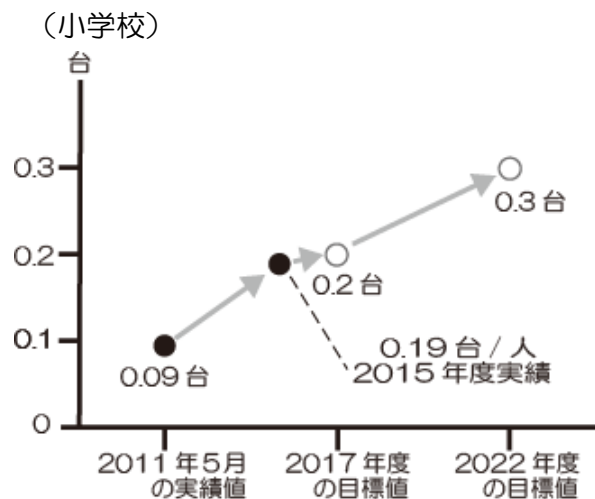
## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
文化財保護関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介や保護の重要性の啓発</li> <li>・文化財保護審議委員会の継続的な活動</li> <li>・歴史民俗資料館の有効活用 など</li> </ul>
文化関連イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初夏の文化祭」「秋の文化祭」などの文化関連事業の開催支援</li> </ul>
文化発掘・創造のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の文化的な資源（広義）の発掘のための取組み（町歩き・写真コンテストなど）</li> <li>・新たな特産品の開発とPR、ブランド化</li> <li>・公共事業におけるデザインへの配慮 など</li> </ul>

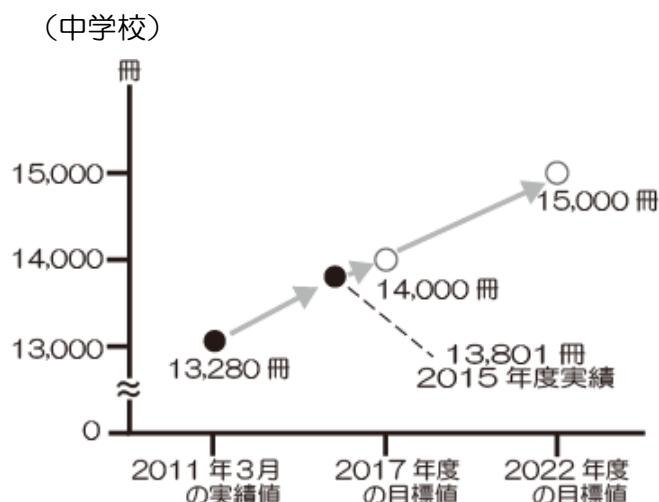
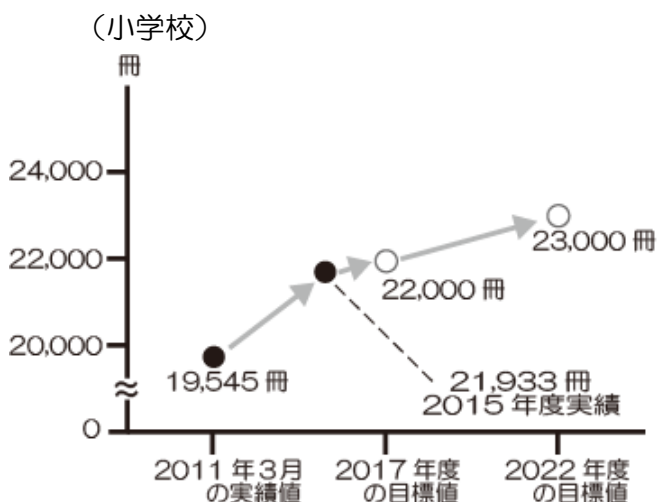
# ◆教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野における目標指標

・教育・スポーツ・健康づくり・文化振興に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

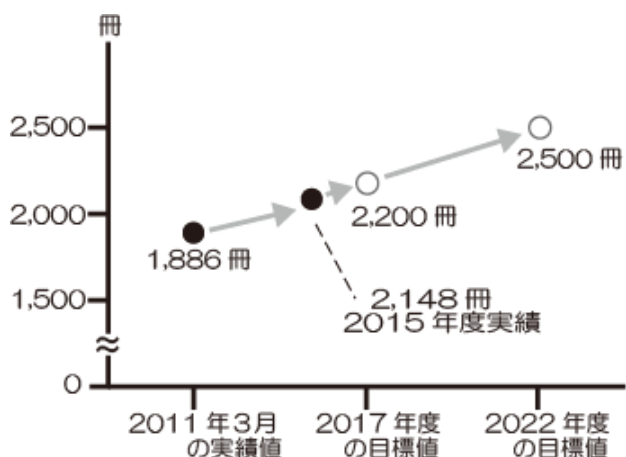
## ①児童一人当りのPC台数



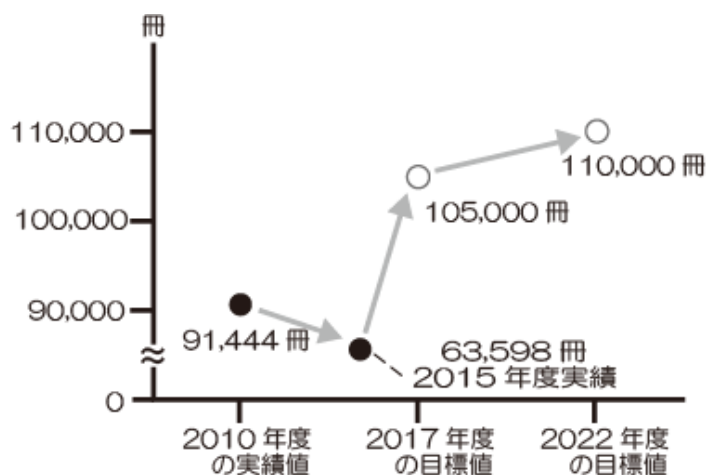
## ②学校保有図書冊数



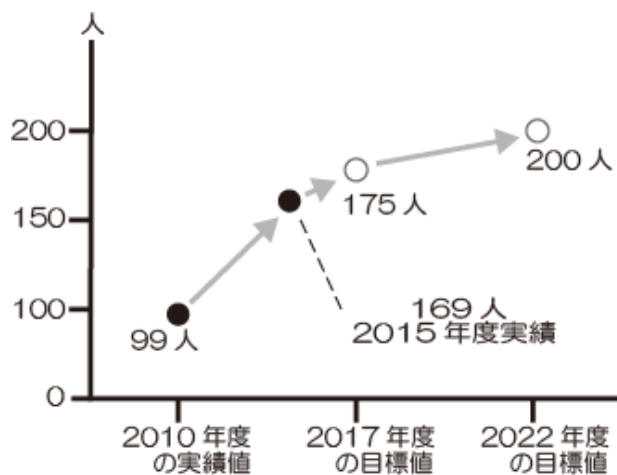
## (町立幼稚園)



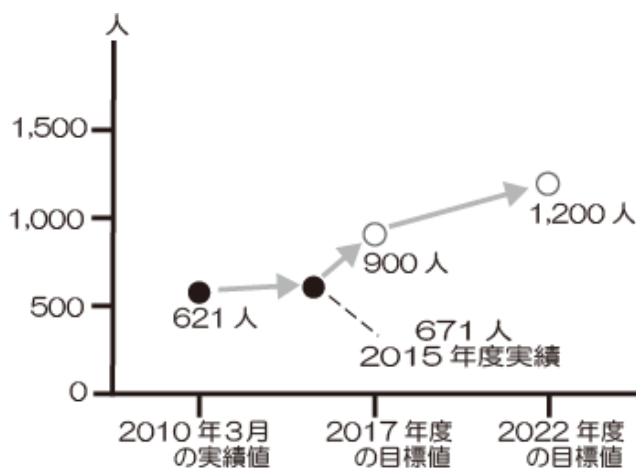
③町図書館の貸出冊数



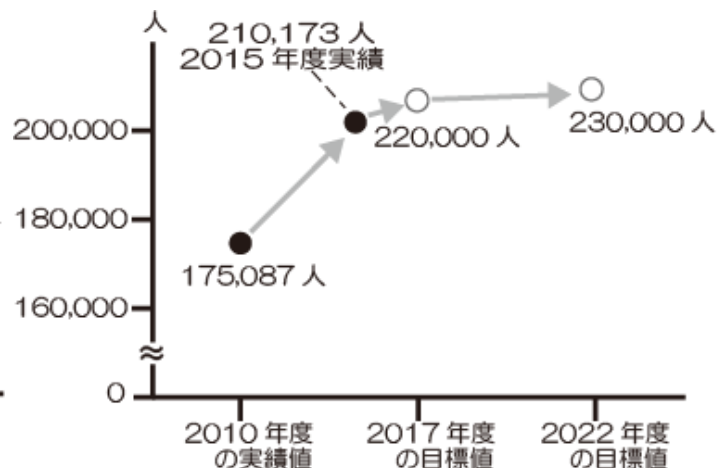
④TPTボランティア活動への参加者数



⑤かがみいしスポーツクラブの会員数

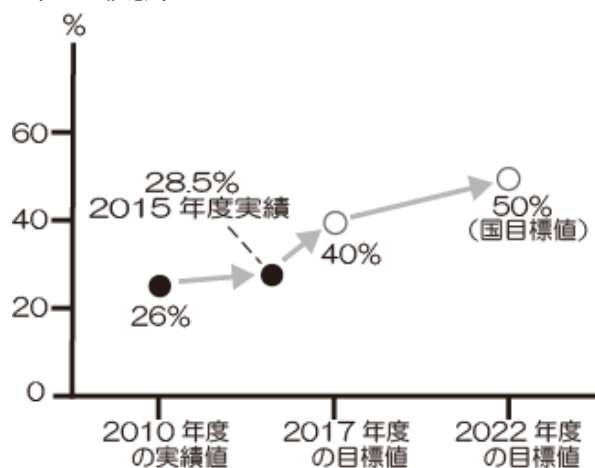


⑥体育施設（7箇所）の利用者数

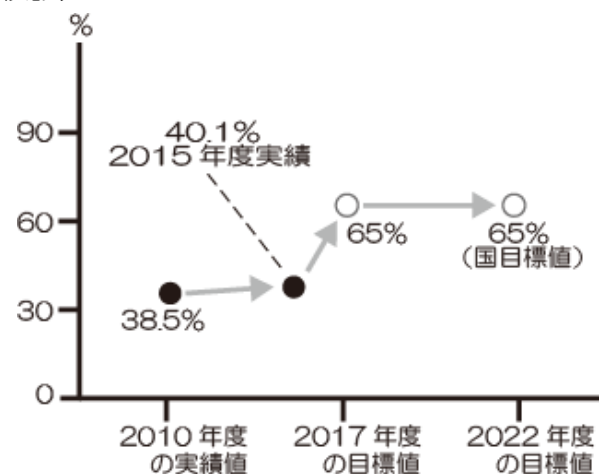


⑦健康診断等の受診率

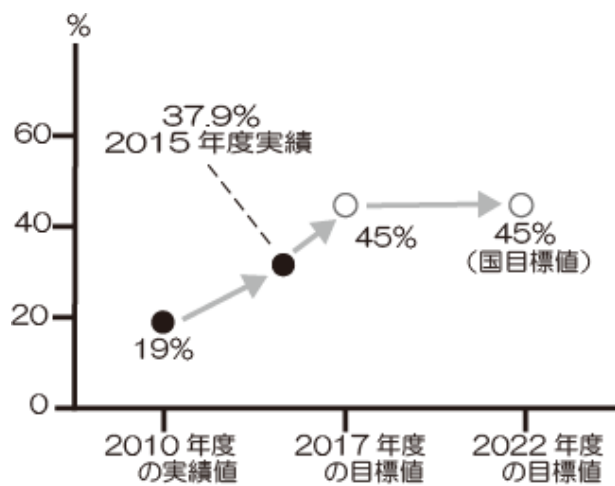
(がん検診)



(特定検診)



(特定保健指導)



序  
説

基本  
構想

基本  
計画  
Ⅰ

基本  
計画  
Ⅱ

基本  
計画  
Ⅲ

基本  
計画  
Ⅳ

基本  
計画  
Ⅴ

資  
料  
編

序  
說

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資料  
編

---

---

### Ⅲ. 地域で支えあう、人にやさしい

鏡石をつくります！

～福祉・安心安全・コミュニティ形成分野～

---

---

## Ⅲ-1-(1) 高齢者福祉の充実

## ◆現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進行する中、町の老年人口比率は約24.6%、幼年人口比率は14.3%（平成27年国勢調査。県全体では各々29.1%、11.3%）と、現時点では相対的に「若い世代の多い町」であるといえます。
- しかし、将来は、本町においても、高齢化、そして高齢者を支える若い世代の減少につながる少子化が進行していくことが懸念される状況にあります。
- そうした中、本町では、3カ年毎に「高齢者保健福祉計画」を改定して、在宅福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携体制の強化、地域ケア体制の充実、介護予防と介護サービスの推進、高齢者の生きがいづくりなどの施策を実施しています。
- 子育て施策や高齢者を支える力強いコミュニティづくりなどと連携して、高齢者が安心して暮らせるような地域包括ケア体制を構築し、高齢者福祉の充実に努めていくことが課題となります。

年齢階層別人口の推移（国勢調査）

	1990年 (H2年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
幼年人口	2,628	2,340	2,193	2,089	1,991	1,809
構成比(%)	21.7%	18.9%	17.3%	16.4%	15.6%	14.5%
生産年齢人口	8,109	8,216	8,292	8,238	8,093	7,537
構成比(%)	66.9%	66.4%	65.5%	64.6%	63.2%	60.4%
老年人口	1,393	1,822	2,169	2,419	2,712	3,140
構成比(%)	11.5%	14.7%	17.1%	19.0%	21.2%	25.1%
合計	12,130	12,378	12,743	12,746	12,815	12,486

\*不明値があるため、各階層の積上げ値が合計値と一致しない場合がある。  
\*幼年人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

## ◆施策の基本方針

## ①在宅福祉サービスの充実

- 高齢者が、加齢や疾病などにより支援を必要とした時に、住みなれた地域や自宅で安心して暮らし続けられるように、在宅福祉関連の支援事業を実施します。
- 介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイ、施療券給付、寝具クリーニング、食生活改善のためのアドバイスなど、多角的な視点から被介護者と家族などの介護者の支援を図ります。

## ②地域ケア体制の充実

- 行政とともに地域福祉、高齢者福祉の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の活動の支援を継続します。
- 地域包括支援センターが核となって、地域の福祉サービスの提供事業所や医療機関、民生委員、健康推進員、食生活改善推進員、福祉関連のボランティアなどと連携し、高齢者福祉や介護に関わる各種の事業を実施します。
- 地域福祉に関わる活動を行う団体への支援事業を行います。
- 高齢者福祉に関する幅広い情報の提供や、高齢者を地域で支える重要性について、広報や啓発などを行います。

- ③介護予防と介護サービスの推進（介護保険事業のより詳細については、Ⅲ-2-3で記述）
- ・介護を必要とする時に、その介護の必要度などから、ふさわしい介護サービスを選択して受けることができる「介護保険制度」の事業運用を行います。
  - ・要介護状態になることを遅らせ、あるいは防ぐため、地域包括支援センターを核に、相談事業や体操や運動の指導など、介護予防に関連した事業を実施します。
- ④高齢者の生きがいづくり
- ・高齢者が生き生きと暮らせるように、生涯学習活動の機会の提供、高齢者を対象とした各種の事業を実施します。
  - ・高齢者団体の活動、就労、ボランティア活動、健康づくり、レクリエーションなど、多角的な観点から、高齢者の社会参加といきがいづくりの支援を行います。

#### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
在宅高齢者への福祉事業	・高齢者の在宅福祉関連の支援（介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイ、施療券給付、寝具クリーニング、福祉電話サービス、食生活改善など）
社会福祉協議会への支援事業	・町の高齢者福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会に対する経費の一部補助などの支援
地域福祉活動団体への支援事業	・民生児童委員協議会、ボランティアセンター、赤十字奉仕団、須賀川地区保護司会鏡石方部会といった福祉関連団体への経費の一部補助などの支援
老人福祉施設運営事業	・特別養護老人ホーム（社会福祉法人岩瀬福祉会）の運営及び入所負担への支援
介護保険及び介護予防事業	・介護保険事業計画の策定と給付 ・介護状態となることを予防するための相談事業・運動支援事業 など
高齢者生きがい対策事業	・老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどの活動に対する経費の一部補助

※Ⅲ-1-(1)の計画は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。



### Ⅲ-1-(2) 児童福祉と子育て支援

#### ◆現状と課題

- 児童福祉は、生活に困窮している世帯、ひとり親世帯の支援、児童虐待の防止、保育サービスの提供などの役割を果たす重要な行政分野です。
- 保育サービスは、女性の社会進出を支援する役割も担うこととなります。
- こうした需要は、いずれも高まりをみせており、本町では、ひとり親世帯への医療費補助、関係機関と連携した児童虐待の早期発見と問題の解決などを進めています。
- 保育サービスについては、需要の高まりと多様化に対応するため、保育時間の延長などの取組を行うとともに、放課後児童クラブの拡充による児童の放課後の居場所づくり、未就学児を対象とした「つどいの広場」などの事業を行っています。
- 本町では、「子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」「総合戦略」を策定し、子育てに関する事業を一体的に、具体的な数値目標を示した中で推進しています。
- 今後もこれらの事業の継続・充実を図るとともに、まちづくり分野などの施策や、民間活力との連携により、安心して快適に暮らせる子育て環境を提供していくことが課題となります。
- 児童福祉施設の除染は現在すべて完了しており、保育等の子育て世帯が安心して施設を利用できる環境を整備し、利用者の不安解消に努めました。今後も施設の適切な維持・管理を行います。

保育所及び認定保育園入所者数の推移

各年年度末

		2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
保育所	乳児	8	13	9	11	9	11	11	12	9	8
	1～2歳児	58	57	50	48	53	42	50	50	32	31
	3歳児	41	33	35	31	33	38	32	26	27	22
	4歳児以上	61	64	61	48	59	65	67	69	59	49
	合計	168	167	155	138	154	156	160	157	127	110
認定保育園	乳児	-	-	19	15	14	18	18	22	18	19
	1～2歳児	-	-	34	47	50	44	37	42	52	44
	3歳児	-	-	0	0	1	1	0	0	0	26
	4歳児以上										（ぶどうの木）33
	合計	0	0	53	62	65	63	55	64	70	89

児童館・放課後児童クラブの利用者数の推移

各年年度末

		2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
児童館	一時利用	4,992	5,208	4,664	760	2,070	3,095	3,503	3,680	4,126	2,833
	母親クラブ（育児サークル）	1,097	775	620	522	175	646	320	808	381	0
	ふれあいサロン	424	918	432	141	35	11	50	9	4	0
	合計	6,513	6,901	5,716	1,423	2,280	3,752	3,873	4,497	4,511	2,833
放課後児童クラブ	一小児童クラブ	99	100	116	72	72	69	61	59	66	90
	一小第2児童クラブ	-	-	-	29	27	28	12	16	26	41
	二小児童クラブ	32	38	39	32	33	33	27	19	20	33
	合計	131	138	155	133	132	130	100	94	112	164

#### ◆施策の基本方針

##### ①保育の充実と幼児教育との連携

- 保育所や放課後児童クラブとして利用されている施設と備品の整備と適切な維持・管理を行います。
- 保育内容を充実するために、保育士などの関連職員の雇用を確保し、研修を実施するなど、資質の向上を図ります。
- 低年齢児保育や延長保育・一時保育など、保育の多様化を図ります。

- ・町立保育所の民営化や、民間保育施設への支援などを推進し、公民の適切な役割分担による保育サービスの拡大を図ります。
- ・民間保育施設に対して、子ども子育て支援新制度に基づき、施設型給付費を支給して運営を支援します。また、民間保育施設の整備や認定こども園化についても支援していきます。

### ②総合的な子育て支援策の推進

- ・保育所のもつ地域の子育て拠点機能の強化を図ります。
- ・就学前の親子の遊びの場・交流の場として、児童館から子育て館（仮称）へのリニューアルを図ります。
- ・つどいの広場事業などの子育て支援策の継続と充実を図ります。
- ・児童手当の支給により、子育て家庭への財政的な支援を行います。
- ・こども医療費の助成事業を継続します。
- ・子どもの遊び場として、安心して楽しめる児童広場の整備などを進めます。
- ・子どもの参加できるイベントの振興、世代を超えたあたたかいコミュニティづくりの支援などにより、地域ぐるみの子育て支援の環境づくりを図ります。
- ・平成26年度に原発事故による子どもの元気復活のために児童遊具の整備・更新を行ったことをはじめ、子どもの遊び場を確保し、子どもの健やかな成長に寄与するよう努めます。

### ③児童福祉の充実

- ・ひとり親家庭の自立支援の事業をはじめ、既存の児童福祉関連の事業の継続を図ります。
- ・各種の福祉サービス事業所のほか、社会福祉協議会や民生児童委員との連携の強化と、各々の活動の充実に向けた支援を行います。
- ・児童虐待の未然防止と、早期発見のための啓発や相談事業などの取組みを継続します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
保育所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親の共働きなどにより「保育に欠ける」児童に対して、日中保護者に代わり保育を実施</li> <li>・町立保育所の民営化の推進</li> </ul>
保育施設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園「ぶどうの木」、岡ノ内保育園の運営支援</li> </ul>
児童館・放課後児童クラブ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館から子育て館(仮称)へのリニューアル化の推進</li> <li>・児童ふれあい交流館・第一小学校における放課後児童クラブの運営</li> <li>・第二小学校における放課後児童クラブの運営</li> </ul>
つどいの広場事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等への未就園の幼児を対象とした、親子の交流や相談などの場の提供</li> </ul>
児童公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の児童公園（遊具・植栽など）の整備</li> </ul>
児童手当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものいる家庭に対して、年齢などに応じた手当を支給</li> </ul>
こども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費に対する助成</li> </ul>
児童虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの虐待の防止と早期発見のための情報交換や家庭児童相談員による相談</li> </ul>
ひとり親家庭自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対して、その自立支援のために医療負担を補助</li> </ul>
放射線対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線量の測定 など</li> </ul>

### Ⅲ-1-(3) 障がい者福祉の充実

#### ◆現状と課題

- 国による障がい者福祉政策は、2005年（平成17年）に成立した「障害者自立支援法」を基本として、従来の「措置」から「サービスの自己選択」へ考え方が転換されました。
- これにより、よりきめ細かな支援が可能になった一方で、利用負担の増加を伴うものであったため、平成22年度に改正され、応能負担の原則化や発達障がいを法対象として明確化が行われました。
- 国では、2013年（平成25年）4月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと制度が改正され、難病患者を法の対象に加えるなどの変更が行われました。さらに、2016年（平成28年）4月には、障害のある人もいない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を目指すための障害者差別解消法が施行されました。
- 本町では、2012年（平成24年）3月に、鏡石町障がい者計画及び障がい者福祉計画（第3期計画）を、2015年（平成27年）3月に、鏡石町障がい者福祉計画（第4期）を策定し、障がい者への理解と認識、早期発見と早期療育、福祉サービスの充実、障がい者（児）教育の充実、生きがいと社会参加、やさしいまちづくりといった施策に取り組んできました。
- しかし、相談内容が複雑化、専門化する一方で、障がい者を支援する組織（相談員）や事業所の不足する状況は依然として深刻であり、国や県などの支援を受け、障がい者団体などと連携しつつ、各種の障害者福祉施策の継続と充実に努めていく必要があります。

身体障がい者数の推移（手帳保有者数）

	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
視 覚	28	26	26	25	25	33	35	35	34	30
聴 覚	23	28	26	28	26	30	30	30	30	30
音 声	1	1	0	0	0	2	3	1	1	1
肢 体	250	254	250	255	253	263	275	264	259	242
内 部	130	123	138	140	148	118	129	123	122	110
合 計	432	432	440	448	452	446	472	453	446	413

知的障がい者数の推移（療育手帳保有者数）

	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
A（最重度・重度）	35	37	36	34	37	29	29	31	34	33
B（中度・軽度）	37	41	45	53	57	52	58	61	71	78
合 計	72	78	81	87	94	81	87	92	105	111

#### ◆施策の基本方針

##### ①障がい者への理解と認識向上

- 障がい者とその自立支援の必要性に対する理解を高めるため、啓発活動を行います。
- 学校教育などの場で、保健・福祉に関する知識と理解を高める取り組みを行います。
- 健常者と障がい者を分け隔てることのない「※ノーマライゼーション」の思想を基本に、自然な形で交流やふれあいができるような取り組みを行います。
- 障害者差別解消法に基づき、障がい者に対する正しい認識を得てもらうため、映画上映会などを開催し、理解・促進活動を推進します。

##### ②早期発見と早期療育

- 障がいの発生予防のため、妊産婦に対する指導や検診などの取り組みを行います。
- 健康づくり、生活習慣病予防、介護予防などの取り組みを総合的に進めます。
- 検診などにより、障がいを早期発見し早期に治療することに努めます。
- 障がい者の早期療育に、保健・医療・福祉の関連組織が連携して取り組みます。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ③障がい者福祉サービスの充実

- ・障がい者のための相談事業や情報提供の充実を図ります。
- ・在宅サービスの充実のための多様な施策の推進を基本に、多様なニーズに応える施設福祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉協議会やボランティアなどを支援し、「地域の力」による福祉向上に努めます。

## ④障がい者（児）教育の充実

- ・福祉と自立促進の観点から、障がい児の保育所などへの入所機会の拡充を図ります。
- ・県などの関係機関との連携により、障がい者（児）の適切な就学を、保護者や本人の意向を尊重して支援します。
- ・小中学校に在籍する障がい者（児）と児童生徒間の交流の活発化を図ります。
- ・障がい者の生涯学習やスポーツ・文化活動を支援します。

## ⑤生きがいづくりと社会参加

- ・企業への啓発などにより、障がい者の雇用の促進と安定を図ります。
- ・国や県の関連組織などと連携して、障がい者の職業訓練などを推進します。
- ・就労の場の確保のための作業所の活動支援、グループホームなどの生活の場の提供を図ります。
- ・スポーツやレクリエーション、趣味などの多様な活動への参加機会の提供を図ります。

## ⑥やさしいまちづくり

- ・県の「人にやさしいまちづくり条例」の理念と内容を踏まえて、障がい者が安全・快適に利用できる住宅や、施設、屋外環境の整備を図ります。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
障害者自立支援事業	・障害者総合支援法に基づく福祉サービスを受給するための手続きと給付（国の制度に基づく事業。法改正の動きがあった場合には迅速・的確に対応）
地域生活支援事業	・障がい者の生活支援のための事業 ・相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時事業 など
更生医療給付事業・重度心身障害者医療費補助事業	・重度の疾病を抱える障がい者に対して、医療費の一部を給付
人工透析者通院交通費助成事業	・人工透析のため通院する人に対しての交通費助成
身体障がい者補装具給付事業	・身体障がい者の部位欠損、機能損傷を補い、日常生活能力の向上のための補装具の交付と修理
その他の障がい者福祉事業	・重度心身障がい者タクシー料金助成事業及び自動車燃料費助成事業、在宅重度障がい者対策事業、おむつ券給付事業、一般障がい福祉事務

Ⅲ-2-(1) 医療保険制度の適正な運用

◆現状と課題

- わが国では、すべての人が公的な医療保険制度に加入する「国民皆保険」が実施されていますが、この医療保険制度の柱として、市町村が運営する国民健康保険があり、町民の健康維持、増進に大きな役割を果たしてきました。
- また、平成 20 年度には 75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、県内すべての市町村で構成される「福島県後期高齢者医療広域連合」によって運営されています。
- しかしながら、疾病の多様化、医療の高度化等により医療費は年々増加する一方、少子高齢化の急速な進展、就業構造の変化などにより国民健康保険税の収納率は低迷しており、国民健康保険の財政は極めて厳しい状況にあります。
- こうした中、国民健康保険については、保険財政の安定化を目的として、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となることになりました。制度の移行に向け、スムーズかつ適切に対応していくことが必要となっています。

国民健康保険関連の諸数値の推移（年度末の数値）

	2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	
加入世帯数（世帯数）	2,301	2,299	1,941	1,961	1,920	1,891	1,922	1,900	1,896	1,833	
被保険者数（人）	5,257	5,132	4,105	4,068	3,988	3,878	3,834	3,770	3,650	3,448	
1人当たり負担額（円）	78,972	80,106	75,965	78,587	93,257	76,754	78,228	104,492	101,427	96,306	
給付の状況 (千円)	療養諸費	669,933	696,821	711,395	741,148	741,276	874,774	961,905	805,173	811,176	790,965
	高額療養費	51,754	56,783	64,723	78,036	71,436	68,898	67,502	76,648	87,262	89,135
	出産育児一時金	6,950	5,250	6,400	9,802	12,180	9,240	5,880	11,334	8,826	6,720
	葬祭費	2,190	2,040	730	850	850	1,150	700	1,100	1,150	1,100
	総額	730,827	760,894	783,248	829,836	825,742	954,062	1,035,987	894,255	908,414	887,920
1人当たり医療費（円）	一般被保険者分	185,249	192,113	226,325	238,245	243,378	267,301	301,669	278,282	291,007	292,679
	退職被保険者分	334,969	380,640	309,269	324,362	312,228	381,253	314,198	286,109	315,547	422,191

国民健康保険税の収納率の推移

単位：千円

	2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
調定額	438,040	435,820	335,820	344,710	371,910	297,652	299,925	393,933	370,208	332,065
収納額	392,210	388,560	292,010	294,700	320,340	261,213	261,787	346,784	322,827	288,590
収納率	89.54%	89.16%	86.95%	85.49%	86.13%	87.76%	87.30%	88.07%	87.20%	86.87%

◆施策の基本方針

①国民健康保険税の適正な賦課・徴収

- 保険税の適正な賦課と徴収業務を行います。
- 滞納者への適正な納税相談、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

②国民健康保険財政の安定に向けた総合的取組み

- 40 歳以上を対象とした特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図り、医療費の抑制に努めます。
- 各種保健事業を実施し、町民の健康増進を図るとともに、医療費の適正化に努めます。

## ③医療保険制度改正への迅速・的確な対応

- ・国民健康保険制度は、平成 30 年度から、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業運営の中心的な役割を担うこととなります。また、現在国において国民健康保険制度と他の公的医療保険制度との統合、後期高齢者医療制度の見直しなどが検討され、将来はこれらの仕組み自体が変更となる可能性があります。制度改廃の動きに注視し、迅速・的確に対応します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
国民健康保険税の賦課・徴収事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税の適正な賦課・徴収</li> <li>・滞納者への納税相談、収納体制の強化などの収納率向上対策</li> </ul>
国民健康保険財政の安定のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上</li> <li>・各種保健事業の実施</li> </ul>

### Ⅲ-2-(2) 国民年金制度の適正な運用

#### ◆現状と課題

- 老後の生活資金や、障がい者や遺族となった場合に備えた資金を積み立てておく公的な年金制度の中核に、日本年金機構が管理・運営する「国民年金」があり、20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務づけられています。
- 平成27年10月から、被用者年金制度が一元化され、厚生年金保険と共済組合等に分かれていた制度が厚生年金保険に統一されました。現在は、国民年金と厚生年金の二階建ての年金給付の仕組みをとっています。
- しかし、将来の年金不安などによる不払いが増えているほか、少子高齢化に伴う被保険者の減少と年金受給権者の増加、就業状況の多様化に伴う被保険者資格の複雑化など、多くの課題が生じています。
- さらには、世界経済の低迷により、多くの年金や年金基金の運用状況が悪化する状況もみられます。
- こうした中、公的年金制度を将来にわたって公平な持続性のある制度としていく観点から、国では、年金制度についても抜本的な見直しに関わる検討を進めています。
- 本町では、国などによる改正に関わる動向に注視しつつ、年金制度についての周知や広報などの取組みを継続していくことが課題となります。

国民年金の給付と保険料の推移（金額は概数）

		2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
老齢給付	年金額(千円)	1,456,000	1,521,000	1,592,000	1,592,000	1,702,000	1,753,610	1,810,468	1,882,196	1,946,687	2,061,564
	件数	2,427	2,504	2,595	2,595	2,719	2,792	2,861	2,946	3,058	3,186
障害給付	年金額(千円)	129,000	127,000	129,000	134,000	151,000	154,405	150,606	154,057	152,785	156,656
	件数	146	144	148	152	173	177	172	177	178	181
遺族給付	年金額(千円)	37,000	39,000	26,000	29,000	24,000	31,135	32,257	31,189	40,186	41,149
	件数	49	53	36	38	37	46	45	44	56	56
計	年金額(千円)	1,623,000	1,687,000	1,747,000	1,754,000	1,877,000	1,939,150	1,993,331	2,067,442	2,139,658	2,259,369
	件数	2,622	2,701	2,779	2,785	2,929	3,015	3,078	3,167	3,292	3,423
保険料月額(円)		13,860	14,100	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040	15,250	15,590
第1号(人)		2,427	2,158	2,200	2,159	2,046	2,017	1,956	15,040	1,700	1,621
第3号(人)		791	794	770	788	783	750	719	1,820	685	684
計		3,218	2,952	2,970	2,947	2,829	2,767	2,675	16,860	2,385	2,305

#### ◆施策の基本方針

##### ①国民年金関連事務の適正実施

- 国民年金の請求など、町の窓口でできる各種の手続きについて、迅速・適切に処理します。

##### ②年金制度全般にわたる情報提供と相談体制の充実

- 国民年金をはじめ、公的年金の仕組みについて町民の理解を得るため、関連する情報の周知と広報を行います。
- 年金は、町の直接の事務事業ではありませんが、町民生活に密接に関わる事からであるため、関係機関との連携など、年金全般に関わる相談体制の充実を図ります。

## ③制度改正への対応

- ・国などによる制度改正の動向などについての情報を収集し、改正が決定した場合には速やかに町民に対しての周知を図ります。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
国民年金関連事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金請求などの窓口事務</li> </ul>
年金制度の情報発信と相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金制度全般の周知と広報</li> <li>・年金制度全般に関わる相談体制の整備</li> </ul>



### Ⅲ-2-(3) 介護保険制度の適正な運用

#### ◆現状と課題

- ・介護保険制度は、介護サービスを、従来の行政による「措置」から「自己選択」へと変え、地域の力によって支える「介護の社会化」を目的として、2000年（平成12年）に導入されたものです。
- ・介護保険料をあらかじめ納付しておき、介護の必要性が生じた（要介護認定を受けた）際に、その程度に応じて様々な介護サービスの受給を可能とするものです。
- ・本町では、これまでに6期にわたって「介護保険事業計画」を定めて介護保険事業を進めてきました。
- ・しかし、本町でも、高齢化の進行に伴って要介護認定者が増加し、介護の担い手の確保などが難しくなっているほか、介護保険財政の持続性を将来にわたって確保していくことが求められています。
- ・介護サービスの維持・充実とともに、介護状態となることを防止したり遅らせたりするための介護予防の充実や、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

要介護認定者数の推移

各年10月末現在

	2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
要支援1	55	49	47	49	46	57	53	53	50	59	65
要支援2	25	48	37	53	63	64	68	74	82	73	73
要介護1	86	66	68	71	59	76	72	99	103	113	119
要介護2	54	49	54	60	74	72	78	82	76	72	80
要介護3	56	55	49	46	51	57	50	59	68	78	87
要介護4	43	50	61	62	57	56	78	72	69	69	70
要介護5	52	52	45	54	45	49	52	47	58	68	72
合計	371	369	361	395	395	431	451	486	506	532	566

#### ◆施策の基本方針

##### ①介護保険事業の計画的な実施

- ・3カ年毎に改定する「介護保険事業計画」に基づいて、介護サービスの需要量を把握し、適切な事業実施を図ります。

##### ②介護サービスの維持・充実

- ・住み慣れた自宅で介護を受けることのできる居宅サービスを中心としつつ、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど各種施設への通所によるサービスや認知症高齢者グループホームなどの入居によるサービスなど、多様な介護サービスの継続と充実を図ります。
- ・介護に関わる相談や支援のための拠点として、「地域包括支援センター」を運営します。
- ・高齢者や家族に対する総合的な相談事業、被保険者の権利擁護事業、ケアマネージャーへの支援事業など、様々な観点から各種の事業を実施します。
- ・こうした各種の介護サービスの提供のための人材の育成や関連団体への支援を図ります。
- ・ボランティアや民間事業者の力を活用した事業を推進します。

- 今後増加が見込まれる、認知症高齢者対策のため認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チームの配置、認知症カフェの運営を図ります。
- 高齢者が孤立感の解消や心身機能の向上を図るため、各行政区の集会所に気軽に集まり、運動や会話などを楽しむ「サロン」を展開します。

#### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
介護保険計画策定事業	• 介護サービスに関わる事業計画の策定（3ヵ年計画）
介護保険給付事業	• 要介護認定者に対する介護認定と必要な保険給付
包括的支援事業	• 介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談、被保険者の権利擁護、ケアマネージメント業務への支援 など
介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	• 介護状態になることを予防するための訪問介護・通所介護サービス事業の充実、住民主体の通いの場（サロン）事業の展開、健康相談・運動指導 など

Ⅲ-3-(1) 防災性の向上

◆現状と課題

- 本町は、1998年（平成10年）の洪水・水害をはじめ、自然災害に見舞われたことがありましたが、地形が平坦であることなどから、その頻度は比較的少なかったといえます。
- しかし、阪神・淡路大震災や中越地震なども教訓として、大災害への備えの重要性を認識し、「鏡石町地域防災計画」に基づいて各種の取組みを実施してきました。
- 消防団を中心とした自主防災組織を組織化しています。
- しかし、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、従来の想定をはるかに超える激甚災害となり、本町にも大きな爪あとを残しました。
- この経験をもとに、より災害に強い防災まちづくりを進めていくために、平成26年3月に「鏡石町地域防災計画」の見直しを実施し、「防災マップ」の作成や「避難所案内看板」の設置などを実施しました。
- 自主防災組織の体制強化のため、消防団OBによる消防活動支援隊を設立しました。
- 役場庁舎をはじめとした公共施設については、震災を契機に耐震改修を実施しました。
- 今後は、地震災害対策にとどまらず、台風や集中豪雨などの風水害対策や、防火対策など、幅広い分野における対策を検討することが課題となります。
- 空家対策特別措置法の規定に基づき、町内空家等に関する対策が求められています。

主な災害の履歴

被災年月日	災害種別	備考
1941年（S16）7月	洪水・水害	被害世帯80
1945年（S20年）4月7日	火災	被害世帯8
1946年（S21年）1月1日	火災	被害世帯61
1947年（S22年）4月17日	火災	被害世帯66
1966年（S41年）6月28日	洪水・水害	
1966年（S41年）9月25日	洪水・水害	
1986年（S61年）8月5日	洪水・水害	被害世帯73
1998年（H10年）8月27日	洪水・水害	被害世帯5
2011年（H23年）3月11日	地震・原発事故	東日本大震災 東京電力福島第一原子力発電所事故
2011年（H23年）9月21日	洪水・風水害	台風15号による被害。ふれあいの森の管理棟の倒壊等

## 東日本大震災の被害状況

区分		被害数	備考	
人的被害	死者	2 人	災害関連死	
	軽傷者	2 人		
住家被害	全壊	172 棟		
	半壊	768 棟		
	一部損壊	1,665 棟		
非住家被害	公共建物	37 棟		
	その他	470 棟		
公共施設等被害	農地	653 件	被害額	615,182 千円
	土木	135 件	被害額	708,078 千円
	公園	3 件	被害額	68,093 千円
	上水道施設	150 件	被害額	65,398 千円
	公共下水道施設	10.1 km	被害額	1,043,244 千円
	農業集落排水施設	0.5 km	被害額	35,569 千円
	行政施設	15 件	被害額	103,553 千円
	学校施設	4 件	被害額	1,665,000 千円
	社会体育施設	6 件	被害額	60,068 千円
社会福祉施設	4 件	被害額	46,326 千円	

※東日本大震災記録誌（平成 26 年 3 月発行）から

### ◆施策の基本方針

#### ①震災からの復興の取組み

- 他の項目に記述しているように、東日本大震災からの復旧は完了したことから、引き続き復興に全力を傾注します。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により漏れ出した放射能汚染の状況について、引き続き監視を続けていきます。

#### ②多面的な防災対策の推進

- 地震だけでなく、幅広い分野の災害への即応体制の強化を図るため、町の防災の基本となる「地域防災計画」を改定します。
- 道路や公園の整備、公共建築物をはじめとする建物の耐震化と不燃化、橋梁や擁壁などの構造物の点検強化などの適切な維持・管理、排水施設の整備などを総合的に進めることで、「災害に強いまちづくり」を進めます。



## ③地域の防災力の強化

- ・消防団員の確保や消防装備（車両）の計画的な更新・充実など、消防団の活動の強化に向けた支援を行います。
- ・地域の防災力を強化するため、災害対策の重要性や自主防災組織、消防活動支援隊の充実に関わる情報の提供や啓発を行うとともに、防災訓練の機会の確保、内容の充実を図ります。
- ・高齢者や障がい者、子どもなど、災害が発生した際に、特に助けを必要とする「要援護者」に配慮した防災体制の充実に留意します。

## ④空家対策の推進

- ・市内の空家の実態を調査し、持主に対する助言指導を進めていきます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
防災力の強化関連事業	・「鏡石町地域防災計画」の見直し
地域の防災体制整備事業	・消防団や自主防災組織、消防活動支援隊の活動支援
防災施設設備整備事業	・消防施設整備計画による整備の推進（ポンプ車・小型ポンプ積載車整備・屯所整備） ・防災無線の普及
災害に強いまちづくり事業	・道路・公園・排水施設などの整備 ・構造物の適切な維持・管理 ・建物の不燃化・耐震化の促進
空家対策事業	・空家に対する実態調査

### Ⅲ-3-(2) 防犯のまちづくり

#### ◆現状と課題

- 町民の安心安全な暮らしを実現するうえで、防犯は重要な政策課題です。
- 近年は、インターネットを悪用した犯罪や、電話による詐欺などの新しい犯罪の出現と手口の巧妙化などにより、町民の防犯に対する期待は非常に強くなっています。
- こうした中、本町では、2002年（平成14年）に施行した「やすらぎとおいしいのある牧場の朝のまち地域安全条例」を基本に、防犯パトロール活動をはじめとする各種の取組みを進めています。
- 暴力団対策としては、2004年（平成16年）に「不当要求行為等対策条例」を施行しており、暴力団の追放を目指しています。
- 今後も、警察や各種団体、地域などと連携して、犯罪の温床をなくすこと、防犯体制を強化していくことが求められています。
- テロ対策や外国からの侵略行為から町民を守るため、国民保護法に基づく「国民保護計画」がありますが、その周知なども課題です。

本町内における犯罪認知件数の推移

種別	2006年 (H18年)	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)	2010年 (H22年)	2011年 (H23年)	2012年 (H24年)	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)
粗暴犯罪	1	6	3	2	6	3	2	6	8	5	6
窃盗	179	123	126	128	110	98	60	77	81	61	86
詐欺	15	4	5	1	3	4	0	2	4	3	7
その他	28	24	22	27	32	19	15	26	22	7	17
合計	223	157	156	158	151	124	77	111	115	76	116

#### ◆施策の基本方針

##### ①犯罪の根本原因の除去

- 犯罪の一因として、解雇や差別などの結果としての貧困、離婚に代表される家庭不和や虐待経験による心の傷などがあげられます。
- 雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といった施策を総合的に進め、結果として犯罪の少ない町の実現を図ります。

##### ②地域の防犯活動の推進

- 警察（所轄は須賀川警察署）や町防犯協会をはじめとする関連団体などと連携して、地域の防犯活動を推進します。
- 各季の防犯運動や全国地域安全運動の周知を図るとともに、自主防犯活動の定着や防犯意識の高揚のための啓発活動などを展開し、安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。
- 防犯パトロールなどの運動、暴力追放運動、防犯対策会議の開催による現状把握と対策協議などを行います。

## ③防犯に留意した都市空間づくり

- 犯罪者にとって、犯罪を行いにくい都市空間づくりに配慮します。
- 特に問題の多い死角や暗所の解消、道路や公園などの都市施設の整備にあたっての配慮、街路灯（防犯灯）や防犯カメラ、カーブミラーの設置などを進めます。
- 更なる暗所の解消や防犯灯の新設箇所の増加、修繕件数の削減のため、防犯灯のLED化を進めます。

## ④テロ対策等の実施

- テロや武力攻撃事態に備えて策定されている「鏡石町国民保護計画」に基づいて、警察などと連携したテロへの警戒と未然防止などの取組みを実施します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
犯罪の根本原因の除去に関わる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といった施策の総合的な推進</li> </ul>
地域安全活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域安全協議会と活動推進員の活動支援</li> <li>• 防犯協会の活動支援</li> <li>• 防犯指導隊員の活動支援</li> <li>• 駅前地区での防犯対策事業</li> <li>• 防犯灯の新設・修繕とLED化の推進</li> <li>• 防犯カメラの設置推進</li> </ul>
犯罪防止の都市空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 犯罪抑止効果を考慮した都市施設（道路・公園など）の整備 など</li> </ul>
テロなどの未然防止関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民保護計画に基づくテロなどの未然防止</li> </ul>

### Ⅲ-3-(3) 交通安全対策の推進

#### ◆現状と課題

- 本町は、県内では相対的に交通事故の発生が多いところであり、2015年（平成27年）に55件発生しました。
- 交通事故の発生原因は複合的なものであり単純に特定することは困難ですが、比較的平坦で自動車が速度を出しやすいことが影響していることも推測されます。今後、国道4号の4車線化にともなう車両速度の高速化により、重大事故の発生が懸念されます。
- 特に、高齢者を含んだ事故（被害者・加害者とも）や夜間に発生する事故が多いといわれ、今後も高齢化や外出時間の多様化などが進行することが予測されることから、適切な対策を講じていくことが課題となります。
- 本町では、交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会といった組織が作られており、交通安全に関わる活動を行っています。
- 今後も、これらの組織と連携して、交通安全対策をさらに徹底し、「交通事故のない安全で安心なまち」の形成に努めていく必要があります。

交通事故の発生件数の推移

区分	2006年 (H18年)	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)	2010年 (H22年)	2011年 (H23年)	2012年 (H24年)	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)
件数	76	93	95	68	68	70	58	66	48	55	40
死亡(人)	0	1	2	1	1	1	0	4	1	0	2
負傷者数(人)	108	114	108	91	86	92	75	88	66	68	55

#### ◆施策の基本方針

##### ①交通安全の体制整備

- 交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会といった交通安全に関連する組織の活動を支援し、また相互に連携した交通安全事業を進めます。
- 警察（所轄は須賀川警察署）や県などとの間で、交通安全に関わる情報の共有化などを推進します。

##### ②交通安全性の高い道路空間の形成

- 交通事故多発箇所などの把握と重点的な対策の実施を図ります。
- 道路の整備にあたって、県や警察などと連携・分担して、ガードレール・カーブミラー・標識・信号機などの交通安全施設の整備を進めます。
- 交通安全性を向上するため、線形や交差点形状の改良などの工夫を検討します。

##### ③交通安全に関する意識向上のための普及・啓発

- 各季の交通安全運動を、警察や地域などと連携して実施します。
- 小中学校において、交通安全教育の充実・強化を図ります。





- ・広く町民や団体、事業所全体に対して、交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に関わる啓発を行います。

#### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
交通安全関連組織の支援事業	・町交通対策協議会、町交通安全協会、町交通安全母の会などの交通安全に関連する組織の活動支援と連携
交通安全施設整備事業	・県や警察などと連携・分担した、ガードレール・カーブミラー・標識・信号などの交通安全施設の整備推進
交通安全意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各季の交通安全運動の実施</li> <li>・小中学校における交通安全教育の充実・強化</li> <li>・交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に関わる啓発</li> </ul>

### Ⅲ-3-(4) 消費者保護の推進

#### ◆現状と課題

- 経済の※グローバル化、高度情報化の進展、食糧・資源問題の深刻化、少子高齢社会の到来などにより、消費生活をめぐる環境は大きく変化しています。
- 消費者のライフスタイルの変化や価値観の多様化などがみられる一方で、インターネットを悪用した詐欺などが増加しており、消費者の安心・安全を守るための支援の必要性が高まっています。
- こうした中、県に消費生活相談センターが設置され、各種の情報の提供や相談事業などが行われています。
- 本町においては、県消費生活相談センターと連携して各種の相談会（多重債務相談会など）などを実施しているほか、平成 27 年度から天栄村と共同で消費者相談室を設置し、町民の消費生活に関する相談事業も実施しています。
- 原発事故による「食の安全」をめぐる問題が深刻化したために、食品の安全対策が課題となっています。

#### ◆施策の基本方針

##### ①消費者問題の未然防止のための広報

- 消費に関わる問題を未然に防止するため、国の消費者庁や福島市にある県消費生活センター、警察などが発信する情報などを随時収集し、広報紙や町のホームページなどでの迅速で正確な広報を行います。
- 警察や防犯関連の団体などと連携して、詐欺と疑われる行為への注意喚起なども実施します。

##### ②消費者トラブルの解決のための相談体制の充実

- 消費者トラブルの解決のため、県消費生活相談センターと連携した相談事業などを実施します。
- 町の総合相談室において、町民の消費生活に関する相談事業を継続するとともに、事業の広報に努めることや、さらなる広域化などを模索しながら、充実に図ります。



注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ③食の安全の確保と周知

- 「食の安全」の確保を重視し、関連する情報の収集と広報の充実を図ります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による食品（野菜・米・牛乳・食肉など）汚染の有無についての検査（国や県などによる）の結果を速やかに入手し、公表します。
- 万が一、国の基準値を超える値が検出され、県から出荷停止などの措置が命じられた場合には、迅速・的確に対応します。
- 自家消費野菜に対する不安解消のため、「自家消費野菜等モニタリング検査事業」を実施し、検査結果については広報等を通して町民に広くお知らせしています。今後も、継続して食の安全を確認していきます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
消費者問題に関わる情報提供事業	• 各種機関の消費者問題に関わる情報の収集と広報
消費者相談事業	• 県消費生活相談センターと連携した相談事業 • 消費者相談室（天栄村との共同）による相談事業
食の安全確保事業	• 「食の安全」に関わる情報収集と広報
自家消費野菜等モニタリング検査事業	• 町内産の自家消費野菜等に関わる放射線量の検査の実施およびその結果の収集と広報

## Ⅲ-4-(1) コミュニティづくりと地域交流の促進

## ◆現状と課題

- 近年、地域コミュニティのもつ力が薄れてきているといわれ、その再生と活性化は、少子高齢などが進行する中であって極めて重要な課題となっています。
- 本町においても、大都市などと比較すれば地域づきあいや相互の助け合いなどの風土がまだ残されているとはいえませんが、町民のライフスタイルや価値観の多様化、町外からの転入者の増加などもあり、やや希薄化する傾向がみられます。
- 13 の行政区、そしてその下に班組織を定め、各々に地区集会所などの施設を整備して地域活動を支援していますが、加入率が低下し、担い手が減少するなどの問題も生じています。
- また、町内の各所で、夏の盆踊りや秋の祭礼、仁井田八幡神社の祭礼花火、熊野神社太々神楽といった伝統行事などが行われています。
- 秋の文化祭や鏡石駅伝・ロードレース大会などの全町的な行事においても、地域団体による出展や各種競技での応援などの風景がみられます。
- 今後は、こうした地域活動や行事をさらに活発化し、コミュニティを再生・強化していくための取組みが求められています。
- 震災により被災した各地区集会所については、各地域のコミュニティの場として、また、災害等による避難所として利用されていることから、速やかな復旧を行い、震災で全壊した鏡石三区コミュニティセンターについては、再建を図りました。
- 震災後に各集会所の耐震診断を行い、倒壊の恐れがあった鏡石二区集会所を解体したため、再建について検討を進めていきます。

## ◆施策の基本方針

## ①地域の活動拠点の整備

- 地域活動とコミュニティ形成の拠点としての集会所などを町が整備していますが、これらの地域主体での維持・管理委託を継続し、必要に応じて修繕などの措置を講じます。
- 災害時の避難場所としての利用に備え、集会所の※バリアフリー化やトイレの洋式化等を進めます。
- 町公民館や勤労青少年ホームなどの公共施設においても、様々な地域活動の場として活用したり、地域活動を支援するため、その機能の強化を図ります。

## ②地域イベントの充実

- 地域コミュニティの活性化に結びつく行事の継続的な開催と充実を図ります。
- 行政区の活動支援や広報による情報周知、場合によっては共催などを通じて、地域でのお祭りや伝統行事をはじめ、各種のイベントの活性化を図ります。
- 小中学校における学校行事などへの地域参加を促進するための広報などの支援も推進します。

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ③行政区の機能強化

- 13の行政区への財政支援などにより、地域組織の機能強化を図ります。
- 地域リーダーの発掘・育成のため、関連情報の収集と提供などに努めます。
- 行政区の適正規模について継続的に検討し、必要に応じて改編も検討していきます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
コミュニティ施設維持・管理事業	• 地域コミュニティ拠点（地区集会所など）の維持・管理と修繕
地域イベント広報事業	• 地域でのお祭り・伝統行事・イベントに関する広報
行政区運営事業	• 行政区への財政支援 • 行政区と班組織への加入率向上のための広報など
地域リーダー発掘・育成事業	• 地域リーダーの発掘と育成のための情報収集と提供 など

### Ⅲ-4-(2) 男女共同参画の地域づくり

#### ◆現状と課題

- 女性に対する不当な差別や、必要以上の男女による分け隔てがなく、様々な場面で生き生きと活躍のできる「男女共同参画社会」をつくることが求められています。
- 本町においても、多くの女性が、産業の担い手になっており、特に、福祉や教育をはじめとする多くの分野で大きな役割を果たしています。
- 各種の団体や組織での活躍や、行政計画の検討にあたっての女性の参画も、徐々に増えてきています。
- 平成27年には女性活躍推進法が施行となり、各事業主は自社の女性の活躍状況の把握や課題分析・情報公表を行うこととなりました。
- 社会全体の意識改革をさらに進めることで、女性活躍推進の動きを加速させていくことが必要であると考えられます。

#### ◆施策の基本方針

##### ①男女共同参画の推進に関わる啓発

- 庁内や関係機関において、率先して「男女共同参画社会」に関わる意識改革に努めます。
- 広報紙や町のホームページ、掲示物やパンフレットなどの多様な手段を用いて、男女の平等や男女共同参画社会に関わる啓発活動を行います。
- 女性の産後の職場復帰の推進、男性を含めた働き過ぎの防止や育児休暇の取得（「※ワークライフバランス」の確保）と、女性の家事労働や育児の負担の軽減などの必要性などについても広く伝えていきます。
- 小中学校教育や生涯学習の場においても、教育・啓発活動を推進します。

##### ②共同参画の実践

- 町行政において、女性職員の能力や意欲を踏まえた積極的な採用・昇進を行うとともに、日常業務にあたっての共同参画を率先します。
- 女性職員の活躍の推進に向けて特定事業主行動計画を策定し、職員採用・専門研修、昇格等に係る女性の活躍度を数値化し、目標年次までに達成できるよう進めていきます。
- 男女共同参画を実現するための基盤となる保育機能の充実や子どもの居場所づくりなど、児童福祉施策や都市づくり施策などと連携して、子育て環境の整備を図ります。
- 各種の審議会・委員会など公的な会議への女性委員の登用を推進します。
- 各種の地域活動などにおける女性の活躍を支援します。



注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

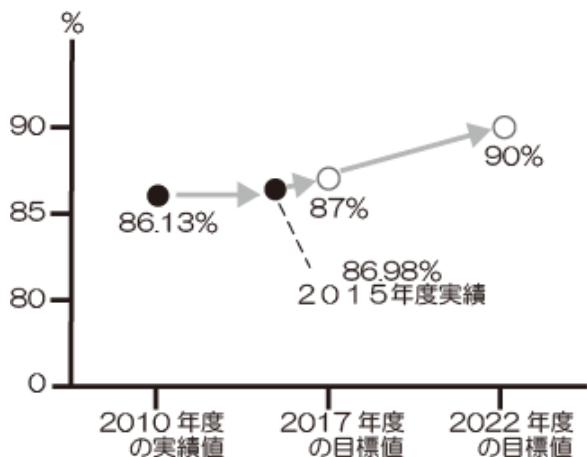
◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画に関する啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内や関係機関における率先的な意識改革</li> <li>・ 関連事項に関する啓発</li> <li>・ 小中学校教育や生涯学習の場における教育・啓発</li> </ul>
男女共同参画の実践事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町行政における共同参画の実践</li> <li>・ 子育て環境の整備</li> <li>・ 公的な会議への女性委員の登用推進</li> <li>・ 地域活動などにおける女性の活躍の支援</li> </ul>
鏡石町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画における各種目標値の達成に向けた職場環境の整備</li> </ul>

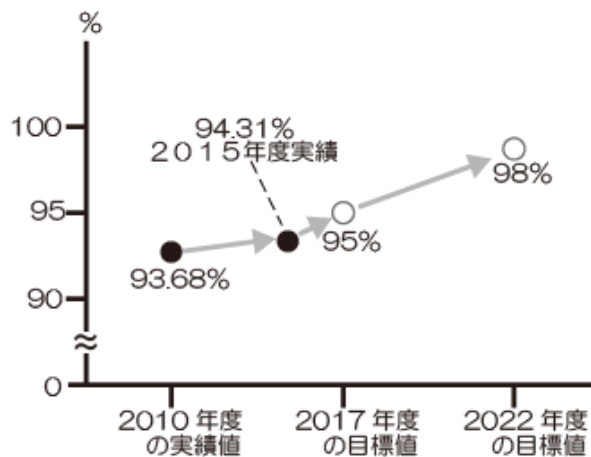
# ◆福祉・安心安全・コミュニティ形成分野における目標指標

・福祉・安心安全・コミュニティ形成に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

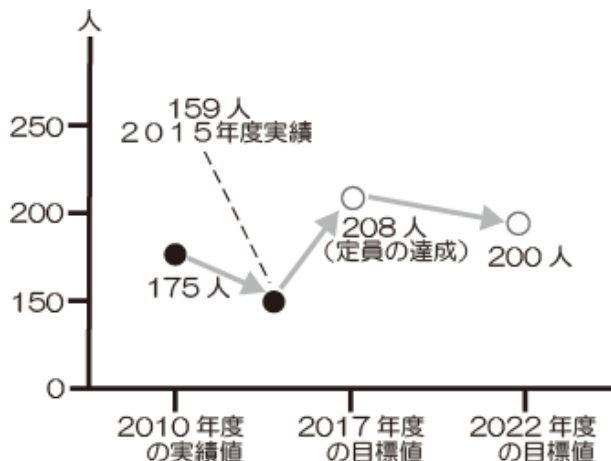
①国民健康保険税の収納率



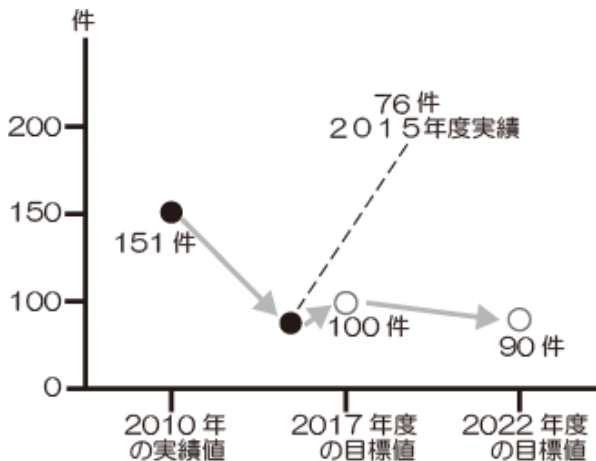
②介護保険料の収納率



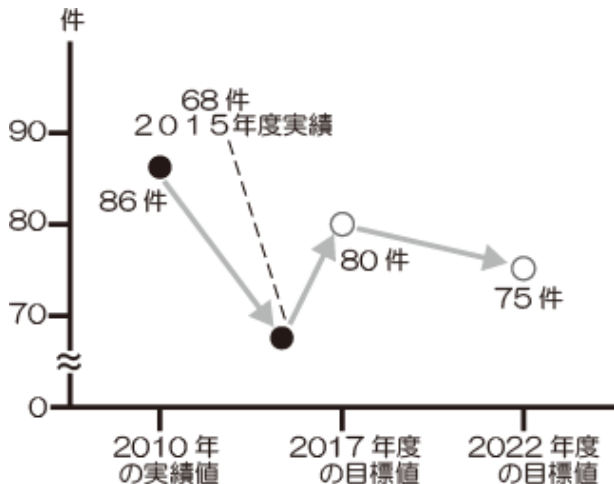
③消防団員の数



④犯罪認知件数



⑤交通事故の発生件数





序  
說

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資料  
編

---

---

IV. 新しい産業を開花させ、活力あふれる  
鏡石をつくります！  
～産業振興分野～

---

---

## IV-1-(1) 農業の振興

## ◆現状と課題

- 本町は、平坦で肥沃な土壤に恵まれていることなどから農業が盛んであり、一戸当たりの農家所得は県下でも上位を占めています。
- 特に、米、きゅうり、いちご、りんごといった品目の生産額が多く、「岩瀬きゅうり」や各種の果樹の産地として知られています。
- こうした中、本町では、「鏡石農業振興地域整備計画」などに基づいて、多面的な農業振興策を進めてきました。
- しかし、農家の高齢化、後継者の不足に伴う集落機能の低下により遊休農地の増加、水路、農道等の地域資源の保安全管理の負担などが進行し、農業環境の厳しさが増している中で、東日本大震災及び原発事故による風評被害が追い打ちをかけることとなりました。
- また、農業委員会等に関する法律が平成 27 年に改正され、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進）の推進が求められ、農地利用適正化推進委員が新設されました。
- 今後は、平成 28 年 2 月に署名した\*TPP（環太平洋パートナーシップ）協定における貿易の自由化が目前に迫っており、従来のままの農業では衰退していくことも危惧されます。
- そのため、環境保全などの農地のもつ多面的な価値を大切にしつつも、「強い農業づくり」、「もうかる農業づくり」を行っていくことが課題となっています。

販売農家数の推移 \*世界農林業センサス

区分	専業農家	兼業農家			合計
		第1種	第2種	小計	
1995年（H7年）	92	226	385	611	703
2000年（H12年）	72	197	344	541	613
2005年（H17年）	78	180	259	439	517
2010年（H22年）	83	131	254	385	468
2015年（H27年）	97	84	193	277	374

## ◆施策の基本方針

## ①農業経営の支援

- 「鏡石農業振興地域整備計画」などに基づき、JAや土地改良区などの農業関連組織の活動の支援などを通じて、農業の持続的な発展を図ります。
- 水田について、米の需給調整を図るため、新規需要米（飼料用米、稲発酵粗飼料など）や、そば、大豆、飼料作物などへの転換、複合型農業経営の推進などを誘導します。
- 野菜農家・畜産農家・園芸農家を含めて、国の「経営所得安定対策」を始めとした補助事業及び、町の独自支援対策への取り組みを促進して農業の安定的な発展を図ります。
- 将来的に、制度が見直される可能性もあるため、国などの動向を注視し適切に対応を図ります。

## ②農業の担い手と組織の育成・活用

- 農業の担い手を育成するため、青年農業者の海外派遣による研修をはじめ、農業関連団体の取り組みを支援します。

- ・農地の状況によっては、集落営農組織、農業生産法人の参入の推進も検討していきます。
- ・国などにより、株式会社の参入の可能性が検討されているため、「競争」と「保護」の両立に向けた調査・研究を行い、適切な対応を検討・実施します。
- ・農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

### ③農業基盤の整備

- ・緊急性の高い箇所から、農道や用排水路の整備を実施します。
- ・農業経営の効率化や大規模化のため、高久田地区をはじめとした未実施地区における「ほ場整備事業」の推進といった面的な農地の基盤整備事業を進めます。

### ④新たな農業展開の支援

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故からの再生策としての風評被害対策や放射線量の検査を引き続き行うとともに、長期的視点に立って、新たな農業展開を目指します。
- ・各地域における農地利用の最適化のため、地域の農業者等の話し合いを進め、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を図って参ります。
- ・農地のもつ環境機能などを大切にしつつも、農地の集約化・大規模化など、効率的な農作業環境の創造に務めます。
- ・農業生産と加工や流通、特産品のPRと販路拡大や、市民農園などの観光型農業の振興を図るため、他産業と連携して「農業の6次産業化」に取り組めます。
- ・町内で生産された農産物の品質の良さを町民にPRし、輸送コストのかからない新鮮な農産物の購入促進など、地域内自給を高める運動を進めるとともに、学校給食での利用や食育を通じ、健康的な食生活の改善に努め、地産地消を推進します。
- ・増加している遊休農地の解消・発生防止に向けて、新しい農作物の栽培・加工を推進し、農地の景観維持・再生に努めます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
水田農業の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田の生産調整</li> <li>・新規需要米・そば・大豆・飼料作物への転換推進</li> </ul>
その他の農家の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家・園芸農家への国の「経営所得安定対策」を始めとした補助事業及び、町の独自支援対策への加入促進 など</li> </ul>
農業経営者海外派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年農業経営者の海外派遣による研修の支援</li> </ul>
農業人生応援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の担い手と組織の創設・育成のための支援</li> <li>・新規就農者の支援</li> <li>・後継者支援</li> </ul>
農業生産施設の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道や用排水路の整備</li> </ul>
多面的機能支払交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の共同活動に係る支援、地域資源の適切な保全管理の推進。</li> </ul>
ほ場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高久田地区をはじめとした未実施地区における「ほ場整備事業」の推進</li> </ul>
地産地消推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食での町産農産物の利用推進</li> <li>・「まちの駅かんかん館（仮称）」等での町産農産物のPR・販売</li> </ul>
6次化推進・販路拡大プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町産農産物の6次化取組の推進</li> <li>・かんかん館を活用した農の魅力発言</li> </ul>
農地再生プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地の解消に向け新しい農作物の栽培等を推進</li> </ul>
風評被害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策としての農作物の安全・安心の消費者向けPR</li> </ul>
放射線量検査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染調査及び農作物放射能検査の実施</li> </ul>

## IV-1-(2) 工業等の振興

### ◆現状と課題

- 本町では、これまでに5箇所（北部・島田・南部第一・境・東部）の工業団地を造成・分譲し、企業立地による町の活性化に効果をあげてきました。
- しかし、全国的な工業用地需要の低迷などにより、境工業団地と東部工業団地に未利用地が残るほか、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」において工業用地を確保しているものの、事業が進捗していないため、新たな企業立地はまだありません。
- 産業構造や社会経済が大きく変化する中、新たな考え方に基づいた振興策が必要とされていたところに震災が発生しました。
- 震災後は、地元企業の底上げとして、国から各種事業の補助金や税の優遇措置を受け、産業復興に向けて推進しています。
- 今後は、従来の発想とは異なる視点から、しかも震災復旧・復興の機会を活かした産業再生の取り組みが求められています。

工場数等の推移

区分	工場数	従業員数	製造品出荷額 (億円)
2005年(H17年)	79	2,138	193
2006年(H18年)	73	2,071	168
2007年(H19年)	76	2,197	527
2008年(H20年)	74	2,198	520
2009年(H21年)	68	1,995	450
2010年(H22年)	69	1,973	443
2011年(H23年)	72	1,541	324
2012年(H24年)	72	2,005	398
2013年(H25年)	72	2,089	441
2014年(H26年)	67	2,095	490

工業団地の一覧

番号	名称	全体面積	処分の状況
①	北部工業団地	12.1ha	完売
②	島田工業団地	8.4ha	完売
③	境工業団地	14.9ha	未利用地あり
④	南部第一工業団地	9.4ha	完売
⑤	東部工業団地	31.2ha	未利用地あり
⑥	「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の区域内	約26ha	未完成。準工業地域の指定区域

## ◆施策の基本方針

## ①既存の事業所の経営支援

- ・商工会などの関連組織の活動を支援します。
- ・町内に立地する事業所や工場の実態の把握に努め、制度融資の紹介と利子補給を実施します。
- ・県などの関係機関と連携して、事業再建のための相談を行います。

## ②企業誘致の推進

- ・震災からの総合的な復興事業を実施することで、企業の町からの転出に歯止めをかけ、また回帰を図ります。
- ・そのうえで、未利用地の残る既存の工業団地や「鏡石駅東第1土地区画整理事業」区域内の工業用地などへ誘致を図ります。
- ・そのため、操業奨励金・雇用奨励金・移転奨励金といった各種の補助事業の充実を図ります。

## ③新たな産業の創出

- ・農商工業の連携による「6次産業（生産・加工・販売を一括で行う産業）」の育成などの取組みを進めます。
- ・国が掲げる「東北地方の復興と\*再生可能エネルギーの拠点づくり」などの候補地として名乗りを上げることも検討していきます。
- ・「産学官連携」も含めた異業種ネットワークの構築や、新分野や技術の開拓・開発の支援、町の産業を担う人材育成や職業訓練などについても調査・研究を深め、震災復興の過程で実現を図ります。

## ④労働環境の向上

- ・労働環境の向上に関連する、国やハローワーク（公共職業安定所）などの情報を広く提供し、雇用者の啓発を図ります。
- ・福祉施策と連携して、高齢者や障がい者などの就労の促進と労働環境の向上を図ります。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
既存企業の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会などの関連組織の活動支援</li> <li>・制度融資の紹介等の事業相談 など</li> </ul>
事業再建のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鏡石町中小企業制度資金利子補給事業」の活用</li> </ul>
企業誘致の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存工業団地のPR等による企業誘致の推進</li> <li>・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」区域内へ企業誘致</li> <li>・誘致企業に対する各種の補助（誘致奨励金）の実施</li> </ul>
新産業の創出関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「6次産業」の育成に向けた調査・研究 など</li> </ul>
中小企業労務改善等の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務改善協議会の活動支援</li> <li>・事業者雇用者の啓発</li> <li>・高齢者や障がい者などの就労の促進と労働環境の向上</li> </ul>

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## IV-2-(1) 商業空間の形成

## ◆現状と課題

- 本町には、鏡石駅の近くなどにややまとまって商店が立地しているほかは、大規模な商店街はなく、国道4号をはじめとする幹線道路の沿道などに店舗や飲食店などが散在するほか、町内や周辺都市に大規模店舗が立地しています。
- 消費需要の変化やクルマ社会による生活行動圏の拡大などによって商圈が広がる中、そのニーズに大規模店舗が応えていることから、自動車を利用した買い物の利便性は高まってきています。
- 通信販売ビジネスの発展により、自宅に居ながら様々な商品を注文し配達してもらうことも一般的になっています。
- しかし、少子高齢化が進行し、空き店舗の発生がみられる中、徒歩での利用が難しく、過度に自動車に依存した商業をめぐる状況は改善していく必要があります。
- また、にぎわいとぬくもりの感じられるような、地域密着型の商店街の維持・形成の観点からも、既存の商店街の活性化を図る必要があります。
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進と商業立地の誘導など、町の東部などにおける新たなにぎわいのある空間づくりも課題となります。
- 平成28年4月から平成33年3月を計画期間として、創業支援計画を策定し、商業の活性化に取り組んでいます。
- 震災で被害を受けた商店などに対しては、「震災対策等資金利子補給事業」により支援しました。

商店数等の推移

区分	商店数	従業員数	売場面積 (㎡)	年間販売額 (億円)
1999年(H11年)	123	586	12,035	94.0
2002年(H14年)	133	642	11,077	110.0
2004年(H16年)	128	647	10,870	103.7
2007年(H19年)	119	991	24,983	226.5
2012年(H24年)	120	979	-	226.5

\*2005年(平成17年)に大規模小売店舗が開業している。

## ◆施策の基本方針

## ①既存商店街の再生と活性化

- ・既存の駅前地区商店街の活性化を図るため、商工会による活動を支援します。
- ・商工会による制度融資の紹介や、商店のPR活動などを実施します。
- ・周辺道路や街路灯などの維持管理を支援します。必要に応じて、舗装改良や街路灯などの基盤整備を行います。
- ・商店経営者の自助努力も重要であるため、啓発や情報提供などを進めます。

## ②計画的な商業施設配置の規制・誘導

- ・都市づくりの基本方針（都市計画マスタープランなど）に基づいて、大規模な商業施設の新規の立地にあたっては、その内容と整合したものとなるように努めます。
- ・国道4号沿いの商業施設の立地にあたって、形態やデザインの誘導を図ります。
- ・町東部における買い物利便性の向上のため、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進とあわせて、商業施設の立地を図ります。

## ③総合的な活性化策の推進

- ・空き店舗対策として、商工会など連係した情報の提供、新規創業者への立ち上げ時期の家賃補助などの支援策を実施します。
- ・商業の担い手の育成、NPO（非営利組織）などの組織の設立支援、多様な商業施設の誘致とまちづくりの方針に沿った取組みの要請などを進めます。
- ・人を集める各種のイベントを充実することで、商業需要の拡大を図ります。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
既存商店の操業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会などの関連組織の活動支援</li> <li>・商工会による制度融資の紹介等の事業相談 など</li> </ul>
商店街の環境整備と維持管理関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯管理組合による維持管理への補助</li> <li>・舗装改良などの基盤整備</li> </ul>
震災対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鏡石町中小企業制度資金利子補給事業」の活用</li> </ul>
計画的な商業立地誘導の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業立地の方向性を含んだ「都市計画マスタープラン」の策定</li> <li>・国道4号沿いの商業空間の適正誘導</li> <li>・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期実施と商業施設誘致</li> </ul>
空き店舗対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規創業者への家賃補助 など</li> </ul>
商業の担い手促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会と連携した啓発活動や講習会の開催 など</li> </ul>



## IV-2-(2) 観光の振興

### ◆現状と課題

- 本町には、いわゆる観光地は少ないものの、交通利便性の高い立地条件と美しい里山空間などの自然環境をもち、お祭りやスポーツ大会などのイベントも行われ、町内外から人を集めています。
- わが国初の西欧洋式牧場である「岩瀬牧場」は、2010年（平成22年）には約4万人の入込客数を記録し、知名度の高い観光資源となっていますが、震災後の2015年（平成27年）には、約3万4千人の入込客数となり観光客の回復が課題となっています。
- 町が設立した観光協会が主体となって、各種の事業を進めています。
- 震災により中止を余儀なくされた事業もありましたが、震災からの復興事業として事業を再開することが出来ました。
- さらに、鳥見山公園をはじめ、震災で被害を受けた観光関連施設の復旧を完了しました。
- 町を代表する観光資源である田んぼアート事業は、平成24年度から始まり、平成28年度で5回目となりました。観覧者数は、平成24年度の5,613人から平成28年度の22,436人と増加してきております。今後も観覧者数の増加が見込まれることから、貴重な観光資源としてさらに活かしていくことが課題となっています。
- 震災の影響を受け、鏡石まちなか情報交流館「かんかん館」が休館となっていましたが、観光・特産品・地域の文化及びイベント情報等を提供する施設の再開が課題となっています。
- 風評被害を乗り越えて、町内外から多くの人々が訪れるまちづくりに、総合的な施策展開により取り組んでいくことが課題となっています。

主要イベントのスケジュール

月 日	イベント名称
4月中旬	さくらウォーク
4月23日	笠地蔵 春の祭礼
6月（第1土・日曜日）	初夏の文化祭
6月から10月	田んぼアート観覧期間
6月（下旬）	鏡石あやめ祭り
8月（上旬土・日曜日）	鏡石ふるさと祭り（夏祭り）
8月23日	笠地蔵 夏の祭礼
9月下旬（最終土曜日）	仁井田八幡神社の祭礼花火
10月（第1土曜日）	鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭り
10月（第1日曜日）	熊野神社代々神楽
10月（下旬）または11月（上旬）	秋の文化祭
11月（第1日曜日）	鏡石駅伝・ロードレース大会

## ◆施策の基本方針

## ①観光に関わる情報収集と広報

- ・観光や観光振興につながる復興に関わる国や県の動向などを広く収集します。
- ・町の観光情報や特産品のPRに努めるとともに、地域住民の交流を促進する拠点づくりを推進します。
- ・地域資源を発掘し活用するため、「お宝マップ作成事業」を実施し、その結果の広報やリニューアルを行います。

## ②観光協会の活動支援

- ・観光協会と連携して風評被害の払拭やPR活動などを推進します。
- ・広告・宣伝、町の花（あやめ）や木（しだれざくら）の普及、フォトコンテストと写真展の開催、観光絵画事業、特産品の研究・開発、朝市・青空市などの開催など、各種の観光振興のための施策を継続し充実を図ります。
- ・観光パンフレットの作成を支援します。

## ③観光イベントの開催

- ・文化祭やあやめ祭り、駅伝・ロードレース大会など、町の内外から人を集めるイベントを実施します。
- ・「田んぼアート事業（田植えイベントの開催・水田見学・展望客への町PR・稲刈りイベントなど）」を展開し、観光客の集客を図ります。

## ④観光関連施設の整備

- ・町の玄関口である鏡石駅（コミュニティセンター内）に、町の観光情報の集約と発信などの機能を持った、「まちの駅かんかん館（仮称）」等の施設について検討していきます。

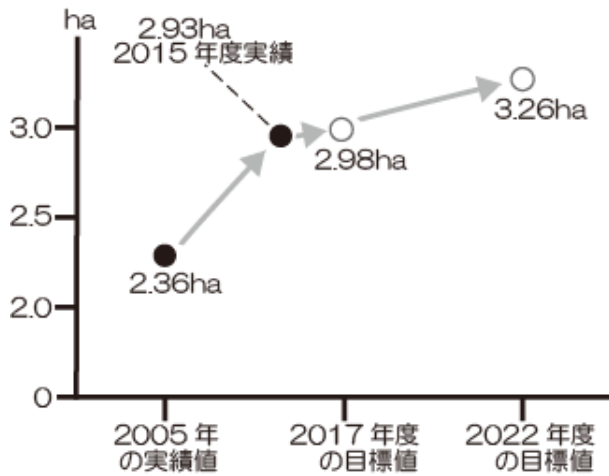
## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
観光に関わる情報収集と広報事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光や観光振興につながる復興に関わる動向調査</li> <li>・町の観光情報の発信及び、交流拠点施設（まちの駅かんかん館（仮称））の検討</li> <li>・「お宝マップ作成事業」などの地域資源の発掘の見直し検討</li> </ul>
観光に関わる組織の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会の活動支援</li> </ul>
観光イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「田んぼアート事業」など、町の内外から人を集めるイベントの開催</li> <li>・新たな事業の実施検討</li> </ul>

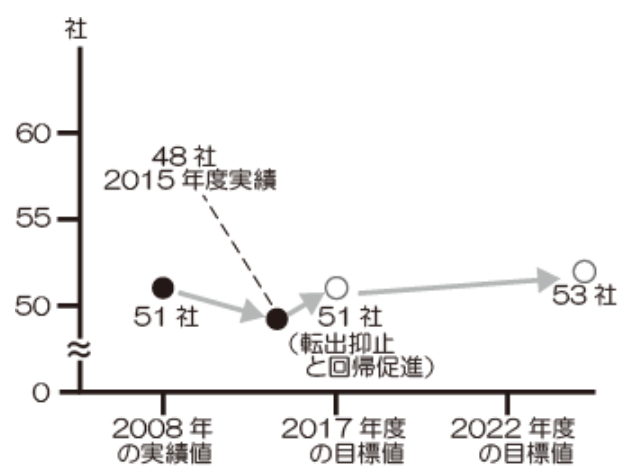
## ◆産業振興分野における目標指標

・産業振興に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

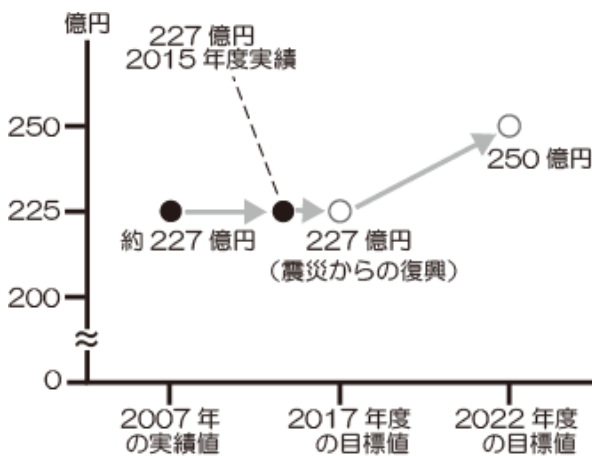
①一戸当り耕地面積



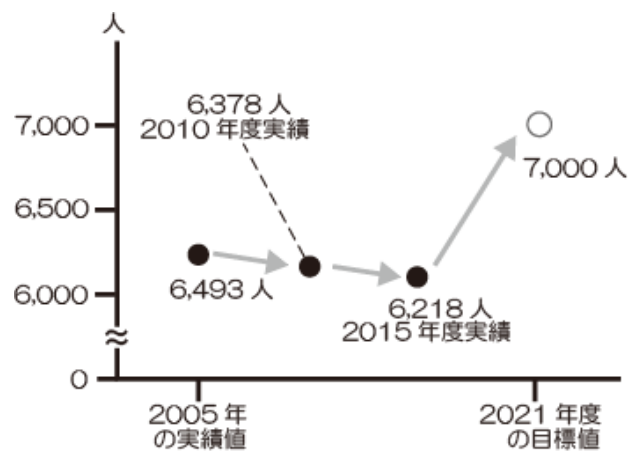
②工業団地への企業立地数



③商業年間販売額



④就業人口



---

---

V. 快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、  
訪ねてみたくなる鏡石をつくります！  
～都市整備・都市開発分野～

---

---

## V-1-(1) 計画的な土地利用と都市開発の推進

## ◆現状と課題

- 本町では、「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」といった諸計画を策定し、用途地域や農業振興地域といった法規制がはたらく区域を指定して、町土の計画的な利用や開発、保全に関する取組みを進めています。
- きめ細かな開発や建築のルールである「地区計画」を鏡田・高久田地区で指定するなどの取組みも行っています。
- 震災後、復興に向けた取り組みとして、国・県とも\*再生エネルギーの普及を推進しております。その中で、本町においても未利用地は遊休地を中心に、太陽光発電設備の設置が増加傾向にあります。そのため、土地利用形態が急変してしまう事態が発生しており、適正な規制誘導方策が課題となっています。
- 都市開発としては、駅東側の活性化を目的とした「駅東総合整備計画（185ha）」の中核事業として、「鏡石駅東第1土地区画整理事業（56.3ha）」を実施してきました。
- 全体を5つの工区に分割し、2010年度（平成22年度）に第1工区を着工しています。
- 第1工区は工事が進んでおり、次に着工する工区の検討が必要となっています。
- 町の南部については、高速交通体系を活用した地域活性化を推進するため、約20年前から長期的構想として調査研究を進めてきた鏡石インターチェンジ設置構想を中心とした「南部総合整備計画」と呼ばれる開発構想を策定し、その実現を目指した検討を行ってきました。
- しかし、鏡石\*スマートインターチェンジの開設により、「東北縦貫自動車道の新しいインターチェンジの開設による周辺開発」という意味からは実現性が低下してきている状況にあります。
- 今後は、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進を図るとともに、国道4号拡幅による沿道土地利用、南部の開発のあり方を含めた都市開発の戦略を再構築することが必要となっています。

地目別の面積

地目	面積(km <sup>2</sup> )	構成比
宅地	3.39	10.8%
田	11.58	37.1%
畑	4.46	14.3%
山林	3.98	12.7%
その他	7.84	25.1%
合計	31.25	100.0%

注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ◆施策の基本方針

## ①土地利用と都市開発に関わる基本計画の策定

- ・ 土地利用の基本的な方針を示す「国土利用計画」と、より長期を見通し、道路整備や公園整備などの方向性を包括的に示す「都市計画マスタープラン」に基づいて、土地利用と都市開発を適正に規制・誘導していきます。

## ②区域区分による適正な規制・誘導

- ・ 市街化区域と\*市街化調整区域の区分を基本的に堅持し、市街化区域内における市街化と都市基盤整備の促進、市街化調整区域における農地や樹林地などの保全を図ります。
- ・ ただし、震災により大きな被害を受けた地区の再生など、合理的で必要不可欠と考えられる場合には、市街化調整区域においても、土地利用転換の可能性について検討します。

## ③戦略的な都市開発とルールづくりの推進

- ・ 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の第1工区における道路整備と造成工事を進め、事業計画に基づき工事の進捗を図ります。
- ・ きめ細かな地区の開発のルールを定めた「地区計画」を指定している鏡田・高久田地区において、その目標の実現のための支援・誘導を図ります。
- ・ 急激な市街化が予想される地区や、地域社会の維持再生が求められる地区などでは、「地区計画」の新規指定の可能性なども検討していきます。
- ・ 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の範囲を含む「駅東総合整備計画」については、長期的な視点に立って、その方向性を継続的に検討していきます。
- ・ 「南部総合整備計画」の推進については、鏡石\*スマートインターチェンジが設置されたことに伴い政策転換を図るなど、新たな手法での総合的な整備について調査研究を進めていきます。
- ・ 役場庁舎の移転改築、総合保健福祉施設の整備構想についても、その可能性を検討します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
土地利用と都市開発のための基本的な計画の策定事業	・「国土利用計画」・「都市計画マスタープラン」に基づく、土地利用と都市開発の適正な規制・誘導
鏡石駅東第1土地区画整理事業	・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の第1工区における道路整備・造成工事 ・他の工区の事業化に向けた検討
地区計画指定区域における誘導事業	・鏡田・高久田地区計画内における計画的なまちづくりの推進

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

## V-1-(2) 幹線道路の整備

### ◆現状と課題

- 高速道路として東北縦貫自動車道が通り、鏡石\*スマートインターチェンジが設置されています。
- 基幹道路としては、国道4号と国道118号が通っています。
- 2003年（平成15年）5月に国道4号の4車線化を図ることが決定し、役場交差点以北の区間は、平成31年度完了予定となっています。本町では、接続する路線の整備を進めています。
- 国道118号の松塚バイパスの整備は、平成28年度に全線完了、供用開始予定です。
- 県道（主要地方道）としては、町の中心部から東方向の福島空港方面に成田・鏡田線が、西側の天栄村方向に下松本・鏡石停車場線が伸びているほか、町の東部を通り国道118号に接続する須賀川・矢吹線が通っています。
- これらの道路の一部を含む12路線が\*\*都市計画道路として定められていますが、半数程度の路線が未着手の状況にあります。
- その他、町道が534路線あり、幹線（1・2級路線）の舗装は完了し改良率もほぼ100%に達していますが、その他の路線の舗装率は61.6%、改良率は58.8%にとどまっており、順次改良事業を進めています。
- 優先順位を明確化して、有機的な道路ネットワークを構築することが課題となります。
- 震災で被害を受けた幹線道路及び関連構造物の復旧工事は完了しました。
- 福島第一原子力発電所の事故に伴う道路除染除去事業は、平成28年度をもって町内全域の作業が完了しました。しかし、放射線の影響で5年以上の側溝清掃の自粛により除染対象外の道路等側溝に堆積物が蓄積しているためその除去が課題となっています。

町内の道路の整備状況

種 別	路線数	実延長(m)	改良率	舗装率	
国道	2	7,529	100.0%	100.0%	
県道	4	9,067	89.9%	100.0%	
町道	1級	13	25,097	100.0%	100.0%
	2級	11	15,366	99.7%	100.0%
	その他	515	205,389	58.8%	61.8%
町道計	539	245,852	65.6%	68.1%	

\*2016年（平成28年）4月1日現在

### ◆施策の基本方針

#### ①広域幹線道路の整備

- 国による国道4号の4車線化事業に合わせて、国道4号と接続している町道の整備を進めます。



注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

## ②町内の主要道路の整備

- ・都市計画で定められた道路では、前山境線、笠石鏡田線、北原不時沼線といった事業中の路線の早期整備に取り組めます。
- ・適切な維持・管理による老朽化などへの対応をするため、橋梁改修事業や道路ストック事業など国の補助事業を利用しながら、土木施設の定期点検維持補修を実施し、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」をはじめとする新規開発地における道路整備を実施します。

## ③鏡石スマートインターチェンジの利用促進

- ・鏡石\*スマートインターチェンジについては、今後も利用時間の24時間化や車種限定解除などの取組みを継続していきます。

## ④道路側溝等堆積物撤去及び処理

- ・除染対象外の道路等側溝については、国の補助事業を活用しながら、排水障害や悪臭、害虫発生が著しい箇所の堆積物除去を進めていきます。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
基幹道路整備関連事業	・国道4号の4車線化事業の早期完了の国への要請と接続道路の整備
主要町道の改良事業	・現在整備中路線の早期完了及び計画路線の早期着手
道路施設修繕事業	・老朽化した道路施設の定期的な点検、修繕
道路側溝等堆積物撤去・処理事業	・除染対象外の道路等側溝の堆積物除去及び処理

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照



## V-1-(3) 美しい景観づくり

### ◆現状と課題

- 本町は、那須連峰の山並みを背景とした田園地と樹林地、東境の阿武隈川と西境の釈迦堂川の水辺区間などの自然環境に恵まれた美しい町です。
- 岩瀬牧場、アヤメなどの花々で知られる鳥見山公園、低層でゆったりとした住宅地など、美しく魅力的な景観資源も多くみられます。
- こうした中、本町では、県の屋外広告物条例に基づいた届出書の受理と進達の事務を行っているほか、町独自の「美しいまちづくり推進条例（1997年（平成9年）制定）」に基づいて、空き缶や吸殻の散乱防止などの環境美化活動を実施してきました。
- 町民が活動主体となって町を花で美しく彩る「花いっぱい運動」なども実施しており、「花咲かボランティア」による活動も開始しています。
- 景観資源を大切に守り育て、一方で都市的で活気や豊かさ感じさせるような景観を創出し、後世に伝えていくことが課題となります。

### ◆施策の基本方針

#### ①景観づくりに関わる基本方針の明確化

- 美しい自然景観を守り、都市景観を創出するため、その基本方針を明らかにします。
- 本町の都市づくりの基本となる「都市計画マスタープラン」に基づき、示された将来像を行政内部のみならず町民と共有し、良好な景観づくりの実現を図ります。
- 駅前・幹線道路沿道・住宅地・集落地など、各々の市街地特性にあった景観づくりを目指します。

#### ②景観保全と向上のための活動とルールづくりの推進

- 景観を守り向上させるため、「花いっぱい運動」といった環境美化と景観向上につながる活動を支援します。
- 「田んぼアート」事業により、水田を活用した景観の保全と向上を図ります。
- 地区による必要性や開発熟度などを踏まえて、景観資源の調査、規制・誘導のためのルールづくりなどを検討します。
- 地域共同による、農用地等の地域資源の業が有する多面的機能の発揮を推進します。



#### ③開発事業・復旧事業の推進にあたっての景観形成

- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の基盤整備に続いて、建物が建設される段階においては、その市街地像に見合った建物景観が形成されるように規制・誘導を図ります。
- 開発事業が実施される際にも、景観への配慮を行うよう、適切な誘導に努めます。

- ・特に公共施設の建設において、質の高い景観づくりを率先していくものとし、色彩や質感の工夫など、デザインへの配慮を行います。

#### ④景観に関わる情報の入手と広報・啓発

- ・建築動向や開発動向、景観づくりに関わる動向などに注視し、広く情報を収集・整理し、わかりやすく町民に伝えます。
- ・無秩序な建築や開発の抑制、美しい都市景観・田園景観・森林景観の保全などの重要性を広く発信します。

#### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
景観づくりの基本方針策定事業	・「都市計画マスタープラン」の改定とそこに示された景観まちづくりの方針の遵守と啓発 など
緑化や花植え関連の事業	・「花いっぱい運動」などの実施
景観関連情報の調査・広報事業	・景観に関わる情報の調査と広報
多面的機能支払交付金事業	・地域共同による、地域資源の保全管理によって、良好な景観形成等農業が有する多面的機能の発揮を推進

## V-1-(4) 住宅の質の向上

### ◆現状と課題

- 本町は、交通利便性の高さなどから、民間の賃貸住宅をはじめ、住宅の建設が比較的活発な町です。
- こうした中、一定規模以上の開発や建築について事前協議を行い、良好なまちづくりへの協力を依頼するなどして、住宅の適正立地を図ってきました（農地転用許可の権限は町の農業委員会に、開発許可や建築確認などの権限は県）。
- 人口の増加と定住の促進を目的として「定住促進住宅」の管理運営の事業を行っているほか、環境に配慮した住宅づくりを支援する観点から、「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」を実施してきましたが、太陽光発電システム以外の住宅用再生可能エネルギー分野の新技术についても新たな支援メニューとして充実させていく必要があります。
- 今後は、耐震性の向上や\*ユニバーサルデザイン（\*バリアフリー化を含む人にやさしい家づくりに関する広い概念）の普及など、さらに様々な観点から住宅水準の底上げを目指していく必要があります。
- 町営住宅としては、境団地（2棟。計48戸）と杉林団地（9棟。計31戸）がありますが、特に杉林団地については老朽化が進行してきています。
- 杉林団地内の住宅については、入居者の退去後に解体することとなっていますが、境団地の適切な維持・管理を含めた今後の公営住宅のあり方を検討していくことが求められています。
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」を進めており、新たな優良住宅地の創出を図ることも課題です。
- 東日本大震災により住宅に被災を受け住宅再建を図るため、災害公営住宅（24戸）を整備し、被災者支援に努めています。
- 空家対策特別措置法の規定に基づき、町内空家等の活用対策が求められています。

「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」の実績

区分	補助件数	設置容量
2009年度（H21年）	5件	20.2kw
2010年度（H22年）	25件	105.9kw
2011年度（H23年）	29件	123.9kw
2012年度（H24年）	67件	255.8kw
2013年度（H25年）	24件	124.2kw
2014年度（H26年）	29件	135.5kw
2015年度（H27年）	21件	96.1kw

### ◆施策の基本方針

#### ①住宅と住環境の向上

- 太陽光発電システムも含め、「再生可能エネルギー等システム導入促進事業」を新たな支援メニューとして充実させることで、環境に配慮した住宅の増加を図ります。
- 住宅マスタープランに基づく耐震診断や耐震化を促進し、\*バリアフリー化助成などの可能性について、検討していきます。



注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

- 適切な建築や開発の規制・誘導とともに、道路整備や公園整備などを進め、住環境の向上を図ります。

②住宅地の供給

- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進により、新たな優良住宅地の形成を図ります。
- 市街化区域における住宅建設を誘導しつつ、\*市街化調整区域においても、自然環境などへの影響が少なく、計画的で優良なものについては、弾力的に運用していくことも検討していきます。
- 空屋の活用を含めた対策を行い住宅の確保を図ります。
- 被災者支援のため、災害公営住宅（東町団地）への入居を推進します。

③公営住宅等の維持・管理

- 境団地及び東町団地について、適正な維持・管理を行ないます。
- 老朽化が顕著な杉林団地は、入居者が退去するまで適正な維持・管理を継続するとともに、将来の利用方法を検討します。
- 公営住宅の実態と需要の把握に基づき、民営住宅への支援策を含めた、官民の適切な役割分担による住宅政策について調査・研究します。
- 「鏡石町定住促進住宅」の維持・管理と入居者募集の事業を継続します。
- 町営住宅及び定住促進住宅の入居環境整備を進めます。



◆主要な事業

事業名称	事業の概要
住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業	住宅への*再生可能エネルギーシステム等の設置者に対する補助金の交付
住宅地開発事業	「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進による住宅地の供給と優良住宅地の形成誘導
公営住宅の維持管理事業	境団地・東町団地・杉林団地の適正な維持・管理 老朽化が顕著な杉林団地の将来計画の検討
定住促進関連事業	鏡石町定住促進住宅への入居の促進
公営住宅入居環境整備事業	境団地及び定住促進住宅の入居環境改善の推進
耐震住宅促進事業	耐震性の低い住宅の耐震診断及び耐震改修

注) \*印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

## V-2-(1) 公共交通機関の維持・充実

## ◆現状と課題

- 鉄道としては、町のほぼ中央部をJR東北本線が縦断しています。
- 中心付近に鏡石駅が設置されており、郡山市や白河市などの近隣都市へ向かう重要な交通機関となっています。
- バスとしては、鏡石駅を経由する形で民営のバス路線がありますが、本数は多くありません。
- 本町に限ったことではありませんが、多くの町民が自家用車を利用して移動している現状から、公共交通機関の利用は必ずしも多くなく、その結果、便数や路線が削減されるという悪循環に陥っている面があります。
- 少子高齢化が進行する今後は、公共交通機関の重要性はさらに高まりをみせることから、そのあり方を継続的に検討し対応していくことが求められています。
- 一方で、1993年（平成5年）には、町の中心部から東側の方向に直線で約8km、自動車を利用して約15分のところに福島空港が開港しました。
- 震災後の原発事故以降、国内線便の本数減少や国際線が運航していない状況にあり、利活用の拡大が求められています。

## ◆施策の基本方針

## ①鉄道利便性の維持・充実の要請

- JR東北本線の安全運行、本数の維持と需要の増加に見合った増便、新幹線との接続時間の調整、車両の近代化など、事業者であるJRに対して、継続的に要請していきます。
- 駅舎の適切な維持・管理と※バリアフリー化などを要請するとともに、町の玄関口である鏡石駅（町コミュニティセンター内）に、町の情報発信拠点として「まちの駅かんかん館（仮称）」等の施設整備を図り、駅前広場とともに適切に維持・管理を行っていきます。



## ②バスの利便性の維持・充実の要請

- 路線バスも、生活の足として重要な役割を果たしているため、その安全運行、ルートの特長、需要動向に見合ったサービスの向上などを事業者等に要請します。



注) ※印のある語句については、  
巻末の「用語解説」を参照

- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」などの大規模開発の進捗に合わせて、ルートの変更など、利便性の向上を検討していきます。
- ・携帯端末を用いてバスを呼ぶことができる「デマンドバス」など、新しいタイプの公共交通システムの導入の可能性についても調査・研究していきます。

### ③福島空港の活用

- ・名古屋・沖縄便などの復活や、上海・ソウル便の早期再開の要望活動を展開します。

### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
鉄道運行の維持・充実に 関わる要請事業	・鉄道運行の利便性の向上をJRへ要請
バス運行の維持・充実に 関わる要請事業	・バス運行の利便性の向上を事業者へ要請
公共交通機関のあり方の 検討事業	・長期的視点に立った公共交通機関のあり方の調査・研究
福島空港活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期便を利用した事業（視察・研修など）の実施</li> <li>・福島県福島空港利用促進協議会や福島空港活性化推進協議会の構成市町村として、事業への積極的参加</li> <li>・福島空港へのアクセスを改善</li> </ul>

## V-2-(2) 歩けるまちづくりと自転車利用の推進

### ◆現状と課題

- 幹線道路の多くに歩道が設置されており、一部の区間では拡幅整備も進められているほか、「グリーンロード」など、安全・快適に歩ける道路も増えてきています。
- 徒歩や自転車での移動は、自家用車の利用と比較が少ない現状にありますが、コンパクトな町域と概ね平坦な地形を活かして、「歩けるまちづくり」、「自転車利用のまちづくり」を進めていくことが課題となります。
- 震災で被害を受けた生活道路及び関連構造物の復旧は完了しました。

### ◆施策の基本方針

#### ①歩けるまちづくりの推進

- 幹線道路の歩行空間の充実を図るとともに、コンパクトな市街地の維持・形成などにより、「歩けるまちづくり」を目指します。
- 町のシンボルロードである「グリーンロード」の適切な維持・管理とともに、ネットワークの延長や、安全・快適な道路の新規整備などの可能性を検討していきます。
- 町の各所への魅力づくりなどと並行して、徒歩利用を促進するための啓発やPR活動などを推進します。



#### ②自転車利用の推進

- 幹線道路の整備にあたっては、自転車が安全・快適に歩行者や自動車と共存しつつ走行できるような空間づくりを検討します。
- 公共施設をはじめ、主要な施設における駐輪スペースの確保を図るほか、今後の開発動向を踏まえ、観光振興などの取組みと連携しつつ、自転車利用ルートの整備やレンタサイクルの普及などの可能性を検討していきます。
- 「公用自転車（エコチャリ）活用事業（町職員による自転車の積極的な利用）」を継続するとともに、町民や町内の企業などにも利用の促進や自転車放置の禁止などを呼びかけていきます。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
生活道路の改善事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内未舗装道路や歩道・側溝整備</li> </ul>
歩けるまちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の充実</li> <li>・「グリーンロード」の適切な維持・管理と延伸などの検討</li> </ul>
自転車利用環境づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路整備にあたっての自転車利用空間整備</li> <li>・公共施設における駐輪場の設置</li> <li>・公用自転車（エコチャリ）の活用 など</li> </ul>



## V-3-(1) 水資源の確保と供給

## ◆現状と課題

- 本町の上水道は、すべてを地下水に依存しています。
- 町の発展に合わせて、5次にわたる拡張事業を進めてきた結果、給水普及率は94.3%（2015年度（平成27年度））に達しています。
- 2009年（平成21年）3月に、県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う事業の見直しを行い、現在、2022年度（平成34年度）を目標年次した第5次の拡張事業を進めています。
- この計画では、計画給水人口を12,600人、計画1日最大給水量5,100m<sup>3</sup>としています。
- 現在、3箇所の浄水場（旭町浄水場・桜岡浄水場・成田浄水場）がありますが、より効率的で効果的な給水を図るため、旭町浄水場の廃止を予定する一方で、新たな浄水場（鏡石浄水場）の新設と水源の切り替えなどを行うこととしています。
- 未供給地域の解消に向けた配水管の整備のほか、施設の老朽化への対応なども含めて、町民が将来にわたって安心して利用できる上水道を確保していくことが求められています。
- 開発の進行が見込まれる地区において、その需要に見合った対応を行うことも課題です。
- 震災で被害を受けた水道施設の復旧は完了しました。

上水道に関わる諸数値の推移

項目	2006年度 (H18年度)	2007年度 (H19年度)	2008年度 (H20年度)	2009年度 (H21年度)	2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)
給水面積(km <sup>2</sup> )	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8
給水人口(人)	11,694	11,612	11,826	11,456	11,853	11,934	11,844	11,891	11,913	11,980
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	1,396,000	1,388,000	1,424,000	1,357,000	1,320,000	1,329,000	1,315,000	1,306,000	1,306,000	1,324,000
上水道普及率(%)	92.9%	92.7%	91.6%	88.5%	91.6%	92.9%	92.9%	93.6%	93.7%	94.3%
有収率(%)	84.1%	85.5%	79.6%	83.0%	85.1%	74.4%	82.2%	81.2%	81.5%	80.1%

## ◆施策の基本方針

## ①上水道拡張事業の推進

- 「第5次上水道拡張事業」に基づいて、水道の未供給地域の解消などを目的とした取組みを進めます。
- 上水道施設である、取水施設・導水施設・浄水施設・配水施設について、各々整備を進めます。
- 鏡石浄水場の新設、成田浄水場の施設の改良をはじめ、一部の水源の廃止と切り替えなどを実施します。
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の事業区域において、上水道施設の整備を進めます。
- その他、宅地開発などが見込まれる地区において、適切な対応を図ります。



## ②上水道施設の維持・管理と更新

- 各種の上水道関連施設の適切な維持・管理を継続します。
- 老朽化が進行する石綿セメント管などの配水管について、耐震化を考慮した更新やその修繕や更新を図り、「有収率」をはじめとする効率性を示す指標の向上を図ります。
- 良質な水資源の保全・確保のため、水質調査や、土壌汚染の防止などに関わる啓発・監視などを行います。



### ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
上水道施設整備事業	• 「第5次上水道拡張事業」に基づいた各種施設の整備と水源の切り替え など
上水道施設の維持・管理 関連事業	• 既存施設の適切な維持管理と更新・耐震化への取り組み • 老朽化した石綿セメント管の更新 など
水質保全啓発事業	• 水質調査と水質保全のための啓発 など

## V-3-(2) 下水道の整備

### ◆現状と課題

- 本町では、衛生的で快適な生活環境を実現するために、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽設置整備事業」の整備事業を実施しています。
- 「公共下水道事業」については、1978年（昭和53年）から、「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づく「流域関連公共下水道事業」を進めており、既成市街地を中心としつつ、市街地の拡大に合わせて事業区域を拡大して整備を進めてきました。
- 2015年度（平成27年度）3月末時点の状況は、管渠整備面積277ha、整備率67.3%、水洗化人口8,879人、水洗化率88.7%となりました。
- 「農業集落排水事業」については、成田地区・深内地区の2地区が対象区域ですが、事業は既に完了しており、地元管理組合との連携のもと、水洗化のさらなる向上に努めています。
- 「合併処理浄化槽設置整備事業」は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外の区域で実施しています。
- 今後も、区域の特性や条件などを踏まえて、これらの事業を推進していくことが課題となっています。
- 震災で被害を受けた公共下水道施設や農業集落排水施設の復旧は完了しました。

下水道事業の進捗状況

年度	事業名	行政人口 人口：A	全体計画 人口：B	認可区域 面積：C	整備面積 ：D	整備率 ：D/C	処理区域 人口：F	普及率 ：F/A	水洗化 人口：F	水洗化率 ：F/F
2006年度 (H18年度)	公共下水道	12,966	12,800	401.7	231.8	57.7%	9,038	69.7%	7,508	83.1%
	農業集落排水		1,390				1,100	8.5%	924	84.0%
	合併浄化槽		810				852	6.6%	852	100.0%
	計		15,000				10,990	84.8%	9,284	84.5%
2007年度 (H19年度)	公共下水道	12,942	12,800	401.7	233.7	58.2%	9,235	71.4%	7,705	83.4%
	農業集落排水		1,390				1,100	8.5%	934	84.9%
	合併浄化槽		810				925	7.1%	925	100.0%
	計		15,000				11,260	87.0%	9,564	84.9%
2008年度 (H20年度)	公共下水道	13,006	12,800	401.7	266.9	66.4%	9,679	74.4%	7,821	80.8%
	農業集落排水		1,390				1,063	8.2%	889	83.6%
	合併浄化槽		810				605	4.7%	605	100.0%
	計		15,000				11,347	87.2%	9,315	82.1%
2009年度 (H21年度)	公共下水道	13,031	12,800	401.7	269.3	67.0%	9,708	74.5%	7,999	82.4%
	農業集落排水		1,390				1,068	8.2%	900	84.3%
	合併浄化槽		810				700	5.4%	700	100.0%
	計		15,000				11,476	88.1%	9,599	83.6%
2010年度 (H22年度)	公共下水道	13,029	11,400	411.9	270.0	65.5%	9,716	74.6%	8,117	83.5%
	農業集落排水		1,390				1,071	8.2%	917	85.6%
	合併浄化槽		610				683	5.2%	683	100.0%
	計		13,400				11,470	88.0%	9,717	84.7%
2011年度 (H23年度)	公共下水道	12,944	11,400	411.9	276.5	67.1%	9,723	75.1%	8,252	84.9%
	農業集落排水		1,390				1,077	8.3%	923	85.7%
	合併浄化槽		610				653	5.0%	653	100.0%
	計		13,400				11,453	88.5%	9,828	85.8%
2012年度 (H24年度)	公共下水道	12,875	11,400	411.9	277.1	67.3%	9,759	75.8%	8,440	86.5%
	農業集落排水		1,390				1,053	8.2%	902	85.7%
	合併浄化槽		610				768	6.0%	768	100.0%
	計		13,400				11,580	89.9%	10,110	87.3%
2013年度 (H25年度)	公共下水道	12,834	11,400	411.9	277.3	67.3%	9,908	77.2%	8,679	87.6%
	農業集落排水		1,390				1,056	8.2%	916	86.7%
	合併浄化槽		610				755	5.9%	755	100.0%
	計		13,400				11,719	91.3%	10,350	88.3%
2014年度 (H26年度)	公共下水道	12,833	11,400	411.9	277.3	67.3%	10,007	78.0%	8,879	88.7%
	農業集落排水		1,390				968	7.5%	850	87.8%
	合併浄化槽		610				755	5.9%	755	100.0%
	計		13,400				11,730	91.4%	10,484	89.4%
2015年度 (H27年度)	公共下水道	12,816	11,500	411.9	280.5	68.1%	10,058	78.5%	8,974	89.2%
	農業集落排水		1,390				989	7.7%	874	88.4%
	合併浄化槽		610				755	5.9%	755	100.0%
	計		13,500				11,802	92.1%	10,603	88.7%

## ◆施策の基本方針

## ①汚水処理区域の拡大

- ・「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づいて、公共下水道の整備事業を進めます。
- ・鏡石駅東第1土地区画整理事業、国道4号拡幅事業などの各種の事業と整合した整備に留意します。
- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備と開発区域内での関連施設の適切な整備について指導・要請を行います。
- ・「農業集落排水事業」については、地元管理組合との連携のもと、各戸との接続を推進し、水洗化のさらなる向上を図ります。
- ・「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

## ②下水道施設の維持・管理

- ・同時に、公共下水道施設、農業集落排水施設について、適切な維持・管理を継続します。
- ・老朽化や漏水などの有無について調査を行い、適切に対処を図るとともに、「長寿命化対策」を実施します。
- ・水洗化の推進や汚水の違法放流の抑制などについて、啓発を行います。

## ③雨水排水対策の推進

- ・既存の排水施設の適切な維持・管理を継続するとともに、関係機関との協議を踏まえて新規整備を検討します。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
公共下水道事業	・公共下水道の管渠などの設計・工事
農業集落排水事業	・地元管理組合との連携による各戸との接続推進
合併処理浄化槽設置整備事業	・合併処理浄化槽設置整備の啓発

## V-4-(1) 省エネ・省資源のまちづくり

## ◆現状と課題

- 地球環境問題への対応の重要性が増す中、地域レベルから環境負荷の低減に努めること、特に、省エネ・省資源を推進することが重要な課題となっています。
- 本町では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の抑制と削減などを目的として、様々な取組みを進めてきました。
- ごみの減量化やリサイクル、自転車利用の促進などの「環境にやさしいまちづくり」を行っています。
- 今後も、総合的な視点から「省エネ・省資源のまちづくり」を継続・充実させていくことが課題となっています。

太陽光発電システム導入公共施設一覧

施設名	導入年度	発電量	蓄電量
鏡石町勤労青少年ホーム	H21年	17.6kw	-kw
鏡石町勤労青少年ホーム（増設）	H25年	-kw	16.0kw
鏡石三区コミュニティセンター	H24年	4.0kw	-kw
鏡石町立第一小学校	H25年	50.0kw	10.0kw
鏡石町立第二小学校	H25年	18.0kw	16.0kw
鏡石町ふれあいの森公園管理棟	H25年	4.0kw	-kw
鏡石駅前トイレ	H25年	2.88kw	-kw
鏡石町役場	H26年	30.0kw	30.0kw
鏡石町公民館	H26年	10.0kw	7.8kw
合計	9件	136.48kw	79.8kw

## ◆施策の基本方針

## ①省エネ・省資源に関わる情報収集と啓発

- ・省エネルギーや省資源に関わる国や県、企業などの取組みについて、情報を収集し、調査・研究を深めていきます。
- ・特に、国・県の\*再生可能エネルギーに関する取組みの動向に注視し、エネルギー産業の振興、再生可能エネルギーの普及などの可能性について検討を行っていきます。
- ・町民や町内の企業・団体に対して、これらの情報について、迅速にわかりやすく広報を行います。
- ・公共施設における節電の継続と設備の改善、「節電」の呼びかけなどを行います。

## ②省エネ・省資源のまちづくりの推進

- ・資源消費の少ないコンパクトな市街地形成や緑地の保全・創出など、「環境にやさしい」都市空間づくりを行います。
- ・環境にやさしい住宅づくりを支援するため、太陽光発電システムをはじめとした、住宅用再生可能エネルギーシステム等の導入を促進するための補助事業メニューの充実を図ります。
- ・過度な自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用へのライフスタイルの転換促進、低公害車の導入に関する啓発などを実施し、温室効果ガスの排出を最小限に抑制します。
- ・「公用自転車活用事業」、「ペットボトルキャップ回収事業」など、関連事業を継続します。



## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
省エネ・省資源に関わる動向調査・広報事業	・省エネ・省資源に関わる動向調査・研究と広報
節電推進事業	・節電の呼びかけ ・公共施設の節電と省エネ設備の充実 など
再生可能エネルギー導入推進事業	・一般住宅や公共施設の建設・改修において、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を推進する
地球温暖化防止事業	・「緑のカーテン」の設置 ・近距離の範囲での公務にあたっての公用自転車の活用 ・ペットボトルキャップの回収と活用

注) ※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

## V-4-(2) 緑と水のまちづくり

### ◆現状と課題

- 本町は、なだらかに傾斜した丘陵地に美しい田園や樹林地などが広がる環境の豊かな町です。
- 阿武隈川・釈迦堂川をはじめとする河川や農業用水路なども、うるおいのある空間を形成しています。
- こうした中、町では、計画的な土地利用や都市開発、建築などの規制・誘導を図り、環境の保全に努めてきました。
- 鳥見山公園をはじめとする都市計画公園 6 箇所、児童遊園 20 箇所のほか、農村公園（久来石公園）や鏡沼跡が公園の機能をもつ空間として整備されています。
- ポケットパーク（小公園）整備、「グリーンロード」をはじめとする美しい並木道の整備も行われています。
- また、花を大切にしたまちづくりとして「花いっぱい運動」などの町民参加の事業も実施しています。
- これらの緑と水の空間を大切に守るため、震災で被害を受けた施設の再建を急ぐとともに、適切な維持・管理を行いつつ、新たな公園・緑地の整備や街路植栽などにより、さらにその質を高めていくことが課題となります。
- 震災で被災した公園施設についての復旧は完了し、町民の憩いの場として利用されています。

都市計画公園の整備状況

種別	名称	面積	整備率
総合公園	鳥見山公園	19.10ha	94.8%
街区公園	不時沼公園	0.45ha	100.0%
	前山公園	0.30ha	100.0%
	境公園	0.31ha	100.0%
	駅東口公園	0.08ha	100.0%
	駅西口公園	0.09ha	100.0%

### ◆施策の基本方針

#### ①緑と水の自然環境の保全

- 緑地保全のための基本方針を示す「緑の基本計画」に基づいて、自然環境の保全を図ります。
- 樹林地・農地、公園・緑地などからなる緑の環境、阿武隈川・釈迦堂川や農業用水路などの水の環境について、基本的にその保全を図ります。

#### ②公園・緑地の維持管理と新規整備の検討

- 公園・緑地やグリーンロードなどの適切な維持・管理を継続します。町民の力を借りた管理形態を採用することなども検討していきます。

- ・児童公園など、新たな公園や、身近な憩いの場としてのポケットパーク（小公園）などの整備を検討していきます。
- ・公園・緑地へのアクセス改善や案内標識の充実なども検討します。
- ・墓地需要が高まる傾向がみられることから、墓地公園の整備の可能性についても検討していきます。



### ③緑化に関わる事業の推進

- ・「花いっぱい運動」といった美しい花に包まれた町の形成に向けた事業を継続します。
- ・\*都市計画道路の整備の機会を活用して、街路樹や街路植栽を行います。
- ・公園施設長寿命化計画に基づいた都市公園の適正な維持及び改修に努めます。



### ④緑化に関わる広報と啓発

- ・公共施設用地において率先的な緑化に努めるとともに、道路沿いの生垣化や敷地内の緑化などについて、啓発を行います。
- ・文化祭など、町の行事において、緑化に関わるイベントを開催または支援することで、緑化機運の醸成を図ります。

## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
公園・緑地の維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥見山公園・不時沼公園・前山公園・境公園・駅東口公園・駅西口公園・ふれあいの森公園などの適正な維持管理</li> <li>・二ーズを踏まえたアクセスの改善の検討 など</li> </ul>
公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の新規整備（鏡田・高久田地区計画内など）</li> <li>・（再掲）各地区の児童公園（遊具・植栽など）の整備・公園施設改修事業</li> <li>・ポケットパーク（小公園）などの整備検討</li> </ul>
植栽等の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲）「花いっぱい運動」の実施</li> <li>・（再掲）「田んぼアート事業」の実施</li> <li>・都市計画道路整備などの機会を活用した緑化</li> </ul>
緑化啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化に関わる広報と啓発</li> <li>・町の行事における緑化啓発関連事業の実施 など</li> </ul>

注）※印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照



## V-4-(3) 適切なごみ処理とリサイクル

### ◆現状と課題

- 本町のごみ（一般廃棄物）の処理については、収集委託により町内約 160 箇所のごみステーションで分別収集のうえ運搬を行い、粗大ごみも含めて須賀川地方衛生センターで処理しています。
- 古紙類については、古紙回収業者により収集・運搬し、リサイクルを行っています。
- 震災時に発生した大量の廃物は適正に処理され、現在では、震災前の水準よりも低くなっています。
- 人口や土地利用の変化に対応した適切な処理を継続し、さらなるごみの減量化やリサイクルなどを推進していくことが課題となっています。

ごみの処理量の内訳と推移

単位：トン

区分	可燃物	不燃物	びん類	缶類	ペットボトル	その他	合計
2006年度（H18年度）	3,581	176	116	109	21	12	4,015
2007年度（H19年度）	3,569	156	118	104	21	12	3,980
2008年度（H20年度）	3,539	138	111	98	22	11	3,919
2009年度（H21年度）	3,359	130	108	109	21	11	3,738
2010年度（H22年度）	3,491	243	110	106	22	11	3,983
2011年度（H23年度）	4,056	1,042	118	158	28	12	5,414
2012年度（H24年度）	3,277	192	105	101	30	10	3,715
2013年度（H25年度）	3,279	90	102	88	28	12	3,599
2014年度（H26年度）	3,369	84	102	91	28	11	3,685
2015年度（H27年度）	3,250	86	101	85	27	11	3,560

### ◆施策の基本方針

#### ①廃棄物の処理

- 一般廃棄物の収集・運搬についての委託業務を適切に実施します。
- ごみステーション付近の衛生状態の維持・向上など、地域住民の協力による適切な取組みを啓発します。

#### ②リサイクルとごみの減量化の推進

- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの関係法令に基づく分別収集の徹底により、リサイクルを推進します。
- 子ども会育成会による資源物の収集活動の支援を継続します。
- 生ごみの堆肥化のための「EMバケツ」の購入費の助成を継続します。
- マイバッグ（買い物袋）の利用促進や、小売店による過剰包装の抑制、廃棄を最小限に抑えて再利用する重要性などについて啓発を行います。



## ◆主要な事業

事業名称	事業の概要
一般廃棄物処理事業	・町内から排出される一般廃棄物の処理
リサイクル推進事業	・古紙・瓶・缶・ペットボトルなどのリサイクルの奨励 ・子ども会育成会による資源物の収集活動の支援 ・「EM バケツ」の購入費助成による生ごみの堆肥化の推進

## V-4-(4) 公害防止と環境美化

### ◆現状と課題

- 公害問題に対しては、「町公害対策条例」を根拠として適切な規制を実施しています。
- 市街化区域内が、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規制指定区域になっています。
- 本町における公害に対する苦情件数は2015年度（平成27年度）に4件で、内訳は、悪臭関係2件、騒音関係2件となっています。
- ため池や河川の水質検査を年1回実施するなど、状況の把握に努めています。
- 原因者に対する適切な指導、モラルの向上の啓発、監視体制の強化などとともに、様々な公害発生リスクを想定した取組みが課題となります。
- 環境美化については、「美しいまちづくり推進条例」を推進し、様々な取組みを進めています。
- 空き缶やタバコの投げ捨て、使用済みタイヤの不法投棄などが多くみられる中、地域による美化活動が実施されています。
- 景観の保全・改善のためのまちづくりと連携して、「美しい町づくり」を行うことが課題となっています。
- 原発事故による健康への影響や不安に対して、放射性物質汚染対処特措法にもとづく除染を全域で行い、住宅、道路、公園など町民の日常生活環境における外部被ばく線量の低減化を図りました。
- 除染終了後も除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬出や町内の空間放射線量の定期的な監視など原発事故への継続的な対応が課題となります。

### ◆施策の基本方針

#### ①公害防止対策の実施

- 公害に関わる情報の収集と検査を継続します。
- 事業者への指導や町民全体への啓発を行うとともに、違法行為があった場合には、関係機関と連携して警告や指導など、適切な対応を行います。
- 農業施設・畜産施設における悪臭の防止など、総合的な公害対策を実施します。
- 工業団地への集約立地などにより、住宅と大規模工場の混在を防止します。
- 都市開発や道路整備などにあたって、公害発生の防止に留意します。

#### ②ごみの不法投棄の防止

- ごみの不法投棄を防止する重要性について広報や啓発を行います。
- 収集業者、処分業者をはじめとする関係団体と連携しつつ、不法投棄をなくすための監視活動を行い、撲滅を図ります。
- ごみステーション付近を清潔に保つため、町民や管理者に対する啓発を行います。

#### ③環境美化活動の推進

- 保健委員会を中心とした関係団体と連携して、環境美化活動を継続します。
- 道路清掃や住環境の衛生保持のための害虫駆除事業などを実施します。

- ・ 町民による環境美化活動、資源物回収などの「ごみゼロ活動」の取組みを支援するとともに、組織の育成を支援します。
- ・ 「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の植栽などによる「美しい町づくり」を進めます。
- ・ 「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の植栽などによる「美しい町づくり」を進めます。



#### ④ 除染用仮置場の適切な管理と中間貯蔵施設への輸送の推進

- ・ 除染で除去した土壌などを保管している仮置場について、除染ガイドラインに基づく適切な維持管理を行います。
- ・ 国が実施する中間貯蔵施設への除染廃棄物の輸送について、適切な作業の実施のための各種調整と早期の全量完了に向けた国への要請を行います。

#### ⑤ 安心・安全な生活環境づくり

- ・ 生活環境づくりに関する町内の各種放射線モニタリングについて、除染後も原子力規制庁や県放射線監視室と連携しながら随時情報を収集・監視し、身体への安全性の確認を継続して実施していきます。

### ◆ 主要な事業

事業名称	事業の概要
総合的な公害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害に関連する情報の収集と広報・啓発</li> <li>・ 悪臭防止などの総合的な公害対策の実施</li> </ul>
ごみの不法投棄対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの不法投棄を防止するための啓発や監視活動 など</li> </ul>
環境美化活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路清掃と害虫駆除</li> <li>・ 町民による美化活動と組織の育成の支援</li> <li>・ 都市空間の改善の機会を活用した「美しい町づくり」</li> </ul>
除染廃棄物の保管管理と中間貯蔵施設への輸送推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染用仮置場の適切な維持管理</li> <li>・ 中間貯蔵施設への除染廃棄物の輸送調整と早期完了要請</li> </ul>
各種環境放射線モニタリング情報の収集と安全確認事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内生活空間に関する環境放射線モニタリングの監視と安全管理</li> </ul>

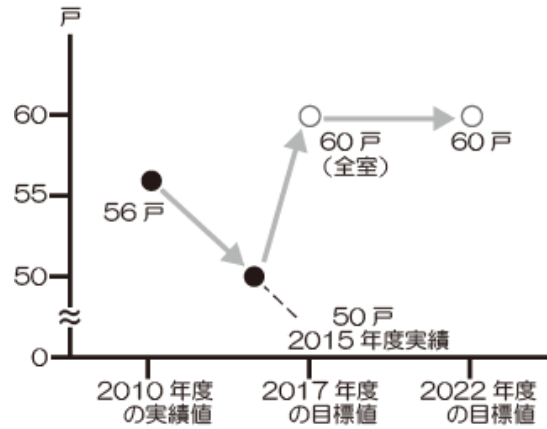
# ◆都市整備・都市開発分野における目標指標

・都市整備・都市開発に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

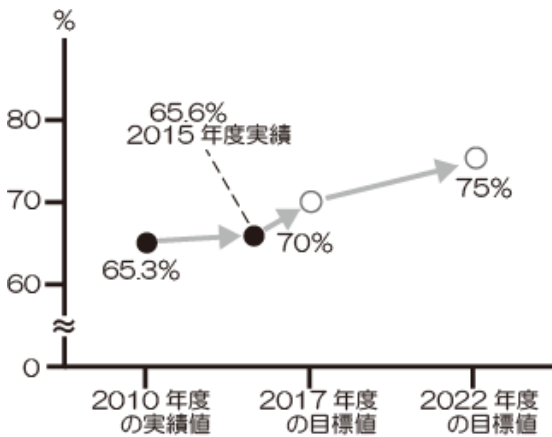
①鏡石駅東第1土地区画整理事業の進捗率

2011年度 末の実績	第1工区の区画道路の築 造工事中
2015年度 末の実績	一般向け保留地の販売開 始
2017年度 の目標	第1工区の事業完了
2022年度 の目標	他工区における事業着 手・推進

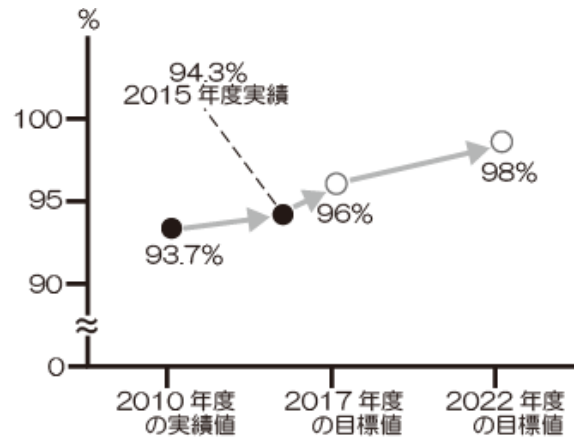
②鏡石町定住促進住宅への入居戸数



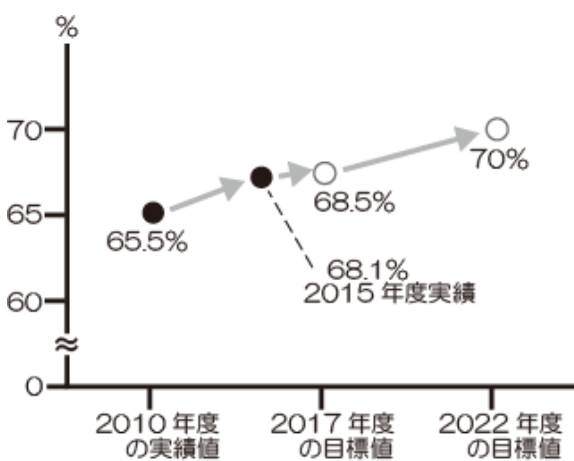
③町道の改良率



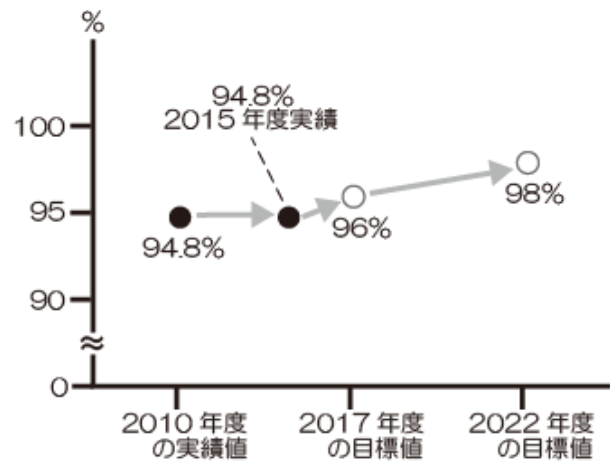
④上水道の給水普及率



⑤公共下水道の整備率（面積比）



⑥鳥見山公園の整備率（面積比）



## 參考資料

---

## 参考資料 1. 策定の経過

本計画の策定までの経過は、次に示すとおりです。

### 【平成 22 年度】

月 日	内 容
9月2日	◆第1回総合計画等策定本部会議：幹部職員による庁内会議 (調査開始報告等)
10月26日	町長ヒアリング
11月8日	学識者講演(日本大学工学部建築学科 准教授：土方吉雄先生) ◇第1回計画策定プロジェクトチーム会議：中堅職員による庁内会議 (改定の視点等)
11月22日	●第1回まちづくり委員会：町民ワークショップ (計画策定の基本的考え方・プレワークショップ等)
12月15日	●第2回まちづくり委員会(総合計画に関するミニセミナー・懇親会)
1月17日	◇第2回計画策定プロジェクトチーム会議 (基本構想の策定に関わる基本的事項等)
1月28日	●第3回まちづくり委員会(健康・福祉に関するワークショップ)
2月1日	◇第3回計画策定プロジェクトチーム会議 (将来像・施策の大綱の柱の名称等)
2月18日	◇第4回計画策定プロジェクトチーム会議 (施策の大綱と基本構想案等)
2月25日	●第4回まちづくり委員会(産業・地域振興に関するワークショップ)
3月	パブリックコメント(中間。震災により中断)

### 【平成 23 年度】

月 日	内 容
6月9日	◇第5回計画策定プロジェクトチーム会議 (序説及び基本構想(素案)等)
6月24日	●第5回まちづくり委員会(「震災を体験して」というテーマでの話し 合い)
7月15日	◆第2回総合計画等策定本部会議 (序説及び基本構想(前半)の素案等)
7月28日	●第6回まちづくり委員会(都市復興と協働に関するワークショップ)
8月26日	●第7回まちづくり委員会(教育・文化に関するワークショップ。提言 書案の検討)
8月29日	◇第6回計画策定プロジェクトチーム会議 (序説及び基本構想(素案)等)

9月16日	◆第3回総合計画等策定本部会議 (序説及び基本構想(素案)等)
9月28日	●まちづくり委員会から町長に「鏡石町のまちづくりに向けた提言書」を提出
10月14日	◇第7回計画策定プロジェクトチーム会議 (大規模開発と将来人口・序説及び基本構想(素案)等)
10月28日	◆第4回総合計画等策定本部会議 (将来人口・序説及び基本構想(素案)等)
11月18日	◇第8回計画策定プロジェクトチーム会議 (将来人口・序説・基本構想・基本計画Ⅰの素案等)
11月21日	*議会全員協議会への経過報告①(経緯・策定の基本方針等)
12月16日	◇第9回計画策定プロジェクトチーム会議 (基本計画Ⅰ～Ⅲの素案等)
12月21日	*議会全員協議会への経過報告②(将来人口の考え方と現行計画と改定計画の体系)
1月13日	◇第10回計画策定プロジェクトチーム会議 (鏡石町第5次総合計画(素案)等)
1月20日	*議会全員協議会への経過報告③(序説及び基本構想の素案)
1月25日	区長会における説明
1月31日	*議会全員協議会への経過報告④(基本計画Ⅰ～Ⅲの素案)
2月1日	◆第5回総合計画等策定本部会議 (鏡石町第5次総合計画(素案)等)
2月3日 ～22日(水)	パブリックコメント
2月9日	*議会全員協議会への経過報告⑤(基本計画Ⅳ～Ⅴの素案)
2月10日	□総合計画等審議会への諮問
2月16日	*議会全員協議会への経過報告⑥(素案への意見聴取)
2月17日	□総合計画等審議会(素案への意見聴取)
2月21日	*議会全員協議会への経過報告⑦(素案への意見聴取)
2月24日	□総合計画等審議会(素案への意見聴取)
2月27日	□総合計画等審議会(総合計画原案の答申)
2月28日	*議会全員協議会への経過報告⑧(総合計画原案)
3月1日	総合計画原案の決定
3月6日	*議会への上程
3月16日	*議会への最終報告と基本構想の議決



【平成 28 年度】後期基本計画

月 日	内 容
5月2日	第1回総合計画等策定本部会議 (後期基本計画策定要綱・前期基本計画評価検証等)
5月20日	第1回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・スケジュール等)
7月14日	第2回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・後期基本計画策定素案)
8月26日	第3回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・後期基本計画策定素案)
9月29日	第4回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・後期基本計画策定素案)
10月13日	第2回総合計画等策定本部会議 (前期基本計画評価検証・策定の進捗状況等)
10月28日	第5回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・後期基本計画策定素案)
1月19日	議会全員協議会(改定素案 説明)
2月13日	第6回計画策定プロジェクトチーム委員会議 (前期基本計画評価検証・後期基本計画策定素案)
2月23日	第3回総合計画等策定本部会議 (総合計画後期基本計画策定素案)
2月27日	議会全員協議会(後期基本計画策定素案資料提出)
3月16日	議会全員協議会(後期基本計画策定案 説明)
3月17日	第5次総合計画後期基本計画決定

## 参考資料 2. 鏡石町第5次総合計画策定後期計画策定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鏡石町第5次総合計画後期基本計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意 義)

第2条 平成24年3月に策定された、第5次総合計画前期基本計画の目標年度（平成28年度）を迎えるため、これまでのまちづくりについての評価・検証を行い、鏡石町のまちづくりを進めるうえで、震災からの復興と地方創生や社会情勢の変化、住民ニーズの多様化に、的確に対応すべく自主・自立の自治体を町民主体の行政運営の中で展開するため、基本構想の方向性を受け、平成29年度から5年間の基本的な考え方や施策の展開方法を示すため、後期基本計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

(計画策定の基本姿勢)

第3条 この要綱による計画策定の基本姿勢は、第5次総合計画基本構想のまちづくりの基本理念である「やさしさとふれあい」と「復興と進化」の実現に向け、人口減少対策を含めた地方創生に即応し、また、厳しい財政状況を踏まえながら、地域の特性を活かした計画とするため、次の各号に掲げるところによる。

(1) 新しい鏡石を目指す計画づくり

町民と行政が強いパートナーシップを結ぶことにより、各々の役割分担をしながら、新しい協働のまちづくりを進める。

(2) 実効性ある計画づくり

まちづくりの重点課題を明確にして、計画期間中に優先的、重点的に取組む施策を絞り込み、選択と集中を基調とする戦略性の高い、実効性のある計画を策定する。

(3) 町民に身近で親しみやすい計画づくり

計画の全体構成や計画の重点などを分かりやすく示すとともに、町民に身近で親しみやすい計画とする。また、住民福祉の向上と簡素で効率的な行財政運営を進めていく。

(4) 財政規模に見合った計画づくり

健全で計画的なまちづくりを行うため、中長期的な視野に立ち、財政規模に見合った計画とする。

(計画策定の時期)

第4条 計画は、平成28年度中に策定するものとする。

(計画の目標年次)

第5条 計画の基準年次を平成28年度とし、目標年次は平成33年度までの5年間とする。

(計画策定の内容)

第6条 この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成されている第5次総合計画の基本計画とする。

### (1) 基本構想

長期的な展望に立ち、総合的で計画的なまちづくりを進めるため、本町の将来あるべき姿とまちづくりの方向を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な施策を定めるものである。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定める将来像を具現化するために、行政の各部門ごとに取り組むべき施策を体系的に定め、各施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるものである。

基本計画は、前期計画と後期計画とに分け、それぞれ5か年とする。

### (3) 実施計画

基本計画で定める施策に基づき、財政的な裏づけを行い、実施ベースの計画を明らかにする。計画期間は3か年とし、毎年度ローリング方式により策定し、予算編成の指針とする。

#### (策定組織等)

第7条 計画は、本町の総合的な方針であり、各行政分野に広く有機的に関連し、関係部門の一元性のある計画であることが必要とされることから、総務課企画財政グループが事務局となり庁内各課等が一致協力し策定の推進にあたる。

## 2 計画策定を円滑に推進するため、次に掲げる組織等を設置する。

### (1) まちづくり委員会

鏡石町まちづくり委員会設置要綱に基づいて、広範な町民ニーズを計画に反映させ、町民との協働により計画策定を進めるため、町民でまちづくりに意欲のある者及び有識者並びに公募により町長が委嘱した委員で構成される委員会である。町の施策等まちづくりに関する事項について協議を行い、その結果を町長に提言する。

### (2) 総合計画等策定本部会議

鏡石町総合計画等策定本部会議設置要綱に基づいて、副町長を本部長、教育長を副本部長とし、本部員は課長等の職である者で構成される会議である。計画策定について審議し、計画策定プロジェクトチームに対し必要な指示を与える。また、計画原案を策定する。

### (3) 計画策定プロジェクトチーム

鏡石町総合計画等策定本部会議設置要綱に基づいて、町職員のうちから各所属長の推薦に基づき、町長が任命した者で構成されるプロジェクトチームである。計画策定プロジェクトチームは、総合計画等策定本部会議に付すべき事案をあらかじめ調査検討するため、必要に応じて開催する。

#### (日程及び策定体制図)

第8条 策定する計画の事務日程は、別表1のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

# 参考資料3. 検討に関わる組織に関する要綱及び委員名簿

## (1) 鏡石町総合計画等審議会

### ■鏡石町総合計画等審議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鏡石町総合計画及び国土利用計画（鏡石町計画）（以下「計画」という。）の策定に関し、町民の意見を計画に反映させるため、鏡石町総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 各種団体を代表する者

(4) 町内企業を代表する者

(5) 町内金融機関を代表する者

(6) 前5号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員は、計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後初の審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料等の提出要求)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課企画財政グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日に限り、その効力を失う。

■鏡石町総合計画等審議会委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏 名	所 属 職 名
1	木 原 秀 男	総務文教常任委員会委員長
2	長 田 守 弘	産業厚生常任委員会委員長
3	稲 田 戦 勝	学識経験者（社会福祉施設長経験者）
4	有 我 忠	行政区長協議会会長
5	菊 地 栄 助	農業委員会会長
6	吉 田 栄 新	教育委員会委員長
7	正 木 正 秋	社会福祉協議会会長
8	深 谷 荘 一	商工会会長
9	鈴 木 寿 久	すかがわ岩瀬農業協同組合鏡石支店長
10	友 坂 周 子	女性団体連絡協議会会長
11	仲 沼 登美子	商工会女性部部長
12	安 藤 利 幸	商工会青年部部長
13	小 抜 三 吉	老人クラブ連合会会長
14	佐 藤 靖 弘	体育協会会長
15	圓 谷 正 幸	農業青年会議所会長
16	真 船 浩 康	P T A連絡協議会会長
17	遠 藤 明 宏	子ども会育成会連絡協議会会長
18	圓 谷 今朝夫	町企業代表 （まきば会代表、つむらや食品(有) 代表取締役）
19	田 辺 裕 勝	町企業代表（アイカ工業(株)福島工場長）
20	矢 吹 信 一	町金融機関代表（須賀川信用金庫鏡石支店支店長）

序  
説

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資  
料  
編

## (2) 鏡石町総合計画等策定本部会議

### ■鏡石町総合計画等策定本部会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鏡石町総合計画及び国土利用計画（鏡石町計画）（以下「計画」という。）を策定及び見直しのため、鏡石町総合計画等策定本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部会議は本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、副町長の職にあるものを充てる。

3 副本部長は、教育長の職にあるものを充てる。

4 本部員は、課長等の職にあるものを充てる。

5 本部会議委員は、計画の策定及び見直しが終了したときは、解任されるものとする。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 計画案の作成に関すること。

(2) 計画案作成のため、町民生活、産業経済、教育文化等町政全般にわたる将来の予測に関すること。

(3) 計画案作成のための国、県の重要施策の調査及び検討に関すること。

(4) その他、計画策定に必要な事項。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、会議の議長は本部長になる。

(計画策定プロジェクトチーム)

第6条 本部会議に付議すべき事案をあらかじめ調査検討するため、本部会議に計画策定プロジェクトチームを置く。

2 計画策定プロジェクトチームの委員は、職員のうちから各所属長の推薦に基づき、町長が任命する。

3 その他計画策定プロジェクトチームに関することは、鏡石町プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（昭和58年鏡石町規定第1号）により運営する。

(庶務)

第7条 本部会議及び計画策定プロジェクトチームの庶務は、総務課企画財政グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

■鏡石町総合計画等策定本部会議本部員名簿

No.	本部職名	職 名	氏 名
1	本 部 長	副 町 長	小 貫 忠 男
2	副 本 部 長	教 育 長	高 原 孝 一 郎
3	本 部 員	総 務 課 長	柳 沼 英 夫
4	〃	税 務 町 民 課 長	木 賊 正 男
5	〃	福 祉 こ ど も 課 長	小 貫 秀 明
6	〃	健 康 環 境 課 長	長 谷 川 静 男
7	〃	都 市 建 設 課 長	圓 谷 信 行
8	〃	産 業 課 長	小 貫 正 信
9	〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	車 田 光 男
10	〃	上 下 水 道 課 長	高 原 芳 昭
11	〃	教 育 課 長	関 根 邦 夫
12	〃	議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司
13	〃	出 納 室 長	角 田 信 洋
14	〃	原 子 力 災 害 対 策 室 長	菊 地 勝 弘



■計画策定プロジェクトチーム委員名簿

No.	所属名	職名	氏名
1	総務課	主査	角田 祐樹
2	税務町民課	主任主査	佐久間 淳子
3	〃	主査	藤田 欽一
4	福祉こども課	主任主査	北畠 正彦
5	〃	副主査	松崎 雅充
6	健康環境課	主査	斎藤 則行
7	〃	副主任保健師	富樫 ゆかり
8	産業課	主任主査	藤野 一
9	〃	主査	小林 洋一
10	都市建設課	主任主査	佐藤 浩一
11	〃	主査	有馬 直希
12	上下水道課	主任主査	影山 義記
13	〃	主任主査	保田 広隆
14	教育課	主任主査	常松 忠央
15	〃	主任主査	渡辺 光徳
事務局	総務課	総括主幹兼副課長	根本 博
		主任主査	灘山 教史
		主査	折笠 友基

主任：影山 義記

副主任：北畠 正彦

### (3) 鏡石町まちづくり委員会

#### ■鏡石町まちづくり委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鏡石町総合計画及び国土利用計画(鏡石町計画)(以下「計画」という。)の策定に当たり、町民のまちづくりに関する意見を反映させ、町民と協働による計画策定を推進するため、鏡石町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、鏡石町の住民でまちづくりに意欲のある者及び町内の有識者の中から町長が委嘱する。

3 委員のうち若干名を公募し、応募者の中から町長が委嘱する。

(公募対象者)

第3条 前条第3項に規定する公募の対象者は、委嘱する時点において満18歳以上であって町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務している者とする。

(所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 町を取り巻く現状と課題、及び地域づくり先進地事例の調査・研究すること。

(2) 町の施策等まちづくりに関する事項について協議を行い、その結果を町長に提言すること。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、無報酬とする。

(資料の提出等の要求等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、町関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(情報の取扱い)

第9条 委員は、委員の職務上知り得た情報を、委員会の設置趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。その職を退いた後も、同様とする。

(報告・提言)

第10条 委員会は、平成23年8月末日までに、会議の内容について町長に報告し、町の施策等まちづくりに関する事項について提言するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課企画財政グループにおいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会

に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が第10条の規定による町長への提言を行った日に限り、その効力を失う。

■鏡石町まちづくり委員会委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏名	備考
1	最上愛子	一般応募
2	真船義行	〃
3	根本竜太郎	〃
4	本田淳子	〃
5	飛沢紀子	〃
6	和気由美子	〃
7	鈴木かおる	〃
8	面川美起子	〃
9	大塚えり子	〃
10	吉田ミネ子	〃
11	和田守央	〃
12	圓谷正幸	農業振興推進委員会
13	吉田栄	農業青年会議所
14	面川洋子	農協職員
15	廣瀬奈津	商工会女性部
16	山野邊周作	商工会青年部
17	古内勝利	商工会職員
18	小栗政次	P T A連絡協議会
19	柳沼光子	女性団体連絡協議会
20	吉田政孝	子ども会連絡協議会
21	町島洋一	あやめ株式会社
22	横田京子	読み聞かせボランティア
23	佐藤靖弘	体育協会
24	柳沼一良	国際交流推進協議会
25	影山圭一郎	消防団本部

序  
説

基本構  
想

基本計  
画Ⅰ

基本計  
画Ⅱ

基本計  
画Ⅲ

基本計  
画Ⅳ

基本計  
画Ⅴ

資  
料  
編

## 参考資料4. 総合計画等審議会諮問及び答申書

### (1) 諮問文

24鏡総第249号  
平成24年2月10日

鏡石町総合計画等審議会  
会長 有我 忠 様

鏡石町長 遠 藤 栄 作

鏡石町第5次総合計画「基本構想（案）」について（諮問）

鏡石町第5次総合計画を策定したいので、別添「基本構想（案）」について貴審議会の意見を求めます。

### (2) 答申文

平成24年2月27日

鏡石町長 遠 藤 栄 作 様

鏡石町総合計画等審議会  
会長 有我 忠

鏡石町第5次総合計画「基本構想（案）」について（答申）

平成24年2月10日付24鏡総第249号をもって諮問のあった鏡石町第5次総合計画「基本構想（案）」について、慎重に審議した結果、適当と認め答申します。

なお、本構想に基づく各施策の実施にあたっては、特に下記の点について十分配慮されるよう要望します。

#### 記

1. 本計画の推進にあたっては、まちづくりの主役である町民と協働によるまちづくりの推進、行財政改革のさらなる推進、施策分野及び組織を超えた横断的な施策の連携を十分踏まえて取り組むこと。
2. 未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興、及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題や風評被害などの諸問題に対しては、速やかに対策を実行すること。

## 参考資料5. 用語解説

### 【あ行】

#### ICT（アイ・シー・ティー）

近年飛躍的に技術革新がみられるインターネットや携帯端末などを利用した情報通信技術のことです。一般的にIT（アイ・ティー）とも呼ばれます。

#### イントラネット

「インターネット」がコンピュータ・ネットワークを接続するネットワークであるのに対し、「イントラネット」はアクセスの範囲やユーザーを限定したものをいいます。企業や行政機関などで導入が進んでいます。

#### SNS

SNSとは「Social Networking Service」の略で、インターネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスです。

### 【か行】

#### グローバル化

「国際化」とほぼ同じ意味ですが、情報技術や交通機関の飛躍的な向上などを背景として、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が、国境を越えて行き交う状況が進展していることをいいます。

### 【さ行】

#### 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことです。

有限でいずれ枯渇する化石燃料（石油・石炭など）などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されることから、地球環境への負荷が少ないといわれます。新エネルギー（地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などの種類があります。

#### 市街化調整区域

都市計画区域内で、市街化を促進すべき区域である「市街化区域」に対して、当面は市街化を抑制すべき区域として定められるものです。開発は原則として制限されます。

## スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置されるインターチェンジのことで、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているものをいいます。

利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

本町においても、すでに鏡石スマートインターチェンジが設置されています。

## スクールソーシャルワーカー

学校での困りごとを抱えている子どもと家族を支えるための専門職です。いろいろな生活問題に対して、学校を中心に子どもたちを取り巻く制度やサービス、環境面から支援を行います。

## 【た行】

### 都市計画道路

都市計画で定められる道路のことをいいます。計画線が定められると、計画区域の内部で建築制限がはたらきます。

### WBC（ダブル・ビー・シー）

白血球（White Blood Cell）のことをいいます。身体の組織に侵入した細菌や異物に対する免疫の働きをします。白血球の増加、減少は、細菌感染や、炎症反応を起こしていることを示します。

### TPP（ティー・ピー・ピー）

環太平洋パートナーシップのことをいいます。太平洋に面している国、囲んでいる国々の間で結ぶ協定です。加盟国の経済制度、すなわちサービス、人の移動、基準認証などにおける整合性を図り、貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃を目指しています。

## 【な行】

### 認定子ども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づいて、2006年（平成18）10月1日から設置された保育施設のことです。保護者の就労の有無などにかかわらず入園が可能なもので、幼稚園と保育所の機能を合わせもつものとして全国で導入が進んでいます。

### ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離するなどの差別的な扱いをせず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方、あるいは、その考え方に基づく福祉施策のことです。

## 【は行】

### バリアフリー化

建築物の内部や道路などの屋外空間において、段差などの障害を除去することをいいます。

## 【ま行】

### モータリゼーション

自動車利用が進行することです。

## 【や行】

### 幼保一体化

これまで、各々教育施設と福祉施設として別個に建設・運営されてきた幼稚園と保育園について、双方の良いところを活かして、施設や運営形態を統合するなどの取組みのことです。国の主導で進められており、本町でも、私立鏡石栄光幼稚園が「認定こども園」に移行していますが、実際に両施設をどのように再編するかなどの詳細は、国が検討中の段階にあります。

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語などの違いに関わらず、すべての人が安全で快適に利用できるような環境などのデザインのことで。

## 【わ行】

### ワークショップ

「共同でものを作り出す作業場」のことですが、まちづくりなどの検討にあたって、自由に意見を出し合って進める会議の名称としても使われます。

本計画においては、「鏡石町まちづくり委員会」を設置し、ワークショップで検討、提言をいただきました。

### ワークライフバランス

仕事と家庭生活のバランスをとることをいいます。



序  
說

基本構想

基本計画Ⅰ

基本計画Ⅱ

基本計画Ⅲ

基本計画Ⅳ

基本計画Ⅴ

資料  
編



～かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし～  
鏡石町第5次総合計画（後期基本計画）

発行：福島県鏡石町

〒969-0492

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345

TEL (0248) 62-2111 FAX (0248) 62-6553

発行日：平成29年3月

編集制作：鏡石町 総務課

編集協力：昭和株式会社